

昭和62年	2月13日	港湾局長決定	
昭和62年	4月1日	施行	
平成11年	4月1日	改正	
平成24年	4月1日	改正	
令和8年	8月1日	改正	

測量委託標準仕様書

本 編

令和 8 年 8 月

東 京 都 港 湾 局

改 正 の 概 要

- 1 第1章総則について、当局の他の委託標準仕様書の改定方針に倣い改定を行った。
- 2 第2章～第9章、第11章～第15章について、建設局測量委託標準仕様書の記述に合わせて追記、修正を行った。
- 3 第10章深淺測量について、国土交通省港湾局の業務仕様書にある深淺測量や水路測量の項目の改訂に伴い、記述等の整合を図った。
- 4 国土交通省公共測量作業規程の一部改正（平成 23 年 3 月、平成 25 年 3 月、平成 28 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 5 年 3 月、令和 7 年 3 月）の内容を取り入れた。

目 次

第 1 章 総則	1 2
第 1 節 一般事項	1 2
1.1.1 適用範囲	1 2
1.1.2 用語の定義	1 2
1.1.3 受託者の義務	1 4
1.1.4 設計図書の支給及び点検	1 4
1.1.5 監督員	1 4
1.1.6 代理人及び主任技術者	1 5
1.1.7 照査技術者及び照査の実施(深浅測量・水路測量)	1 5
1.1.8 担当技術者	1 6
1.1.9 測定の着手	1 6
1.1.10 関係書類の提出	1 6
1.1.11 法令等の遵守	1 6
1.1.12 打合せ等	1 6
1.1.13 資料の貸与及び返還	1 7
1.1.14 官公署等への手続き	1 7
1.1.15 身分証明書	1 7
1.1.16 土地の立入等	1 8
1.1.17 住民等に対する広報等	1 8
1.1.18 測定の中止	1 8
1.1.19 部分使用	1 9
1.1.20 再委託	1 9
1.1.21 条件変更等	1 9
1.1.22 成果物の使用等	2 0
1.1.23 秘密の保持	2 0
1.1.24 個人情報の取扱い	2 0
1.1.25 臨機の措置	2 2
1.1.26 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	2 2
1.1.27 保険の加入の義務	2 2
1.1.28 環境により良い自動車利用	2 2
1.1.29 機密情報流出防止対策の強化	2 3
1.1.30 建設副産物等の処理	2 4
第 2 節 測量施行	2 4
1.2.1 作業計画書	2 4
1.2.2 工程管理	2 5
1.2.3 測量用機器の検定	2 5

1.2.4	測量関係書類の整備.....	2 5
1.2.5	測量記録写真	2 5
1.2.6	使用材料の品質	2 5
第 3 節	安全管理.....	2 6
1.3.1	安全等の確保	2 6
第 4 節	検査.....	2 7
1.4.1	完了検査.....	2 7
1.4.2	修補等	2 7
第 2 章	測量一般.....	2 8
第 1 節	一般事項.....	2 8
2.1.1	準拠すべき図書	2 8
2.1.2	測量の種類及び進め方	2 8
第 2 節	測量の計算.....	2 9
2.2.1	点検計算及び再測	2 9
2.2.2	電子計算機の使用	2 9
2.2.3	計算結果の表示	2 9
2.2.4	測量成果の検定	3 0
第 3 節	提出成果品.....	3 0
2.3.1	成果品の規格	3 0
2.3.2	図面の図式等	3 1
2.3.3	点の記	3 1
2.3.4	観測簿	3 1
2.3.5	成果表	3 1
2.3.6	網図.....	3 2
2.3.7	精度管理表	3 2
第 4 節	技術管理.....	3 2
2.4.1	技術管理.....	3 2
第 3 章	基準点測量.....	3 4
第 1 節	一般事項.....	3 4
3.1.1	目的.....	3 4
第 2 節	製品仕様書の記載事項.....	3 4
3.2.1	製品仕様書	3 4
第 3 節	測量作業.....	3 4
3.3.1	作業内容.....	3 4
3.3.2	基準点測量既知点	3 4
3.3.3	基準点測量の方式	3 5
3.3.4	工程別作業区分及び順序	3 7
3.3.5	測量作業の精度.....	3 7

3.3.6	作業計画	3 8
3.3.7	選点	3 8
3.3.8	基準点の標識	3 8
3.3.9	機器	3 8
3.3.10	観測	3 9
第 4 節	計算及び整理	3 9
3.4.1	計算	3 9
3.4.2	品質評価	3 9
3.4.3	メタデータの作成	3 9
第 5 節	復旧測量	3 9
3.5.1	復旧測量	3 9
第 6 節	成果	3 9
3.6.1	成果等の整理	3 9
第 4 章	水準測量	4 1
第 1 節	一般事項	4 1
4.1.1	目的	4 1
第 2 節	製品仕様書の記載事項	4 1
4.2.1	製品仕様書	4 1
第 3 節	測量作業	4 1
4.3.1	作業内容	4 1
4.3.2	高さの基準	4 2
4.3.3	使用する水準点及び成果	4 2
4.3.4	水準測量既知点	4 2
4.3.5	仮水準点の標識	4 2
4.3.6	工程別作業区分及び順序	4 2
4.3.7	作業計画	4 2
4.3.8	選点	4 3
4.3.9	水準点の標識	4 3
4.3.10	機器	4 4
4.3.11	観測	4 5
第 4 節	計算及び整理	4 7
4.4.1	計算及び整理	4 8
4.4.2	品質評価	4 9
4.4.3	メタデータの作成	4 9
第 5 節	G N S S 標高測量	4 9
4.5.1	G N S S 標高測量	4 9
第 6 節	復旧測量	4 9
4.6.1	復旧測量	4 9
第 7 節	成果	5 0

4.7.1	成果	5 0
第 5 章	現地測量及び写真測量	5 2
第 1 節	一般事項	5 2
5.1.1	目的	5 2
5.1.2	製品仕様書の記載事項	5 2
5.1.3	数値地形図データの位置精度	5 2
5.1.4	測量方法	5 2
5.1.5	図式	5 3
第 2 節	現地測量	5 3
5.2.1	現地測量	5 3
5.2.2	準拠する基準点	5 3
5.2.3	数値地形図データの地図情報レベル	5 3
第 3 節	工程別作業区分及び順序	5 3
5.3.1	工程別作業区分及び順序	5 3
5.3.2	機器及びシステム	5 4
5.3.3	作業計画	5 4
5.3.4	基準点の設置	5 4
第 4 節	細部測量	5 4
5.4.1	細部測量	5 4
5.4.2	TS 点の設置	5 4
5.4.3	地形・地物等の測定	5 4
第 5 節	数値編集	5 5
5.5.1	数値編集	5 5
5.5.2	数値編集の点検	5 5
第 6 節	補備測量	5 5
5.6.1	補備測量	5 5
第 7 節	数値地形図データファイルの作成	5 5
5.7.1	数値地形図データファイルの作成	5 5
第 8 節	品質評価	5 5
5.8.1	品質評価	5 5
第 9 節	成果	5 5
5.9.1	メタデータの作成	5 5
5.9.2	成果等の整理	5 6
第 6 章	UAV 写真測量	5 7
第 1 節	一般事項	5 7
6.1.1	適用事項	5 7
第 7 章	空中写真測量	5 8

第1節 一般事項	5 8
7.1.1 適用事項	5 8
第8章 三次元点群測量	5 9
第1節 一般事項	5 9
8.1.1 適用事項	5 9
第9章 路線測量	6 0
第1節 路線測量の細分	6 0
9.1.1 路線測量の細分	6 0
第2節 作業計画	6 0
9.2.1 作業計画の作成	6 0
第3節 線形決定	6 0
9.3.1 目的	6 0
9.3.2 決定方法及び線形図データファイル作成	6 0
9.3.3 IP の設置	6 0
第4節 中心線測量	6 0
9.4.1 目的	6 0
9.4.2 方法	6 1
9.4.3 標杭の設置	6 1
9.4.4 データの作成方法	6 1
第5節 仮BM設置測量	6 1
9.5.1 目的	6 1
9.5.2 高さ及び設置方法	6 1
第6節 縦断測量	6 1
9.6.1 目的	6 1
9.6.2 データファイル作成・図化	6 2
第7節 横断測量	6 2
9.7.1 目的	6 2
9.7.2 データファイル作成・図化	6 2
第8節 詳細測量	6 2
9.8.1 目的	6 2
9.8.2 方法	6 2
9.8.3 図化	6 2
第9節 用地幅杭設置測量	6 3
9.9.1 目的	6 3
9.9.2 測量作業の精度	6 3
9.9.3 方法	6 3
9.9.4 位置計算	6 3
9.9.5 測設方法	6 3

9.9.6	用地幅杭点間測量	6 4
9.9.7	幅杭線形図データファイル作成	6 4
9.9.8	幅杭打設点図データファイル作成	6 4
第 10 節	品質評価	6 4
9.10.1	品質評価	6 4
第 11 節	成果	6 4
9.11.1	メタデータの作成	6 4
9.11.2	成果品の提出	6 4
第 10 章	深浅測量	6 8
第 1 節	深浅測量	6 8
10.1.1	適用の範囲	6 8
10.1.2	測量準備	6 8
10.1.3	基準点測量	6 8
10.1.4	簡易検潮等	6 9
10.1.5	水深測量	6 9
10.1.6	成果	7 1
10.1.7	照査	7 1
第 2 節	水路測量	7 2
10.2.1	適用の範囲	7 2
10.2.2	測量準備	7 2
10.2.3	基準点測量	7 2
10.2.4	簡易検潮等	7 2
10.2.5	水深測量	7 2
10.2.6	関連調査	7 4
10.2.7	成果	7 4
10.2.8	照査	7 5
第 11 章	用地測量	7 6
第 1 節	一般事項	7 6
11.1.1	目的	7 6
第 2 節	用地測量の細分	7 6
11.2.1	用地測量の細分	7 6
11.2.2	作業計画	7 6
11.2.3	資料・権利調査	7 6
11.2.4	公共用地境界の確認立会及び復元測量	7 8
11.2.5	民有地（民・民）借地権等境界確認立会及び復元測量	7 8
11.2.6	境界の標示	7 9
11.2.7	境界測量	7 9
11.2.8	用地境界仮杭設置	8 0

11.2.9	用地平面測量	8 0
11.2.10	境界点間測量	8 1
11.2.11	面積の計算	8 1
第 3 節	作図・データファイルの作成	8 2
11.3.1	公図等転写連続図	8 2
11.3.2	用地実測図（丈量図）	8 2
11.3.3	土地計算及び土地調書	8 3
11.3.4	「区域図」土地境界図	8 3
11.3.5	用地平面図（現況重ね図）	8 4
第 4 節	品質評価	8 4
11.4.1	品質評価	8 4
第 5 節	メタデータの作成	8 4
11.5.1	メタデータの作成	8 4
第 6 節	成果	8 4
11.6.1	成果の提出	8 4
第 12 章	道路台帳測量	8 8
第 1 節	一般事項	8 8
12.1.1	目的	8 8
第 2 節	作業	8 8
12.2.1	作業	8 8
第 3 節	基準点測量	8 8
12.3.1	作業方法等	8 8
12.3.2	標識の設置及び構造	8 8
12.3.3	成果品の提出	8 9
第 4 節	水準測量	8 9
12.4.1	作業方法等	8 9
第 5 節	縦断測量	8 9
12.5.1	作業方法等	8 9
12.5.2	成果の提出	8 9
第 6 節	横断測量	8 9
12.6.1	作業方法等	8 9
12.6.2	成果の提出	9 0
第 7 節	道路台帳平面図の作成	9 0
12.7.1	目的	9 0
12.7.2	図面の縮尺及び区画割	9 0
12.7.3	平面測量の範囲	9 0
12.7.4	図面用紙	9 0
12.7.5	図化作業	9 0
12.7.6	道路区域線及び幅員の記入	9 1

12.7.7	電子データ（CAD データ等）	9 2
12.7.8	成果の提出	9 2
第 8 節	道路台帳平面図の補正	9 2
12.8.1	目的	9 2
12.8.2	作業	9 2
12.8.3	補正の方法	9 2
12.8.4	成果の提出	9 2
第 9 節	道路台帳調書の作成及び補正	9 3
12.9.1	目的	9 3
12.9.2	作業	9 3
12.9.3	求積図	9 3
12.9.4	求積区間の設定	9 3
12.9.5	延長面積測定の方法	9 3
12.9.6	延長面積測定の順序	9 3
12.9.7	補正	9 4
12.9.8	道路現況調査表及び道路施設現況台帳の作成	9 4
12.9.9	成果の提出	9 4
第 10 節	地下埋設物台帳平面図の作成	9 4
12.10.1	目的	9 4
12.10.2	平面図（現況図）の作成	9 4
12.10.3	記載する占用物件等	9 5
12.10.4	しゅん功図及び管理図等の資料調査・内容検討	9 5
12.10.5	占用物件等の記入作業	9 5
12.10.6	図面の縮尺及び区画割	9 6
12.10.7	電子データ（CAD データ等）	9 6
12.10.8	地下埋設物横断測量	9 6
12.10.9	整理	9 6
12.10.10	成果の提出	9 6
第 11 節	地下埋設物台帳調書の作成	9 6
12.11.1	目的	9 6
12.11.2	調書の作成	9 6
12.11.3	整理	9 7
12.11.4	成果の提出	9 7
第 12 節	地下埋設物台帳平面図及び調書の補正	9 7
12.12.1	目的	9 7
12.12.2	しゅん功図の内容検討及び現地調査	9 7
12.12.3	図面の修正作業	9 7
12.12.4	調書の補正作業	9 8
12.12.5	地下埋設物横断面図の補正作業	9 8
12.12.6	整理	9 8

12.12.7 成果の提出	9 8
第 13 節 試験掘成果による図化作業	9 8
12.13.1 目的	9 8
12.13.2 試験掘の資料	9 8
第 14 節 残置物件に係るしゅん工図及び調書の作成	9 8
12.14.1 目的	9 8
12.14.2 資料作成	9 8
第 15 節 道路敷地構成図及び調書の作成・補正	9 9
12.15.1 目的	9 9
12.15.2 作業	9 9
12.15.3 関係資料の調査収集	9 9
12.15.4 現地調査	9 9
12.15.5 基準点測量及び基準点標識の設置	1 0 0
12.15.6 素図作成	1 0 0
12.15.7 道路区域等の検討	1 0 0
12.15.8 境界点の現地標示	1 0 0
12.15.9 道路区域等の確認立会い	1 0 0
12.15.10 境界標の設置	1 0 1
12.15.11 境界点測量	1 0 1
12.15.12 境界点点の記写真撮影	1 0 1
12.15.13 道路敷地構成図及び調書の作成	1 0 1
12.15.14 道路台帳平面図の補正	1 0 3
12.15.15 整理	1 0 3
12.15.16 成果の提出	1 0 3
12.15.17 道路敷地構成図及び調書の補正に伴う成果の提出	1 0 3
第 13 章 管理境界標杭設置	1 0 4
第 1 節 一般事項	1 0 4
13.1.1 目的	1 0 4
第 2 節 測量作業	1 0 4
13.2.1 資料調査	1 0 4
13.2.2 境界点と基準点の点検	1 0 4
13.2.3 測設計算	1 0 4
13.2.4 現地標示	1 0 4
13.2.5 立会い	1 0 4
13.2.6 標識の設置	1 0 5
第 3 節 成果	1 0 5
13.3.1 成果の提出	1 0 5
第 14 章 事業施行に伴う公示用図書の作成	1 0 6

第1節 一般事項	106
14.1.1 目的	106
第2節 作業内容	106
14.2.1 作業内容	106
第3節 区域決定・区域変更	106
14.3.1 位置図（案内図）	106
14.3.2 用地実測図（丈量図）	106
14.3.3 編入土地調書（土地調書）	107
14.3.4 用地平面図（現況重ね図）	107
14.3.5 公図等転写連続図（地図写）	107
14.3.6 公示用略図	108
14.3.7 区域決定（区域変更）調書	108
14.3.8 立体的区域部分の縦横断面図	108
第4節 供用開始	108
14.4.1 位置図（案内図）	108
14.4.2 用地平面実測図（丈量図）	108
14.4.3 供用開始土地調書	108
14.4.4 用地平面図	109
14.4.5 地図（公図）等転写連続図	109
14.4.6 公示用略図	109
14.4.7 しゅん功道路引継調書	109
14.4.8 地目変更調書	109
第5節 成果	109
14.5.1 成果の提出（区域決定・区域変更）	110
14.5.2 成果の提出（供用開始）	110
第15章 道路位置指定	111
第1節 一般事項	111
15.1.1 目的	111
第2節 作業	111
15.2.1 作業内容	111
15.2.2 付近見取図	111
15.2.3 地籍図	111
15.2.4 公図写し	111
15.2.5 道路横断図	111
15.2.6 舗装構成図	111
15.2.7 構造図	112
15.2.8 承諾書	112
15.2.9 添付書類	112
15.2.10 現地立会	112

15.2.11 境界標の設置	1 1 2
15.2.12 成果の提出	1 1 2

主任技術者及び照査技術者資格表	1 1 3
別表－1 縮尺 1/250 図面図式	1 1 4
別表－2 図面の符号	1 1 6
別表－3 測量杭標示法	1 1 7
別表－4 各種測量の標準作業工程	1 1 9

別図－1	1 2 3
別図－2	1 3 6

参考資料－1 道路曲線部の境界線設定法	1 3 7
参考資料－2 クロソイド区間の境界線設定法	1 4 4
参考資料－3 河川曲線部の境界線設定法	1 4 7
参考資料－4 関係資料一覧表	1 5 0
参考資料－5 登記所申請用紙	1 5 5
参考資料－6 測量委託の様式	1 5 7
参考資料－7 東京都公共基準点（水準基準点、基準点）の使用手続き	1 9 4
参考資料－8 東京都道公共基準点の使用手続き	1 9 6
東京港基準点の使用手続き	2 0 0
参考資料－9 作成する書類の様式	2 0 4
参考資料－10 製図原図及び第二原図写図の記入色等の仕様例	2 0 5
参考資料－11 公示用略図の作成要領	2 0 8
参考資料－12 不動産調査報告書【土地】嘱託登記用（東京都法務局確認様式）	2 2 8
参考資料－13 立会証明書（別紙第9号様式（第3.2条関係））	2 4 0

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1

適用範囲

- 1 この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する測量委託に係る測量委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 設計図書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 測量業務の精度、作業方法等で、この標準仕様書に定めのない事項については、「国土交通省公共測量作業規程」及び「東京都土木工事標準仕様書」等、知事が定めた標準仕様書並びに特記仕様書によること。

1.1.2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 2 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書及び入札参加者が質問受付時に提出した契約条件等に関する質問に対して委託者が回答する質問回答書をいう。
- 3 「標準仕様書」とは、測量を施行する上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み定めた図書をいう。
- 4 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 5 「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- 6 「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 7 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 8 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 9 「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 10 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- 11 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 12 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

- 13 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等な立場で合議することをいう。
- 14 「提出」とは、受託者が監督員に対し、又は監督員が受託者に対し、測量業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 15 「情報共有システム」とは、監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- 16 「書面」とは、施工計画書等の提出書類をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。
なお、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。
- 17 「検査員」とは、測量業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 18 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 19 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等がWEB会議を含む面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 20 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 21 「協力者」とは、受託者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 22 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 23 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 24 「天災等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。
- 25 「機密情報」とは、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報をいう。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び都と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。
- 26 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。
また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。
- 27 「SI単位」とは、国際単位系をいう。

28 「測量作業員」とは、代理人及び測量主任技術者並びに測量要員等をいう。

1.1.3

受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たって測量等の意図及び目的を十分理解したうえで測量等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するよう正確かつ丁寧な技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

1.1.4

設計図書の支給及び点検

1 受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1.1.5

監督員

1 委託者は、受託者の測量業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、委託者から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 測量業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議、回答等

(2) 測量業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督

3 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

4 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。

5 委託者は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

6 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後速やかに書面で受託者にその内容を通知するものとする。

1.1.6

代理人及び主任技術者

- 1 受託者は、測量業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- 4 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行うものとする。
- 5 主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」のいずれかの資格を有する技術者で、日本語に堪能でなければならない。
- 6 主任技術者は、1.1.7 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- 7 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等がある場合、その受託者と十分に調整のうえ、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- 8 主任技術者は、野外における測量業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に行われるよう管理・監督しなければならない。
- 9 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- 10 主任技術者は、原則として変更できない。
ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

1.1.7

照査技術者及び照査の実施 (深淺測量・水路測量)

- 1 委託者が設計図書において定める場合は、受託者は、業務における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。
- 2 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。
- 3 委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」のいずれかの資格を有する技術者でなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は、監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

1.1.8 担当技術者	1 「担当技術者」とは、測量業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。 2 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。 3 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。 4 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。 5 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
1.1.9 測量の着手	受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに測量に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。
1.1.10 関係書類の提出	1 受託者は、「受注者等提出書類基準・同実施細目（東京都港湾局）」により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、テクリスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。
1.1.11 法令等の遵守	1 受託者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。 2 測量作業員に対する諸法規の運営適用は、受託者の責任と負担において行うこと。
1.1.12 打合せ等	1 測量業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認す

るものとする。

なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。（参考資料－９）

- 2 測量業務の着手時及び測量業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。（参考資料－９）
- 3 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し明確にするものとする。（参考資料－９）
- 4 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

- 5 監督員と主任技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督員と協議のうえ、変更できるものとする。機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は委託者と受託者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは委託者と受託者の協議で決定する。受託者は、打合せの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記載し、相互に確認するものとする。

1.1.13

資料の貸与及び返還

- 1 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。
ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。
- 2 受託者は、貸与された図書及び資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。
- 3 受託者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1.1.14

官公署等への手続き

- 1 受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- 2 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

1.1.15

身分証明書

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。なお、立入り作業完了後は身分証明書を速やかに返還しな

なければならない。

1.1.16

土地の立入等

1 受託者は、測量業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、測量業務が円満に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。

2 前第1項の立入りをを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。

また、特定外来生物を確認した場合は、監督員に報告すること。

4 特記仕様書に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は受託者において行うものとする。

5 受託者は、私有地の立入りについては言語、動作をつつしみ、住民に不安、悪感情等を与えぬように注意すること。

1.1.17

住民等に対する広報等

1 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受託者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に必要な期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

1.1.18

測量の中止

1 契約書第19条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じる

ことができる。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合。
- (2) 関連する他の測量等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不相当と認めた場合。
- (3) 環境問題等の発生により測量の続行が不相当又は不可能となった場合。
- (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合。
- (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合

2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で監督員が必要と認めた場合には、測量の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。

3 前第2項の場合において、受託者は測量業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。

1.1.19

部分使用

1 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。

2 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

1.1.20

再委託

1 契約書第6条に定める「主要部分」とは、下記に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできないものとする。

(1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

2 受託者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としないものとする。

3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。

4 受託者は、測量業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にするものとする。また、協力者に対し測量業務の実施について適切な指導、管理するものとする。

5 協力者は、東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中であってはならない。

6 受託者は、前第4項に規定する測量業務を再委託する場合は、協力者の測量業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1.1.21

条件変更等

1 監督員が受託者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下「測量業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

(1) 1.1.17 住民等に対する広報等第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。

(2) 天災その他の不可抗力による損害。

(3) その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

1.1.22

成果物の使用等

受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条（特許権等の使用）に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

1.1.23

秘密の保持

1 受託者は、測量業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他人に漏らしてはならない。

5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。

6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

1.1.24

個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、他人にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特

定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1.1.25

臨機の措置

- 1 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1.1.26

屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1.1.27

保険の加入の義務

- 1 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

1.1.28

環境により良い自動車利用

測量業務等の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - 3 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1.1.29

機密情報流出 防止対策の強 化

1 受託者は、本業務の履行に関する全ての機密情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、業務計画書に記載するものとする。

(2) 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

ア 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

イ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ウ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

(1) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

- (2) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- (3) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- (4) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- (5) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
(事故の発生時の措置)
- (1) 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- (2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1.1.30

建設副産物等の処理

- 1 受託者は測量業務に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。
 - (1) 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達）
 - (2) 建設廃棄物処理指針（平成23年3月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）
 - (3) 東京都建設リサイクルガイドライン
 - (4) 東京都建設泥土リサイクル指針
- 2 受託者は、建設副産物の処理に当たっては、現場内において、ふるい分け等により極力分別し、建設発生土、コンクリート塊、アスコン塊、木材、その他の廃棄物等に仕分けした上、再利用及び適正処理を行なわなければならない。
- 3 受託者は、測量業務の実施に伴い発生する伐採材、伐根材、剪定枝葉等については、民間再資源化施設での再利用を図るなど、再資源化に努めなければならない。

第2節 測量施行

1.2.1

作業計画書

- 1 受託者は、契約締結後14 日以内（休日等を含む）に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要（委託件名、作業量、作業地域、契約年月日、納期）
 - (2) 実施方針（作業工程）
 - (3) 業務実施計画表
 - (4) 業務組織計画（作業編成）

	(5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 安全管理 (10) 精度管理 (11) 使用する主な機器 (12) その他
	3 受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。 4 監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。
1.2.2 工程管理	1 受託者は、作業実施計画表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業実施計画表を提出すること。 2 作業実施計画表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の作業実施計画表を提出すること。 3 特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。
1.2.3 測量用機器の 検定	測量用機器は各作業に適したものを使用すること。 セオドライト、測距儀、鋼巻尺、レベル、水準測量作業用電卓、トータルステーション（データコレクタを含む）、GNSS測量機等は所定の方法により点検及び検定を行い、高度な技術を有する第三者機関の検定証明書等を作業計画書に添付して提出すること。なお、第三者機関は、国土交通省公共測量作業規程に従うものでなければならない。
1.2.4 測量関係書類 の整備	受託者は、測量に関する関係書類を備え、随時監督員が点検できるように整備しておくこと。
1.2.5 測量記録写真	受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に、適宜、測量状況写真等を撮影し、工程順に記録写真帳に整理するとともに、監督員に提出しなければならない。
1.2.6 使用材料の品 質	受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。

第3節 安全管理

1.3.1

安全等の確保

- 1 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和6年3月5日)を参考にし、常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受託者は、測量に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受託者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受託者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日国土交通省告示第496号)を遵守し、災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 測量実施のため交通もしくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公庁の許可を受けたうえで必要な箇所に指定の表示

を行うものとする。

8 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予測される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。

9 受託者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

なお、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

10 受託者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

第4節 検査

1.4.1

完了検査

1 受託者は、契約書第30条（検査及び引渡し）第1項の規定に基づき、完了届を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2 委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）測量業務成果物の検査

（2）測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「東京都港湾局CALS/EC 電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

1.4.2

修補等

1 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契約書第40条（契約不適合責任）第1項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

第2章 測量一般

第1節 一般事項

2.1.1

準拠すべき図書

各種の測量は、次の法律及び図書に準拠して行うものとする。

なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

番号	名 称	適 用
1	測量法	国土交通省
2	公共測量作業規程	国土交通省
3	公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領	公益社団法人日本測量協会
4	公共測量作業規程の準則 解説と運用	〃
5	国土調査法	
6	基準点測量作業規程準則（国土調査法）	国土交通省
7	水路業務法	〃
8	不動産登記法	法務省
9	東京都土地区画整理事業測量作業規程	東京都都市整備局
10	道路台帳作成要領	東京都建設局道路管理部
11	道路台帳一般図式及び凡例	〃
12	公示用略図の作成要領	〃
13	水準基標測量成果表(港湾地域)	東京都港湾局
14	水準基標測量成果表	東京都土木技術支援センター
15	東京都公共基準点使用要領	〃
16	東京都道公共基準点管理保全要綱	東京都建設局道路管理部
17	建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領	東京都建設局
18	都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱の解説	〃
19	CAD 製図基準	国土交通省
20	土木設計業務等の電子納品要領	〃
21	測量成果電子納品要領	〃
22	道路台帳平面図等の電子納品の手引き (9) 道路台帳作成要領 併録	東京都建設局道路管理部

2.1.2

測量の種類及

1 測量の種類は、次のとおりとする。

(1) 基準点測量

び進め方

- (2) 水準測量
- (3) 地形測量
- (4) 空中写真測量
- (5) 路線測量
- (6) 深淺測量
- (7) 用地測量
- (8) 道路台帳測量
- (9) 管理境界標杭設置
- (10) 事業施行に伴う公示用図書の作成

2 測量の進め方は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、測量実施前に設計図書に基づき測量箇所の現地調査を行い、施行にあたっては、測定位置を再確認すること。
- (2) 受託者は、測量施行後直ちに資料を整理し、過ちがないかを確認すること。

第2節 測量の計算

2.2.1 点検計算及び 再測

受託者は、観測が終了したときは、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を越えた場合は必要な再測を行うか、または、監督員の指示により適切な措置を講じること。

2.2.2 電子計算機の 使用

受託者は、測量の計算を電子計算機で行う場合には、データ、けたの取扱い等について確認し、プログラム、インプットデータを監督員に提示し、指示を受けた後に計算を行うこと。

2.2.3 計算結果の表 示

測量計算結果については、原則として次表のとおりとする。

測量の種類	表示数値の種類	単位	表示の「けた数」	処理方法
基準点測量 水準測量 路線測量 河川測量	辺 長 距 離 座標値 標 高	m	小数点以下 3 けた	小数点以下 4 けた目を 四捨五入する
用地測量	座標値			小数点以下 4 けた目を 切捨てとする
	面 積	m ²	小数点以下 6 または 7 けた	
道路台帳測量	座標値	m	小数点以下 3 けた	小数点以下 4 けた目を

境界標調書 未分筆調書				四捨五入する
	距 離			少数点以下 4 けた目を 切捨てとする
公示用図書の 作成	面 積	m ²	少数点以下 2 けた	少数点以下 3 けた目を 切捨てとする
	道路区域幅員 境界辺長	m		

(注1) 用地測量で面積を算出する場合、座標法によって算出した面積と、三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、三斜法によって算出した面積を決定面積とする。

ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線のmm位の切捨て、切上げを考慮してmm位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。

- ・ 座標面積1筆500m²未満は、0.02m²以内
- ・ 座標面積1筆500m²以上は、座標面積の1/25,000以内

2.2.4

測量成果の検定

受託者は、特記仕様書に測量成果の検定を行う定めのある場合は、監督員の指示により公益社団法人日本測量協会測量技術センター等、高度な技術水準を持つ第三者機関による検定を受けなければならない。

なお、第三者機関は、国土交通省公共測量作業規程の定めに従うものでなければならない。

第3節 提出成果品

2.3.1

成果品の規格

- 1 計算書等で使用する用紙の規格は、別途定めのあるもの及び原図、白焼図を除き、原則としてA4判（再生紙）とする。
- 2 計算書等A4版（再生紙）の書類については、当該書類と同一内容のデジタルデータを提出するものとする。
なお、デジタルデータの提出が困難なものについてはこの限りではない。
- 3 計算書等の製本の規格は、別途定めのあるものを除き、原則としてA4版（再生紙）とする。装丁等については、パイプ式ファイル（A4版）により取りまとめ、正本一部又は必要に応じて正副二部製本する。（別図-2）
- 4 原図は、各章で規定した成果品のほか、当該図と同一内容のデジタルデータも提出するものとする。ただし、デジタルデータを用いて原図を作成していない場合は、各章で規定した成果品のみとする。
- 5 写図の提出は、原図をデジタルデータで作成し提出する場合においては、監督員との協議により提出を省略することができる。

※ 従来は、地形図等の写図（第二原図）に追記して中心線図等の後続図面を作成していたが、デジタルデータを用いて原図を作成する場合、当該デジ

タルデータを利用し後続図面を作成できるため、写図（第二原図）は不要となる。

6 成果品に使用するポリエステルフィルムは、片面マットを原則とする。

7 デジタルデータの形式は、計算書等にあってはPDF形式及びオリジナルデータ（オリジナルデータとは、各受託者が計算書等の作成時にワープロソフトや表計算ソフト等任意に使用したソフト等により作成されたデジタルデータをいう。）とし、原図にあっては、DM形式、SXF(SFC)形式及びオリジナルデータとする。（オリジナルデータとは、各受託者が任意に使用するCADソフト等により作成されたデジタルデータをいう。）

ただし、委託時に特に指定があるものや、監督員によりデータ形式の変更を指示した場合は、この限りではない。

8 SXF形式のデータはCAD製図基準（国土交通省）によるものとする。

ただし、委託業務に支障がないと認めるときは、監督員の指示又は承諾により属性情報、フォルダ構成、ファイル形式等の仕様を変更することができる。

9 複写図は、デジタルデータをコンピュータと接続した印刷機により作成した出力図（白焼図）に代えて提出することができる。

10 デジタルデータの提出については、土木設計業務等の電子納品要領及び測量成果電子納品要領（国土交通省）により、電子記録媒体（CD-R等）を2部提出するものとする。

2.3.2

図面の図式等

1 図面の図式は、原則、国土交通省公共測量作業規程に準拠し、作業規程に記載のない図式は、本仕様書別表－1 縮尺1／250 図面図式によるものとする。

2 図面の符号は、本仕様書別表－2 図面の符号によるものとする。

2.3.3

点の記

1 点の記とは、基準点等の位置を明確にするために作成するものをいう。

点の記に使用する用紙の規格は、A4判とし、同一用紙に写真を添付すること。

2 点の記は本仕様書参考資料－6 各様式（第2～4）のとおりとする。

2.3.4

観測簿

観測簿は、現地で野帳に記入し基準点測量観測簿、水準観測簿等に整理したもの、または自動測定された観測データをデータコレクターに入力したものをコンピュータより必要事項（様式見本第1、2）を出力した観測データリストとする。

2.3.5

成果表

1 成果表とは、各工程別作業において最終の目的として得た結果を表にとりまとめたものをいう。

成果表には、その結果に至るまでの経緯を入れた観測成果表を添付すること。

2.3.6

網図

- 2 成果表は、各様式（第5～6）のとおりとする。
- 1 網図とは、測量の結果得られた各測点の位置及び関連を図上にとりまとめ、所要事項を記載したものをいう。
網図には、縮尺1/2500程度の都市計画図又はこれに代わる地形図を用いることを原則とするが、別途監督員の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 2 網図には、次の各号に示す事項を記入すること。
〔① 基準点網図記載事項〕
 - (1) 基準点の種類及び番号
 - (2) 標識の種類
 - (3) 座標値及び高さ
 - (4) 方向角及び点間距離
 - (5) その他必要と認められる事項
〔② 水準路線図記載事項〕
 - (1) 水準路線の名称
 - (2) 水準点の種類及び番号
 - (3) 標識の種類
 - (4) 高さ
 - (5) その他必要と認められる事項

2.3.7

精度管理表

- 1 精度管理表とは、測定して得た数値を各工程に定められた様式に従って、作業全般の精度を管理するために作成するものをいう。
- 2 精度管理表は、各様式（第7～12）のとおりとし、本様式で規定していないものについては、国土交通省公共測量作業規程によるものとする。
なお、記入方法は、公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領によること。

第4節 技術管理

2.4.1

技術管理

- 技術管理は受託者が自ら行うものであり、その範囲及び提出書類等については、次のものとする。
- 1 作業計画全般についての総合的な技術的検討
原則として、検討結果の提出は求めないが、測量作業が大規模な場合若しくはその内容が技術的に極めて高度であるか又は極めて複雑・困難であると認められたときは、検討の結果についての報告書を作成し、提出すること。
 - 2 精度管理表の作成
受託者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成すること。
 - 3 測量成果の精度管理及び品質についての確認のための点検測量は、提出す

る成果の作業量に対し、下表の率を乗じた作業量について行うものとする。

点検測量の記録は、所定の整理を行い点検測量簿として提出すること。

点検測量簿は、「公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領」によること。

なお、点検測量は、受託者が各工程別作業の終了時、その他適切な時期に監督員の指示する箇所について行うことを原則とする。

点検測量率は、次表標準とする。

測量種別		点検測量率
基準点測量	2 級	1 0 (%)
	3 , 4 級	5
水準測量		5
簡易水準測量		5
地形測量 (写真測量を含む)		2
線形決定		5
中心線測量		5
縦断測量		5
横断測量		5

4 標識の設置状況及び出来形の記録写真の撮影標識の設置状況は、成果品により確認できるもの以外について、測量種別ごとに3の点検測量率と同率の記録写真を提出すること。

5 最終成果の総合的な再点検及び出来形等についての再確認は、3に準じて行うこと。

第3章 基準点測量

第1節 一般事項

3.1.1

目的

基準点測量とは、既知点（その成果が与件として用いられる点）である基準点（以下この章において「既知点」という。）に基づき、新点である基準点（以下この章において「新点」という。）の位置又は標高を定める作業をいう。

第2節 製品仕様書の記載事項

3.2.1

製品仕様書

- 1 製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
- 2 製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、当該基準点測量に適合するように各事項を記載するものとする。

なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、5桁以内の整数（integer）と規定しているが、本都では漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。

第3節 測量作業

3.3.1

作業内容

基準点測量は、細部測量の基準となる基準点を設置することを目的として行い、既知点の種類、既知点間の標準距離、新点間の標準距離、観測の精度等に応じて、2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量に区分する。

（注1）「GNSS」とは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称をいい、GPS、準天頂衛星システム、GLONASS、Galileo等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、準天頂衛星システム及びGLONASSを適用する。ただし、準天頂衛星は、GPS衛星と同等の衛星として扱うことができるものとし、これらの衛星をGPS・準天頂衛星と表記する。

3.3.2

基準点測量既知点

- 1 既知点は、原則として次のものを使用するが、現場等の実情に合わせこれ以外の既知点も使用してよい。使用にあたっては、周辺基準点状況及び基準点管理者等を把握のうえ、整合性等を検討のうえ、監督員と協議すること。

以下の既知点の標高は、東京湾平均海面を零位とした(T.P.)を使用しているため、4.3.2「高さの基準」(A.P.)の取扱いに注意すること。

- (1) 電子基準点（国土地理院）

2級基準点測量及び3級基準点測量の既知点として使用できる。

- (2) 三角点（国土地理院）

- (3) 1級基準点（東京都土木技術支援センター）「東京都公共基準点」といい、使用方法は、参考資料－7による。
- (4) 2級及び3級基準点（東京都建設局道路管理部）「東京都道公共基準点」といい、使用方法は、参考資料－8による。
- (5) 2級基準点（東京都東京港管理事務所）「東京港基準点」といい、使用方法は、参考資料－8-1による。※使用にあたっては、検測を実施すること。
- (6) 街区基準点（国土地理院）
地籍測量のために設置された基準点である。
- (7) 同級基準点を使用できる場合
3～4級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は、三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、使用する既知点数の1/2以下とする。

2 既地点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。

区 分 項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
既知点の種類	電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 電子基準点付属標 一～四等三角点 1～3級基準点
既知点間距離 (m)	4,000	2,000	1,500	500
新点間距離 (m)	1,000	500	200	50

3 前項の区分によらず、公共測量により設置した既知点を用いる場合は、当該既知点がどの区分に該当するかを特定の上、前項の規定に従い既知点として使用することができる。

3.3.3

基準点測量の方式

- 1 2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
- 2 3級基準点測量及び4級基準点測量は、原則として、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。
- 3 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

区 分 項 目	1級基準点 測量	2級基準点 測量	3級基準点 測量	4級基準点 測量
結 合 多 1個の多角網に おける既知点数	$2 + \frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3 点 以 上	

角 方 式		電子基準点のみを既知点とする場合は3点以上とする。			——
	単位多角形の辺数	10 辺以下	12 辺以下	——	——
	路 線 の 辺 数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10 辺以下 (15 辺以下)
		伐採樹木及び地形の状況等によ っては、監督員の承認を得て辺数 を増やすことができる。			
	節 点 間 の 距 離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路 線 長	3 km 以下	2 km 以下	1 km 以下	500m 以下 (700m 以下)
		GNSS測量機を使用する場合は5km以下と する。ただし、電子基準点のみを既知点とす る場合はこの限りでない。		電子基準点のみを 既知点とする場合 はこの限りでない。	
	偏 心 距 離 の 制 限	$e \leq S/6 \quad S : \text{測点間距離}$ $e : \text{偏心距離}$			
		電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間 の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離 は、この式によらず100m以内を標準とする。			
路 線 図 形	多角網の外周路線に属する新点 は、外周路線に属する隣接既知点 を結ぶ直線から外側40° 以下の 地域内に選点するものとし、路線 の中の夾角は、60° 以上とする。 ただし、地形の状況等によりやむ を得ないときは、この限りでな い。			同 左 50° 以下 同 左 60° 以上	
平 均 次 数	——			簡易水平網平均計算を行う場合 は平均次数を2次までとする。	
備 考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで 又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形を形成され、その内部 に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算 を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した 一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基 準点付属標を既知点とし、かつ、国土交通省公共測量作業規程第 35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長 について（ ）内を標準とすることができる。				

4 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

区 分 項 目		1 級基準点 測量	2 級基準点 測量	3 級基準点 測量	4 級基準点 測量
単 路 線 方 式	方 向 角 の 取 付	既知点の 1 点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS 測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路 線 の 辺 数	7 辺以下	8 辺以下	10 辺以下	15 辺以下 (20 辺以下)
	新 点 の 数	2 点以下	3 点以下	——	——
	路 線 長	5 km 以下	3 km 以下	1.5km 以下	700m 以下 (1 km以下)
		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。			
	路 線 図 形	新点とは、既知点を結ぶ直線から両側 40° 以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60° 以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。			同 左 50° 以下 同 左 60° 以上
準 用 規 定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及び GNSS 測量機を使用する場合の路線長の制限緩和は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。				
備 考	4 級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び 1 ～ 3 級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、国土交通省公共測量作業規程第 35 条第 2 項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。				

3.3.4

工程別作業区分
及び順序

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

ただし、監督員が指示し、又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- 1 作業計画
- 2 選点
- 3 測量標の設置
- 4 観測
- 5 計算
- 6 品質評価
- 7 成果などの整理
- 8 第三者機関による成果検定

3.3.5

測量作業の精度

基準点測量における座標の閉合比の許容範囲は、本仕様書による許容範囲を満足すること。

3.3.6

作業計画

作業計画は、1.2.1 の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

3.3.7

選点

- 1 基準点測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 既知点の現況調査を行い異常の有無を確認するとともに、基準点現況報告書を作成すること。
 - (2) 新点は、後続作業を考慮し、適切な位置に選定し、選点図を作成する。
選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。
 - (3) 測量作業上必要な場合は、監督員と協議のうえ補助基準点を設置することができる。
 - (4) 定めのない事項については、監督員と協議のうえ、国土交通省公共測量作業規程を準用する。
- 2 新設した基準点には、2級C、3級A、4級Bの記号と一連番号を付し、その位置は固定物を利用して3方向から測定し、後日位置の確認ができるように「点の記」を作成すること。
なお、これによりがたい場合は、監督員の指示によることができる。
- 3 これに基づき、基準点網図を作成すること。

3.3.8

基準点の標識

- 1 測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。
- 2 監督員が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
- 3 永久標識の規格及び設置方法は、別図－1によるものとし、設置した永久標識等については、写真等により記録するものとする。設置箇所は、歩行者が鉤等につまづかないよう配慮すること。
- 4 3級基準点には、鉄筋コンクリート標杭(120×120×900mmまたは120×120×600mm)を埋石することを原則とするが、これによりがたい場合は、監督員の指示に従うこと。
- 5 4級基準点には、プラスチック杭(70×70×600mm)を設置することを原則とするが、これによりがたい場合は監督員の指示に従うこと。
- 6 杭頭部には、所定の表示(別図－1 参照)をすること。

3.3.9

機器

観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらに相当するものとする。

機 器	性 能	摘 要
1級トータルステーション	国 土 交 通 省 公 共 測 量 作 業 規 程 別 表 1 に よ る	1 ～ 4 級基準点測量
2級トータルステーション		2 ～ 4 級基準点測量
3級トータルステーション		4 級 基 準 点 測 量
1級 GNSS 測量機		1 ～ 4 級基準点測量

2 級 GNSS 測量機		1 ～ 4 級基準点測量
1 級セオドライト		1 ～ 4 級基準点測量
2 級セオドライト		2 ～ 4 級基準点測量
3 級セオドライト		4 級基準点測量
測 距 儀		1 ～ 4 級基準点測量
3 級レベル		測 標 水 準 測 量
2 級標尺		測 標 水 準 測 量
鋼巻尺	JIS 1 級	—

3.3.10

観測

- 1 観測は、国土交通省公共測量作業規程第 2 編基準点測量 第 2 章基準点測量 第 5 節観測 第34条（要旨）～第37条（観測の実施）による。
- 2 点検は、国土交通省公共測量作業規程第 2 編基準点測量 第 2 章基準点測量 第 5 節観測 第38条（観測値の点検及び再測）～第39条（偏心要素の測定）による。

第4節 計算及び整理

3.4.1

計算

計算は、国土交通省公共測量作業規程第 2 編基準点測量 第 2 章基準点測量 第 6 節計算 第40条（要旨）～第 7 節品質評価 第43条（平均計算）による。

3.4.2

品質評価

「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。受託者は、品質評価手順に基づき品質評価を行い、品質評価表に取りまとめるものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

3.4.3

メタデータの作成

基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

第5節 復旧測量

3.5.1

復旧測量

復旧測量は、国土交通省公共測量作業規程第 2 編基準点測量 第 5 章復旧測量 第99条（要旨）～第101条（基準点の復旧測量）による。

第6節 成果

3.6.1

成果等の整理

- 1 基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。
- 2 成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。

- (1) 観測手簿 (データコレクターによる観測リスト等)
- (2) 観測記簿 (3級・4級の場合は不要)
- (3) 計算簿 (原本及び写し)
- (4) 平均図 (原本及び写し)
- (5) 基準点成果表 (原本及び写し)
- (6) 点の記 (原本及び写し)
- (7) 建標承諾書 (必要な場合のみ提出、原本及び写し)
- (8) 測量標設置位置通知書
- (9) 基準点網図 (原本及び写し)
- (10) 精度管理表
- (11) 品質評価表 (原本及び写し)
- (12) 測量標の地上写真 (点の記に添付)
- (13) 基準点現況調査報告書 (必要な場合のみ提出)
- (14) 成果数値データ
- (15) 点検測量簿
- (16) メタデータ
- (17) 各電子データ (オリジナルデータ及びSXF)
- (18) 第三者機関の検定表 (原本及び写し)
- (19) その他の資料 (監督員の指示による)

第4章 水準測量

第1節 一般事項

4.1.1

目的

水準測量は、水準点の最新の成果を基準として、作業区域内に仮水準点を設置し、既知点である基準点又は他の水準点の標高及び位置を測定し、各種事業に必要な資料を作成することを目的とする。

第2節 製品仕様書の記載事項

4.2.1

製品仕様書

- 1 製品仕様書は当該水準測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。
- 2 製品仕様書の記載にあたっては、標準的な記載事例を参考とし、監督員が当該水準測量に適合するように各事項を記載するものとする。

なお、点番号に関しては、国土地理院で公表している記載事例においては、5桁以内の整数（integer）と規定しているが、漢字を使用する場合を想定し、点番号と同様に20文字以下（characterString）により定義するものとする。

第3節 測量作業

4.3.1

作業内容

- 1 レベル等による水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量、4級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。
- 2 1級水準測量により設置される水準点を1級水準点、2級水準測量により設置される水準点を2級水準点、3級水準測量により設置される水準点を3級水準点、4級水準測量により設置される水準点を4級水準点及び簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。
- 3 新設する水準点のうち永久標の設置にあたっては、座標を求めるものとする。
- 4 レベル等による水準測量は、次の2方式を標準とする。

（1）直接水準測量方式

（2）渡海（河）水準測量方式

直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとし、測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。

測 量 方 法	観 測 距 離
交 互 法	1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。
経 緯 儀 法	1～4級水準測量は約1km以下とする。
俯 仰 ね じ 法	1～4級水準測量は約2km以下とする。

4.3.2 高さの基準

高さの基準は、特記仕様書に定めのある場合を除き、原則として霊岸島量水標零位を基準とした標高（A.P.）を用いるものとする。
なお、成果表には、その旨を表示する。

4.3.3 使用する水準 点及び成果

使用する水準点は、原則として東京都土木技術支援センターが設置する水準基標及び成果を使用する。
ただし、監督員の承諾を得て、他の水準点を使用することができる。
水準基標の成果は、毎年、東京都土木技術支援センターが発行する最新の「水準基標測量成果表」によることとする。

4.3.4 水準測量既知 点

- 1 既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。
- 2 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。

区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
既知点の種類	電子基準点附属標 一等水準点 1級水準点	電子基準点附属標 一～二等水準点 1～2級水準点	電子基準点附属標 一～三等水準点 1～3級水準点	電子基準点附属標 一～三等水準点 1～4級水準点	電子基準点附属標 一～三等水準点 1～4級水準点
既知点間の路線長	150km 以下	150km 以下	50km 以下	50km 以下	50km 以下

※既知点間の路線長は、規程の範囲内において精度を保持することのできる長さとする。

4.3.5 仮水準点の標 識

仮水準点は、堅固な箇所に原則として金属鋲(頭部径38mm)を設けること。
なお、基準点測量の鉄筋コンクリート標杭等を仮水準点として兼用することができる。

4.3.6 工程別作業区 分及び順序

- 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。
ただし、監督員が指示し、又は承認した場合は、一部省略することができる。
- 1 作業計画
 - 2 選点
 - 3 測量標の設置（永久標識等の設置）
 - 4 観測
 - 5 計算
 - 6 品質評価
 - 7 成果等の整理
 - 8 第三者機関による成果検定

4.3.7 作業計画

作業計画は、1.2.1 の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。

4.3.8

選点

選点とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。
水準測量の選点にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。
- 2 新点の位置を選定したときは、その位置及び路線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。
- 3 平均図及び水準路線図は、選点図に基づいて作成し、監督員の承認を得るものとする。

4.3.9

水準点の標識

- 1 測量標識の設置とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。
また、4級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。
- 2 監督員が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。
- 3 永久標識の規格及び設置方法は、別図によるものとし、設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。
- 4 永久標識の設置された水準点については、国土交通省公共測量作業規程第2編基準点測量 第2章基準点測量 第5節観測 第37条（観測の実施）に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。

また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。

- (1) 「単点観測法」とは、国土交通省公共測量作業規程第2編基準点測量 第2章基準点測量 第5節観測 第37条（観測の実施）に規定するネットワーク型RTK法を用いて、単独で測点の座標を求めることをいう。
- (2) 単点観測法により水準点の座標を求める観測及び較差の許容範囲等は次のとおりとする。

ア 観測は、2セット行うものとする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、2セット目の観測結果は点検値とする。

イ 観測回数及び較差の許容範囲は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上を2セット	1 秒	ΔN ΔE	100 mm	ΔN ：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE ：水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較

					することができる。
--	--	--	--	--	-----------

- (3) 成果数値データファイルには0.1メートル位まで記入するものとする。
- (4) 水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、TS等により観測するものとする。
- 5 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。

4.3.10 機器

- 1 観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	摘 要
1 級 レ ベ ル	国 土 交 通 省 公 共 測 量 作 業 規 程 別 表 1 に よ る	1 ～ 4 級 水 準 測 量
2 級 レ ベ ル		2 ～ 4 級 水 準 測 量
3 級 レ ベ ル		3 ～ 4 級 水 準 測 量 簡 易 水 準 測 量
1 級 標 尺		1 ～ 4 級 水 準 測 量
2 級 標 尺		3 ～ 4 級 水 準 測 量
1 級 セ オ ド ラ イ ト		1 ～ 4 級 水 準 測 量 (渡 海)
1 級 トータルステーション		1 ～ 4 級 水 準 測 量 (渡 海)
測 距 儀		1 ～ 4 級 水 準 測 量 (渡 海)
水 準 測 量 作 業 用 電 卓		—
箱 尺		簡 易 水 準 測 量

※渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。

- 2 1級水準測量では、気温20度における標尺改正数が $50\mu\text{m/m}$ 以下、かつⅠ号標尺とⅡ号標尺の標尺改正数の較差が $30\mu\text{m/m}$ 以下の1級標尺を用いるものとする。
- 3 観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとする。
- なお、観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。

区分 項目	1 級レベル	2 級レベル	3 級レベル
読定単位	0.01mm	0.1mm	1 mm
許容範囲	0.3mm	0.3mm	3 mm

- 4 点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又は観測手簿に記録する。
- ただし、1級水準測量及び2級水準測量では、観測期間中おおむね10日ごとに行うものとする。
- (1) 気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。
- (2) 自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。

(3) 標尺付属水準器の点検を行うものとする。

4.3.11

観測

1 観測は、水準路線図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 直接水準測量

ア 観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。

(ア) 視準距離及び標尺目盛の読定単位は、次表を標準とする。なお、視準距離はメートル単位で読定するものとする。

区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m
読定単位	0.1mm	1 mm	1 mm	1 mm	1 mm

(イ) 観測は、1視準1読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準とする。

区分 項目	1級水準測量		2級水準測量		3～4級水準測量 簡易水準測量
	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル 電子レベル
1	後視小目盛	後 視	後視小目盛	後 視	後 視
2	前視小目盛	前 視	後視大目盛	後 視	前 視
3	前視大目盛	前 視	前視小目盛	前 視	——
4	後視大目盛	後 視	前視大目盛	前 視	——

イ 観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。

ウ 標尺は、2本1組とし、往路と復路との観測において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。

エ 1級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を1度単位で測定するものとする。

オ 視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に設置するものとする。

カ 往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。

キ 1級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。

ク 1日の観測は、水準点で終わることを原則とする。

なお、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。

(2) 渡海（河）水準測量

ア 観測は、交互法、経緯儀法及び俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。

イ 観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。

測量方法 項 目		交互法	経緯儀法	俯仰ねじ法
観 測 距 離 (S)		0.3km (0.45km) まで	1 km まで	2 km まで
使用機器の性能		1 級レベル 1 級標尺	1 級トータルステーション 1 級セオドライト 1 級レベル、1 級標尺 (2 級レベル)	俯仰ねじを有する 1 級レベル 1 級標尺
使用機器の数量		1 式	2 式	
観 測 条 件		———	両岸で同時観測	
目標板白線の太さ		40mm × S	———	40mm × S
観 測 時 間 帯		観測地点の南中時前 3 時間、後 4 時間の間に行う		
セット数 (n)		60 × S	80 × S	
観 測 日 数		n / 25	n / 40	
目標 (標尺) の読定単位	自 岸	0.1mm (1 mm)	1 "	0.1mm (1 mm)
	対 岸	1 mm	1 " 距離 1 mm	俯仰ねじ目盛の 1/10
計算 単位	自岸器械高	———	0.1mm (1 mm)	———
	対岸目標高	———	0.1mm (1 mm)	0.1mm (1 mm)
高度定数の較差の 許 容 範 囲		———	5 " (7 ")	———
距 離 の 測 定		———	国土交通省公共測量作 業規程第37条及び第38 条を準用する	———
観 測 方 法		自岸標尺 1 回、 対岸標尺 5 回、 自岸標尺 1 回の 順にそれぞれ 1 視準 1 読定行 い、これを 1 セ ットとする。1 日の全セット数 のほぼ中間で、 レベル及び標尺 を対岸に移し替 えて同様の観測 を行う。	対岸の観測は鉛直 角観測により行い 望遠鏡右及び左の 位置で 1 視準 1 読 定を 1 対回とする 2 対回の観測を行 う。これを 1 セット とする。自岸の観測 は対岸観測 (1 セッ ト) の前後に渡海水 準点に立てた標尺 の任意 2 か所の目 盛を視準し、鉛直角 観測を行う。これを 両岸において、同時 に行う観測を 1 セ	自岸の標尺目盛を 1 視準 1 読定した 後に、対岸目標板 下段位置、レベル の水平位置、対岸 目標板上段位置の 3 か所の俯仰ねじ 目盛を読み取り、 再び、対岸目標板 上段、レベルの水 平位置、対岸目標 板下段位置の観測 を行う。これを両 岸において、同時 に行う観測を 1 セ ットとする。1 日

		ットとする。1日のセット数は20～60セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。	のセット数は20～60セットを標準とする。全セット数のほぼ中間で両岸の器械及び標尺を入れ替え同様の観測を行う。
備 考	1. Sは、観測距離(km単位)、観測日数欄の数字は1日当たりの標準セット数とする。 2. 観測セット数及び日数の算定において、観測距離(km単位)を小数点以下1位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。 3. 偶数セットの観測を行い、観測日数が1日に満たない場合は、1日に切り上げる。 4. 表中の()内は2～4級水準測量に適用する。		

2 新設点の観測は、永久標識の設置後24時間以上経過してから行うものとする。

3 1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量及び4級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。

(1) 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量
往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$
備考	Sは観測距離(片道、km単位)とする。			

(2) 1級水準測量及び2級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。

4 1級水準測量及び2級水準測量においては、既知点と隣接する他の既設点間の検測を行うものとする。

なお、検測における結果と前回の観測高低差、又は測量成果の高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、片道観測を原則とする。

項目 \ 区 分	1 級水準測量	2 級水準測量
前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$
測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	
備 考	Sは観測距離(片道、km単位)とする。	

第4節 計算及び整理

4.4.1

計算及び整理

1 観測簿上の前視、後視の読取值及び水準差のそれぞれの和、距離の和は、水準路線ごとに求めるものとする。

2 計算は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 標尺補正計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、1級水準測量及び2級水準測量について行う。

ただし、1級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、2級水準測量における標尺補正計算は、水準点間の高低差が70メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温20度における標尺改正数を用いて計算するものとする。

(2) 変動量補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。

(3) 計算は、4.3.11 1(1)ア(ア)の表の読定単位まで算出するものとする。

3 計算は、付録の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。

4 点検計算は、観測終了後に行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

(1) すべての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。

ア 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。

イ すべての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。

ウ すべての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。

(2) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環閉合差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$40\text{mm}\sqrt{S}$
既知点から既知点までの閉合差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$25\text{mm}\sqrt{S}$	$50\text{mm}\sqrt{S}$
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。				

5 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

6 平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 直接水準測量の平均計算は、距離の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式を用いて行うものとする。

(2) 直接水準測量と渡海（河）水準測量が混合する路線の平均計算は、標準偏差の二乗の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式により行うものとする。

(3) 平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。

区分 項目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
----------	--------	--------	--------	--------	--------

単位重量 当たりの 観測の標 準偏差	2 mm	5 mm	10mm	20mm	40mm
-----------------------------	------	------	------	------	------

7 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。

8 平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

4.4.2

品質評価

水準点成果の品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。

4.4.3

メタデータの 作成

水準点のメタデータの作成は、3.4.3 の規定を準用する。

第5節 GNSS 標高測量

4.5.1

GNSS 標高測 量

GNSS標高測量は、国土交通省公共測量作業規程第2編基準点測量 第4章 GNSS標高測量 第1節要旨 第74条(要旨)～第8節成果等の整理 第98条(成果等)による。

第6節 復旧測量

4.6.1

復旧測量

1 復旧測量とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。

2 復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。

(1) 「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。

(2) 「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不適當である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。また、低下又は高上改埋も移転に含まれるものとする。

(3) 「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。

(4) 「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。

再設、移転を行った場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。

3 水準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。

4 再設、移転、改測又は改算による水準点の復旧測量には、第3章の規定を準用する。

5 移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。

(1) 直接法

ア 新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。

ただし、旧点と新点間の観測を1点の測点数で行える場合は、前視、後視に同一標尺を用いて往路及び復路の測点数を1点とすることができる。

イ 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1 級水準点	2 級水準点	3 ～ 4 級水準点
往復観測値の較差	$5 \text{ mm} \sqrt{S}$	$5 \text{ mm} \sqrt{S}$	$20 \text{ mm} \sqrt{S}$
読 定 単 位	1 mm	1 mm	1 mm
備 考	S は観測距離（片道、km 単位）とする。		

(2) 固定点法

ア 旧点と新点間に3点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復観測を行うものとする。

イ 旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。

ウ 埋設後24時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。

エ 固定点を經由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1 級水準点	2 級水準点	3 ～ 4 級水準点
標 高 の 較 差	3 mm	3 mm	10 mm
読 定 単 位	1 mm	1 mm	1 mm

オ 許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない2個以上の平均値を採用するものとする。

- 6 地殻変動その他の事由により、基本測量の測量成果が修正された場合には、修正された基本測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。この際、国土地理院から水準点用の標高補正パラメータファイルが提供された場合には、この補正パラメータを用いて成果を改算することができる。

第7節 成果

4.7.1

成果

- 1 水準点のメタデータの作成は、3.4.3の規定を準用する。
- 2 成果の提出すべき成果品は、次のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。
 - (1) 観測手簿
 - (2) 観測成果表及び平均成果表（原本及び写し）
 - (3) 水準路線図（原本及び写し）
 - (4) 計算簿（原本及び写し）
 - (5) 平均図（原本及び写し）

- (6) 点の記 (原本及び写し)
- (7) 成果数値データ (原本及び写し)
- (8) 建標承諾書 (必要な場合のみ提出、原本及び写し)
- (9) 測量標設置位置通知書
- (10) 測量標の地上写真 (点の記に添付)
- (11) 基準点現況調査報告書 (必要な場合のみ提出)
- (12) 精度管理表
- (13) 品質評価表 (原本及び写し)
- (14) 点検測量簿
- (15) メタデータ
- (16) 各電子データ (オリジナルデータ及びSXFデータ)
- (17) 第三者機関の検定表 (原本及び写し)
- (18) その他の資料 (監督員の指示による)

第5章 現地測量及び写真測量

第1節 一般事項

5.1.1

目的

- 1 地形測量とは、数値地形図データ等を作成、修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。
- 2 数値地形図データとは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す属性データとして、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。
- 3 本第5章は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量第1章通則、第2章現地測量、第5章既成図数値化、第6章修正測量、第7章写真地図作成、第8章地図編集、第9章基盤地図情報の作成までを含むものとし、本第5章で規定していないものについては、国土交通省公共測量作業規程によるものとする。

5.1.2

製品仕様書の記載事項

製品仕様書は当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

特に空間データ製品仕様書の下記事項については、将来にわたって使用されるため、間違いのないよう注意して記載すること。

- 1 作成情報の「題名」、「作成者」
- 2 適用範囲識別

5.1.3

数値地形図データの位置精度

- 1 数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内
500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内
1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内

注記：デジタルにおいては縮尺の概念がないため、「地図情報レベル」となっている。

- 2 「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。
- 3 地図情報レベルと地形図縮尺の関係は、次表のとおりとする。

地図情報レベル	地形図縮尺
250	1/250
500	1/500
1000	1/1000

5.1.4

測量方法

製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第1節要旨 第108条（要旨）から第9章基盤地図情報の作成 第9節成果等

の整理 第360条（成果等）までの規定に示す方法に基づき実施する。ただし、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第3章UAV写真測量及び第4章空中写真測量は除く。

なお、国土交通省公共測量作業規程に定めのない機器及び作業方法を用いる場合は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す製品仕様書を定めて、監督員の承諾を得ること。

5.1.5 図式

数値地形図データの図式は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第1章通則 第4節図式 第107条（図式）を標準とするが、目的及び地図情報レベルに応じて適切なものを使用し、監督員の承諾を得ること。

第2節 現地測量

5.2.1 現地測量

- 1 現地測量は、現地において、TS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。
- 2 TS以外のRTK法を用いる測量及びネットワーク型RTK法を用いる測量並びにTS等及びRTK法を併用する測量又はTS等及びネットワーク型RTK法を併用する測量方法を使用しようとする場合は、電波の受信状況及び周囲の基準点との整合性を検討し、監督員と協議すること。

5.2.2 準拠する基準点

現地測量は、4級基準点、簡易水準点又は、これと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するが、点番号及び設置者を示し、監督員の承諾を得ること。

5.2.3 数値地形図データの地図情報レベル

数値地形図データの地図情報レベルは、原則として250、500、1000を標準とする。

第3節 工程別作業区分及び順序

5.3.1 工程別作業区分及び順序

工程別作業及び順序は、次のとおりとする。

- 1 作業計画
- 2 基準点の設置
- 3 細部測量
- 4 数値編集
- 5 補備測量
- 6 数値地形図データファイルの作成
- 7 品質評価

8 成果等の整理

5.3.2 機器及びシステム

地形測量に使用する機器及びシステムは、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第1節要旨 第112条（機器及びシステム）による。

5.3.3 作業計画

作業計画は、1.2.1の規定によるほか、工程別に作成するものとする。また、工程毎に納期までに作業完了するよう人員、班編成について十分に検討する。

5.3.4 基準点の設置

1 現地測量に必要な基準点を設置する際の配点密度は、既設点を含め、下表を標準とする。ただし、長狭な地域については、延長と幅を考慮し、配点密度を定めるものとする。

10,000 m ² あたりの配点密度			
地域 地図情報レベル	市 街 地	市街地近郊	山 地
250	7 点	6 点	7 点
500	6 点	5 点	6 点
1000	5 点	4 点	4 点

2 基準点の設置については、第3章基準点測量の規定を準用する。

第4節 細部測量

5.4.1 細部測量

TS等又はGNSS測量機による細部測量

- 1 地上座標値は、ミリメートル単位とする。
- 2 次のいずれかの方法を用いる。

(1) オンライン方式

現地で、地形地物等の取得データを携帯型パソコンの図形処理機能を用いて、その場で図形表示しながら取得漏れ等を確認すると共に現地で概略の編集まで行っておく方法である。この方法には、電子平板方式を含む。

(2) オフライン方式

現地で地形地物等のデータ取得のみを行い、その後、取り込んだデータコレクタ内のデータを図形編集機に入力して図形処理する方法。

5.4.2 TS 点の設置

TS点の設置は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第4節細部測量 第2款TS点の設置 第116条（TS点の設置）～第119条（ネットワーク型RTK法によるTS点の設置）による。

5.4.3 地形・地物等の

地形・地物等の測定は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第4節細部測量 第3款地形、地物等の測定

測定	第120条（要旨）～第123条（ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定）による。
	第5節 数値編集
5.5.1 数値編集	数値編集については、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第5節数値編集 第124条（要旨）による。
5.5.2 数値編集の点検	数値編集の点検は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第5節数値編集 第125条（数値編集の点検）による。
	第6節 補備測量
5.6.1 補備測量	補備測量は、国土交通省公共測量作業規程第3編地形測量及び写真測量 第2章現地測量 第6節補備測量 第126条（要旨）による。
	第7節 数値地形図データファイルの作成
5.7.1 数値地形図データファイルの作成	本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、「測量成果電子納品要領」に基づき電磁的記録媒体に記録する作業をいう。
	第8節 品質評価
5.8.1 品質評価	1 数値地形図データファイルの品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。 2 作成した数値地形図データファイルが製品仕様書に規定する品質を満足しているか当該製品仕様書に定められた品質評価に基づいて、品質要素毎の品質評価を行わなければならない。製品仕様書に品質評価に関する具体的な手法等が定められていない場合は、地理情報標準（JPGIS）の標準手順に基づいて行う。品質要求基準を満たしていない場合は、要求を満足するように必要な調整を行うこと。 点検結果は、国土交通省公共測量作業規程付録4の様式第2－1、2－2に基づいて品質評価表を作成する。
	第9節 成果
5.9.1 メタデータの作成	数値地形図データファイルメタデータの作成は3.4.3 の規定を準用する。
5.9.2	成果等は、次号のとおりとする。

成果等の整理

- (1) 数値地形図データファイル
- (2) 品質評価表及び精度管理表
- (3) メタデータ
- (4) 地形図類 ポリエステルフィルム300 番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
- (5) 出力図各
- (6) その他の資料

第6章 UAV 写真測量

第1節 一般事項

6.1.1

適用事項

本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第3編地形測量及び写真測量 第3章UAV写真測量」によるものとする。

第7章 空中写真測量

第1節 一般事項

7.1.1

適用事項

本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第3編地形測量及び写真測量 第4章空中写真測量」によるものとする。

第8章 三次元点群測量

第1節 一般事項

8.1.1

適用事項

本測量については、「国土交通省公共測量作業規程 第4編地形測量及び写真測量（三次元点群測量）」によるものとする。

第9章 路線測量

第1節 路線測量の細分

9.1.1

路線測量の細分

路線測量は、次の各号に掲げる測量に細分する。

- 1 作業計画
- 2 線形決定
- 3 中心線測量
- 4 仮BM設置測量
- 5 縦断測量
- 6 横断測量
- 7 詳細測量
- 8 用地幅杭設置測量
- 9 その他

第2節 作業計画

9.2.1

作業計画の作成

作業計画は、1.2.1の規定によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成する。

第3節 線形決定

9.3.1

目的

線形決定は、路線の地形測量により作成された地形図データファイルに、IPの位置を座標として定め、線形図データファイルを作成することを目的とする。

9.3.2

決定方法及び線形図データファイル作成

線形決定は、地図情報レベル1000以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案し、線形の諸条件を計算して行うものとする。

なお、設計に係わる条件点の座標値は、4級基準点以上の基準点に基づき放射等により決定する。

詳細は国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第3節線形決定 第640条（方法）によること。

9.3.3

IPの設置

IPの設置は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第3節線形決定 第641条（IPの設置）による。

第4節 中心線測量

9.4.1

目的

中心線測量は、主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成することを目的とする。

主要点及び中心点の区分は、次表のとおりとする。

名称	略号
----	----

	交点	IP
	起点	BP
	終点	EP
	円曲線始点	BC
	円曲線終点	EC
	曲線の中点	SP
	緩和曲線始点	BTC
	緩和曲線終点	ETC
	クロソイド曲線始点	KA
	クロソイド曲線終点	KE
中心点		———

9.4.2 方法

方法は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第4節中心線測量 第643条（方法）による。

9.4.3 標杭の設置

- 1 標杭の設置は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第4節中心線測量 第644条（標杭の設置）による。
- 2 中心点杭又は役杭が地形、障害物等のため所定の位置に設置出来ない場合には、その位置を明らかにする控杭を設置する。

9.4.4 データの作成 方法

既成の線形図データファイルに別表－1，2により中心線、中心点、測点番号を設定し、基準点から中心点に対して、方向角、距離及び方向矢印を朱で表示するように入力し、また座標値を入力する。

なお、控え杭を打設した場合にも同様に入力する。

第5節 仮BM設置測量

9.5.1 目的

「仮BM設置測量」とは、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下「仮BM」という。）を現地に設置し、標高を定める作業をいう。

9.5.2 高さ及び設置 方法

- 1 高さの標示は特記仕様書に定める場合を除き、原則としてA.P.を用いるものとし、標杭（仮BM）を設けるものとする。
ただし、堅固な構造物を利用するときはこの限りではない。
- 2 水準測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行う。

第6節 縦断測量

9.6.1 目的

縦断測量は、水準測量の方法により、中心杭及び中心点の高さ並びに中心線上の地形の変化点の位置とその高さを測定し、縦断面図データファイルを作成

することを目的とする。

9.6.2

データファイル作成・図化

縦断面図データファイル作成にあたっては、中心点の標高を入力すること。
なお、縦断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦は1/100を標準とし、これによりがたい場合は国土交通省公共測量作業規程を基に監督員と協議する。横は地形図と同一縮尺とする。

第7節 横断測量

9.7.1

目的

横断測量は、中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定し、横断面図データファイルを作成することを目的とする。

9.7.2

データファイル作成・図化

横断面図データファイル作成にあたっては、中心点の地盤高を入力するものとし、幅杭の付近地の地盤高の入力については、監督員の指示によるものとする。

なお、横断面図データファイルを図化する際の縮尺は、縦・横とも1/100を標準とする。また、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第7節横断測量 第651条（方法）10項では横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺と同一を標準としている。

第8節 詳細測量

9.8.1

目的

詳細測量は、主要な構造物の詳細設計に必要な地形図データファイル、縦断面図データファイル、及び横断面図データファイルを作成することを目的とする。

9.8.2

方法

- 1 地形図データファイルの作成については、第5章「地形測量及び写真測量」の規定を適用する。
- 2 縦断面図データファイルの作成については、本章第6節「縦断測量」の規定を適用する。
- 3 横断面図データファイルの作成については、本章第7節「横断測量」の規定を適用する。
- 4 横断測量の方法は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第7節横断測量の規定を準用し、観測は平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量又は国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第7節横断測量の間接水準測量に準じて行うものとする。

9.8.3

図化

- 1 地形図データファイルを図化する際の、縮尺は1/250以上、縦断面図の横の縮尺は地形図の縮尺と同一、縦の縮尺は1/100を標準とする。

- 2 横断面図の縮尺は、縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。

第9節 用地幅杭設置測量

9.9.1

目的

用地幅杭設置測量は、本章第4節「中心線測量」のデータに基づき、用地幅杭点座標値を算出し、位置を確定して現地に設置することを目的とする。

9.9.2

測量作業の精度

幅杭設置位置の許容誤差の限度は、次のとおりとする。

- 1 既成市街地±0.5cm
- 2 都市近郊及び耕地±1.0cm
- 3 原野及び森林±3.0cm

ただし、測設左右対象幅杭間の距離を検測し、計画幅員が確保されていることを確認すること。

9.9.3

方法

- 1 用地幅杭設置測量は、中心点等から中心線に対して直角方向の用地幅杭点座標値を計算し、それに基づいて、近傍の4級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により用地幅杭を設置して行うものとする。設置した標杭には、測点番号、中心杭等からの距離等を表示する。
- 2 委託者の指示により、前項に規定する以外の位置に用地幅杭点を設置する場合は、その点の座標値を計算し、放射法等により行うものとする。
- 3 用地幅杭設置測量の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。
 - (1) TS等を用いる場合は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第3節線形決定 第641条（IPの設置）第2項第一号の規定を準用する。
 - (2) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、国土交通省公共測量作業規程第5編応用測量 第2章路線測量 第3節線形決定 第640条（方法）第3項第二号から第四号まで、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 4 用地幅杭点間の距離は、用地幅杭点座標値に基づき、計算により求める。

9.9.4

位置計算

- 1 中心点成果及び計算の諸条件に基づき、幅杭各々の位置の座標並びに中心点からの方向及び距離等を算出する。
- 2 曲線箇所における幅杭位置の計算は、道路曲線部の境界線設定法（参考資料－1参照）または河川曲線部の境界線設定法（参考資料－3参照）によること。

9.9.5

測設方法

- 1 現地測設は、4級以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により測設する。

なお、地形障害等により所定の位置に測設できないときは、プラス幅杭を

測設すること。

- 2 幅杭は、別表－3を参照のうえ、杭、鋌等を設置することを原則とするが、これによりがたい場合には、監督員の指示に従うこと。

なお、杭頭部には、測量杭標示法（別表－3参照）により表示すること。

9.9.6

用地幅杭点間 測量

用地幅杭点間測量は、隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定し、幅杭測量の計算値と用地幅杭点間距離とを比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は次表を標準とする。

	平地	山地	備考
20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の 計算値
20m 以上	S/2000	S/1000	

ただし、測設左右対象幅杭間の距離を検測し、計画幅員が確保されていることを確認すること。

9.9.7

幅杭線形図デ ータファイル 作成

既成の中心線線形図データファイルに、計画幅員の線、幅杭位置及び幅杭No.を入力すること。

また、基準点、中心点、幅杭点及びIP点等の座標値を入力し、一覧表にして表示できるように作成すること。

9.9.8

幅杭打設点図 データファイ ル作成

幅杭線形図データファイルに、別表－1，2により計画幅員の線、幅杭位置、及び幅杭No.を入力し、各関連位置を明確にしておき、中心点又は基準点から幅杭に対し方向角、距離及び方向矢印を朱にて入力し、座標値を入力すること。

なお、プラス幅杭を打設した場合には、幅杭と同様に入力すること。

第10節 品質評価

9.10.1

品質評価

路線測量成果の品質評価は、3.4.2 の規定を準用する。

第11節 成果

9.11.1

メタデータの 作成

路線測量成果のメタデータの作成は、3.4.3 の規定を準用する。

9.11.2

成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

〔①線形決定〕

（1）計算簿（原本及び写し）

（2）線形図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

- (3) 点検測量簿
- (4) 精度管理表（条件点測量）
- (5) 出力図
- (6) 線形決定報告書（設計条件、現地の状況、線形の諸条件）
- (7) 線形図データファイル

〔② IPの設置〕

- (1) 計算簿（原本及び写し）
- (2) 点の記（原本及び写し）（様式第4準用）
- (3) 精度管理表（IP点）
- (4) 引照点図（原本及び写し）（引照点設置の場合）

〔③ 中心線測量〕

- (1) 観測簿
- (2) 計算簿（原本及び写し）
- (3) 中心線形図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

- (4) 中心杭打設点図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

- (5) 点検測量簿
- (6) 精度管理表 品質評価表
- (7) 引照点図（原本及び写し）（引照点設置の場合）
- (8) 点の記（主要点のみ）（原本及び写し）（様式第4準用）
- (9) 同上写し（出力図）各
- (10) 線形地形図データファイル

〔④ 仮BM設置測量〕

- (1) 観測簿
- (2) 計算簿（原本及び写し）
- (3) 成果表（原本及び写し）
- (4) 点の記（原本及び写し）(様式第3)
- (5) 精度管理表（様式第7水準測量用を準用）品質評価表
- (6) メタデータ

〔⑤ 縦断測量〕

- (1) 観測簿

(2) 縦断面図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)

(3) 点検測量簿

(4) 精度管理表 (様式第9) 品質評価表

(5) 同上写し(出力図)

(6) 縦断面図データファイル

〔⑥ 横断測量〕

(1) 観測簿

(2) 横断面図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)

(3) 点検測量簿

(4) 精度管理表 (様式第10) 品質評価表

(5) (出力図)

(6) 横断面図データファイル

〔⑦ 詳細測量〕

(1) 観測簿

(2) 詳細平面図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの) (縮尺1/250 以上)

(3) 縦断面図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)

(4) 横断面図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)

(5) 精度管理表 品質評価表 (様式第8及び第9、第10を準用)

(6) 同上写し(出力図)

(7) 詳細平面図データファイル

※詳細測量は、線状構造物の主要な交差点及び重要な構造物設置場所等において、一般に使用する地形図(レベル250、レベル500)では設計上の支障をきたし、より詳細な地形図を必要とする場合に実施するものとし、地形図、縦断面図及び横断面図を大縮尺によって作成する際に適用する。

〔⑧ 用地幅杭設置測量〕

(1) 観測簿

(2) 計算簿 (原本及び写し)

(3) 幅杭打設点図(出力図)

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

(4) 幅杭線形図

ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

(5) 精度管理表（様式第11）品質評価表

(6) 同上写し（出力図）

第10章 深浅測量

第1節 深浅測量

10.1.1 適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取扱うものとする。

10.1.2 測量準備

受託者は、測量を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

10.1.3 基準点測量

受託者は、測量に用いる基準点として、東京都港湾局及び海上保安庁海洋情報部（以下、「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむ得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

- 1 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。
- 2 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。
- 3 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量若しくはGNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。
- 4 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：30cm 以内

補助基準点：50cm 以内

- 5 多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行うものとする。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点：30cm 以内

補助基準点：50cm 以内

- 6 GNSSの観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、既知点に結合するように行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：15cm 以内

補助基準点：25cm 以内

- 7 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行なければならない。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：30cm 以内

補助基準点：50cm 以内

- 8 測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。
なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

10.1.4

簡易検潮等

- 1 受託者は、東京都東京港建設事務所、気象庁晴海検潮所（海上保安庁リアルタイム験潮データ）及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮するものとする。
- 2 受託者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

10.1.5

水深測量

- 1 検潮
- (1) 受託者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。
- (2) 受託者は、次により検潮しなければならない。
- ア 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。
- イ 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。
- ウ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。
- (3) 受託者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。
- ア T.P.との関係を求める場合は、使用したG.S.B.M.の公表平均成果年度を明記する。
- イ 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。
- 2 最低水面及び平均水面
- 受託者は、最低水面及び平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ（<https://www1.kaiho.mlit.go.jp>）に掲げられたZ_o区分帯によるZ_oを減じた面を最低水面とするものとする。
- $$DL = A_o' - Z_o$$
- $$A_o' = A_1' + (A_o - A_1)$$
- ここでDL：最低水面
A_o：基準検潮所の平均水面

A o' : 測量地検潮所の平均水面
A1 : 基準検潮所の短期平均水面
A1' : 測量地検潮所の短期平均水面
Z o : 平均水面から最低水面までの値

3 水深測量

(1) 受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行うものとする。

(2) 海上測位

ア 受託者は、特記仕様書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。

イ 受託者は、海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では± 2 m、1 a 級水域及び1 b 級水域では± 5 mを確保できるものを使用しなければならない。

ウ 受託者は、海上測位位置の線の交角を30° ～150° の範囲内に収めなければならない。

エ 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 測深

ア 測深機器

受託者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及び航空レーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則（保水海第13号（昭和58年4月27日）制定、保海沿第72号（令和6年8月5日全部改正））を準用するものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督員に測深方法の承諾を得なければならない。

イ 測深及び水深改正

(ア) 受託者は、音響測深機によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等により諸改正を行わなければならない。

(イ) 受託者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。

ただし、これらによることができない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。

(ウ) 受託者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度バーチェックを行わなければならない。

(エ) 受託者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2m

ごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

ウ 作業条件

受託者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

(4) 測深間隔

受託者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。

4 測量結果の整理及び解析

受託者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

10.1.6
成果

1 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果品の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2 受託者は、次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。

(1) 報告書

ア 件名

イ 測量場所

ウ 測量期間

エ 測量区域図

オ 測量機器

カ 測定方法

キ 地形解析結果

ク 測量結果と考察

(2) 図面

ア 測深図（原図）

(3) 資料

ア 航跡図（原図）

イ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）

ウ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

10.1.7
照査

1 受託者は、照査技術者により照査を行うものとする。

2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針及び調査内容の適切性

(2) 測定記録と計算結果の整合性

(3) 測定記録と図面表現の整合性

(4) 既存資料、計画資料等との整合性

(5) 成果物の適切性

第2節 水路測量

10.2.1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と東京都港湾局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取扱うものとする。

10.2.2 測量準備

測量準備は、10.1.2測量準備を適用する。

10.2.3 基準点測量

- 1 基準点測量は、10.1.3基準点測量を適用するものとする。
- 2 最低水面及び平均水面は、10.1.5水深測量、2 最低水面及び平均水面を適用するものとする。

10.2.4 簡易検潮等

簡易検潮等は、10.1.4簡易検潮等を適用する。

10.2.5 水深測量

- 1 検潮
検潮は、10.1.5水深測量、1 検潮を適用する。
- 2 受託者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
- 3 海上測位は、10.1.5水深測量、3 水深測量、（2）海上潮位を適用するものとする。
- 4 測深
（1）測深機器
受託者は、水路測量業務準則（保水測第47号（昭和57年10月1日）制定、保海技第56号（令和6年8月5日全部改正））第11条に基づく測深機器により測深を行うものとする。なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則によるものとする。
（2）測深及び水深改正
測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、10.1.5水深測量、3 水深測量、（3）測深、イ 測深及び水深改正を適用する。
また、潮位資料は海上保安庁海洋情報部水路部所管の芝浦検潮所の資料を使用するものとする。
ア 受託者は、直下測深値を採用しなければならない。
ただし、斜測深の斜角度が 5° 以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。
イ 受託者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は 20° を超えてはならない。
ウ 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定

するものとする。

エ 受託者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

(3) 作業条件は、10.1.5水深測量、3 水深測量、(3) 測深、ウ 作業条件を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受託者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの（以下、これらを「異常記録」という。）がある場合、次の措置を講じなければならない。

ア 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

イ 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

ウ 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

エ 次の事項に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

(ア) 比高が0.5m以下のもの。

(イ) 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5 測深線間隔

(1) 受託者は、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号、令和6年3月21日海上保安庁告示第17号一部改正）に示す水域の区分毎に測深範囲を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

(2) 受託者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。

(3) 受託者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から1 m以内となるように測深しなければならない。

(4) 受託者は、測深結果から判断して監督員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行なわなければならない。

(5) 受託者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「未測深幅」の規定量を越えた場合、再度測量しなければならない。

6 測量結果の整理及び解析

受託者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目での整理及び解析を行うものとする。

なお、これによらない場合は測量に先立って監督員の承諾を得なければならない。

(1) 航跡図の整理

受託者は、10cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成するものとする。

ア 海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。

イ 海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。

ウ 航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。

(2) 水深測定資料の整理

ア 受託者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。

なお、浅所が確認された場合は、監督員に通知しなければならない。

イ 受託者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。

ウ 受託者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

(3) 地形解析

受託者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行なければならない。

(4) 測深図（原図）

ア 受託者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の2通りを作成しなければならない。

イ 受託者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。

ウ 受託者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

(5) デジタル測量成果

受託者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

ア 水深については、経緯度水深ファイルとする。

イ 水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

10.2.6

関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。

水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

10.2.7

成果

1 受託者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。

(1) 報告書

ア 件名

イ 測量場所

- ウ 測量期間
- エ 測量区域図
- オ 測量機器
- カ 測定方法
- キ 地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
- ク 測量結果と考察

（２）図面

- ア 測深図（原図）
- イ 測深図（海図と同縮尺）（水路測量の場合）

（３）測量成果

- ア デジタル測量成果
- イ 経緯度表※１
- ウ 水路測量標等記事※１
- エ 検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）
※４
- オ 基準面決定簿
- カ メタ情報記録

（４）測量資料

- ア 測定図（航跡図、原点図※１、岸測図※２、測深図※３、側傍測深図、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
- イ 測定帳簿（測角簿※３、測距簿※３、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿※１、岸測簿※２等）
- ウ 測定記録（音響測深記録、電波又はGNSS測位記録、検潮記録等）
※１ 基準点測量を実施した場合。
※２ 岸線測量を実施した場合。
※３ GNSSを使用する場合は不要。
※４ 検潮器を設置した場合。

10.2.8 照査

- １ 受託者は、照査技術者により照査を行わなければならない。
- ２ 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - （１）調査方針及び調査内容の適切性
 - （２）測定記録と計算結果の整合性
 - （３）測定記録と図面表現の整合性
 - （４）既存資料、計画資料等との整合性
 - （５）成果物の適切性

第11章 用地測量

第1節 一般事項

11.1.1 目的

「用地測量」とは、事業計画に基づき土地及び境界等について調査測量し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成することを目的とする。

第2節 用地測量の細分

11.2.1 用地測量の細分

用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。

用地測量の作業は、既成平面図及び第3章「基準点測量」及び第9章第9節「用地幅杭設置測量」等の成果に基づいて行うものとする。

- 1 作業計画
- 2 資料・権利調査
- 3 境界検討図作成
- 4 公共用地境界の確認立会
- 5 民有地、借地権境界等の確認立会
- 6 境界の標示
- 7 境界の測量
- 8 用地境界仮杭設置
- 9 境界点間測量
- 10 面積の計算
- 11 作図・データファイルの作成

11.2.2 作業計画

作業計画は、1.2.1の規定によるほか、用地測量に必要な状況を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。

11.2.3 資料・権利調査

- 1 法務局出張所等（登記所）における資料調査は、次のように行うものとする。

なお、閲覧等の申請用紙は、参考資料－5を参照。

- (1) 法務局出張所備付け地図（公図）（以下、本章において「地図」という。）に基づき測量区域及びその周辺の地図を転写すること。

なお、法務局出張所で複写した地図(旧公図も含む)は、公図等転写連続図作成後に、資料整理簿に、ファイルすること。

- (2) 道路、水路その他で地図上に着色してあるものは、公図等転写連続図にもそれと同色をもって着色すること。
- (3) 地図の接続部分は、その記載どおり転写し、接続部分を合致させる目的等をもって訂正しないこと。
- (4) 公図等転写連続図は、土地登記簿等と照合し、町名、地番、地目、地積及び土地所有者氏名を記入し、脱落その他不都合のないように詳細に調査し、公図等転写連続図の余白に調査年月日、法務局出張所名及び調査員氏

名を明記すること。

- (5) 公図等転写連続図、土地登記簿等により現地を照合して、道路、河川等の線形が公図等転写連続図と異なる場合又は不明なときは、監督員とともに旧土地台帳、旧地図（旧公図）、閉鎖登記簿、地積測量図、土地所在図等を法務局出張所で調査すること、あるいは、都税事務所又は市町村役場備付けの固定資産税課税台帳及び課税台帳付属地図等を参考に照合すること。
- (6) 公図等転写連続図から第二原図を作成し、道路、河川等の計画幅員線（地図の形状に部分的にスライドして描画）を破線で朱書きし作成すること。
- (7) 登記簿謄本、登記事項証明書等の交付を受ける際は、監督員が指示する登記申請用紙（参考資料－５）により法務局出張所へ申請すること。
- (8) 土地登記簿調書（様式第13）は登記簿謄本、登記事項証明書等に基づき、土地所在、地番、不動産番号、地目、土地所有者の住所及び氏名等を調査確認のうえ、作成し提出すること。

なお、監督員が指示する場合には、その土地の沿革等を調査すること。

- (9) 借地権等調書（様式第14）は借地権、抵当権、地上権（土地登記簿乙区記載）等の所有権以外の権利も調査のうえ、作成し提出すること。
- (10) 用地（編入土地）に関する土地等の登記簿謄本、登記事項証明書は、町名別、地番順に資料整理簿に、製本（ファイル等）すること。
- (11) 境界の確認・復元の資料として、調査範囲内の地積測量図の転写を行い公図等転写連続図等に地積測量図の有無がわかるように表示すること。

なお、地積測量図は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。

- 2 道路、河川等の買収丈量図、公共用地の境界図等の資料調査は、「関係資料一覧表」（参考資料－４）等を参考に次のものについて行い、収集した資料は、「公図等転写連続図」等に資料の色別凡例（様式見本第3）を作成のうえ表示すること。

なお、資料は資料整理簿に製本（ファイル等）すること。

- (1) 告示図書（建設局、公文書館、区市町村等）
- (2) 道路、河川等の買収丈量図（建設局、公文書館、区市町村等）
- (3) 土地境界図、道路区域標示図、河川区域図（各建設事務所、区市町村等）
- (4) 土地区画整理事業、土地改良事業、耕地整理事業、震災・戦災復興土地区画整理事業の確定図（建設局、公文書館、区市町村等）
- (5) 地籍調査成果

- 3 権利の調査は次のように行うものとする。

- (1) 登記されている所有権者及びその他の権利者について、現住所、電話番号等を、現地での面談またはその他の方法で聞き取り調査を行うこと。
- (2) 登記されていない権利者（借地権、小作権等）の有無及びその氏名、住所、電話番号等の聞き取り調査を行い、所有権者にその権利について確認を行うこと。

- 4 前1、2項の調査及び前3項の調査、確認作業が済み次第「立会依頼状発

送簿」(様式第16)を作成し、提出すること。

5 資料整理簿の作成

調査した資料は、「公図等転写連続図」等に資料別の色別凡例(様式見本第3)を作成し番号又は符号を付して、本用地測量作業中の利用が容易で、保管にも適した整理製本(ファイル等)を行うこと。

11.2.4

公共用地境界
の確認立会及
び復元測量

1 本都管理の道路、河川等の国有公共用地境界の確認は、「建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領(平成17年2月25日付16建総技第307号)」(以下「要領」という。)に基づくものとする。

また、「要領」に基づき確認された境界図は「区域図」という。

2 前1項に基づかない他の公共物管理者の公共用地境界の確認は、各々の管理者の指示に従い処理するものとする。

なお、「要領」に基づかない他の公共物管理者の公共用地の境界図は、「土地境界図」という。

3 受託者は、「要領」に基づく申請及びその他の公共物管理者等への申請に伴う資料の作成を行うこと。

4 収集した資料に基づき、境界線の現地調査測量を行い、境界点を座標値化し、丈量図の線、道路告示線、境界確定線等を色別に記載した「境界検討図(地図情報レベル250)」(様式見本第4)を作成する。そして、監督員及び公共物管理者に検討経過の説明と協議を行い、監督員の指示に従い境界の確認立会の準備を行うこと。

なお、境界検討図は資料整理簿に製本(ファイル等)すること。

5 境界立会の依頼状等は、本都等において、土地所有者に発送する。

6 立会に際し、受託者は立会の補助を行い、立会証明書等(各提出先別の処理様式)に土地所有者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。

7 境界立会后、「境界点点の記」(様式第4)を作成すること。

11.2.5

民有地(民・民)
借地権等境界
確認立会及び
復元測量

1 民有地(民・民)借地権、地上権等の境界は、各々の土地権利者と立会のうえ、一筆ごとに確認する。また、一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとに確認すること。

なお、受託者は立会の補助を行い、借地権等境界立会確認書(様式第17)等に権利者から署名捺印を受領する作業の補助を行うこと。

2 一筆の土地の一部に現況が異なる土地(宅地と道路等)がある場合は、その現況ごとに確認すること。

3 受託者は、境界立会に先立ち、収集した資料の法務局出張所保管の地積測量図等に基づき、地権者の了承を得たうえで、境界標識の有無、資料に基づく境界の復元等の現況調査測量を行い、境界立会の準備を行うこと。

なお、立会の際は、立会の補助を行うこと。

4 境界立会の依頼状等は、本都において土地所有者並びに借地権所有者等に

「境界確認のための立会依頼」（様式第15）を送付する。

なお、「立会依頼状送付簿」（様式第16）を作成すること。

- 5 借地権等の権利者がある場合には、借地権等境界立会確認書（様式第17）等に、確認付近の平面図（原則として地図情報レベル250）等を事前に作成し、確認した境界点及び境界点の種類、点の記等を記入の上、土地所有者、借地権等の権利者から署名（自筆）捺印を受領する作業の補助を行うこと。

なお、欄外に担当事務所、課、担当職員名を記入し、備考欄に立会年月日を記入すること。

- 6 民有地及び借地権等の「境界点点の記」（様式第4）については、各境界の箇所を作成すること。

なお、「境界点点の記」は境界点毎に着脱が容易なファイルを使用して製本すること。

11.2.6

境界の標示

- 1 それぞれの境界の確認にあたっては、利害関係人が全員一致で認めた次の箇所に、プラスチック杭（4.5×4.5×45cm）又は金属鋸（頭部径1.5cm）等永久性を有し、かつ容易に移動しない境界標を設置し、境界を標示すること。

なお、既存の境界標がある場合は、測量杭標示法（別表－3）による着色を行うこと。

（1）公共用地境界

（2）民有地（民・民）境界

（3）借地権境界

（4）地上権境界

- 2 公共用地、民有地（民・民）、借地権境界点等を示す標識の頭部には、測量杭標示法（別表－3）による着色を行うこと。

- 3 公共用地、民有地（民・民）、借地権等の境界を確認した時は、境界点に一連番号を付し、境界の復元作業が円滑にできるよう整理すること。

- 4 各境界点の写真は、確認立会後の境界点と近接する地物等との状況がわかるように撮影し、境界点点の記（様式第4）に貼付すること。

11.2.7

境界測量

- 1 境界測量は、現地において確認された公共用地境界及び民有地境界、借地権等の境界、一筆地内でも現況地目の異なる境界（宅地と道路等）、及び残地等の境界を測量する作業をいう。

- 2 境界測量は、第3章「基準点測量」の4級基準点以上の基準点に基づき、TS等を用い、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うこと。

（1）補助基準点には原則としてプラスチック杭（7×7×60cm）または、木杭（6×6×60cm）を設置すること。現地の状況がプラスチック杭または木杭を設置できないときは、金属鋸あるいは刻印とすることができる。

（2）「境界点観測簿」「境界点座標計算書」「境界点成果表」を提出すること。

- (3) 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量等により設置する。
- (4) 補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿」「補助基準点計算書」「補助基準点成果表」を提出すること。
- 3 境界測量は、地番別及び国有地（無地番）別、借地別、用途別に行うこと。
 なお、現況の道路、河川等の部分についても、筆別、国有地（無地番）別、敷地民有地別等に整理し、筆別あるいは、画地別の境界の座標値を算出すること。
- 4 各境界点の座標値による、筆別、画地別の境界点間距離の計算を行い「座標による境界点間距離計算書」を作成すること。
- 5 境界点間測量による各境界点間距離と座標による境界点間距離とその比較を行うために「境界測量精度管理表」（様式第12）を作成し、提出すること。
 なお、較差の許容範囲は、11.2.11面積の計算第3項による。
- 6 公共用地及び民有地等の境界立会完了後、「境界点点の記」（様式第4）は各確認された箇所を作成すること。また、目印となる背景を入れて、境界点の写真を撮影すること。

11.2.8

用地境界仮杭 設置

- 1 計画幅員線と次の境界線が交わる箇所には関係人の了解を得て現地に標示すること。
 - (1) 公共用地境界
 - (2) 民有地（民・民）境界
 - (3) 借地権境界
 - (4) 地上権境界
- 2 用地境界仮杭設置は、前1項の(1)(2)(3)(4)の境界線と、計画幅員線上との交点計算等で求めた座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により設置する。ただし、やむを得ない場合は11.2.7境界測量第2項と同様の方法により補助基準点に基づいて行うことができる。
 なお、補助基準点測量を実地した場合は、「補助基準点観測簿等」、「補助基準点測量計算書」、「補助基準点成果表」を提出すること。
- 3 設置する標杭（プラスチック杭、木杭、金属釘、刻み）等の区分及び構造物が支障となり、計算された箇所への設置が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置箇所又は標示方法を決めること。
- 4 前3号の監督員との協議後、基準点、主要点、中心点から用地境界仮杭設置のための測設計算を行い、「用地境界測設計算書」を作成し提出すること。

11.2.9

用地平面測量

第5章「地形測量及び写真測量」を準用すること。

11.2.10

境界点間測量

- 1 境界点間測量とは、一筆又は一面地の隣接する境界点間、又は境界点と用地境界点（用地境界仮杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量で計算された距離と比較することにより行うこと。
- 2 境界点間測量は、11.2.7境界測量、11.2.8用地境界仮杭設置の作業終了後で、11.2.11面積の計算の作業着手前に行うこと。
- 3 境界点間測量は、次の方法により行うこと。
 - (1) 境界点間距離を直接測量する方法
 - (2) TS等の対辺測定機能を用いる方法
 - (3) 境界点を観測（放射法により）した基準点でない他の基準点から境界点の座標を求め、その座標値により算出した距離と比較する方法。
- 4 「境界点間距離観測簿」は、①直接測距、②TSによる測距、③基準点からの放射法にわけて整理し、③放射法により測定した場合は、「境界点座標計算書」及び「境界点間距離計算書」、「境界点成果表」を提出すること。

11.2.11

面積の計算

- 1 面積の計算は、境界測量及び用地境界仮杭点の成果と境界点間測量の点検を行った後に、11.2.7境界測量の第1項及び第3項で整理された1筆または1画地毎に数値三斜法と座標法により行い、「数値三斜面積計算書」と「座標面積計算書」を作成し、提出すること。

なお、数値三斜法と座標法による面積については、後記6号項(1)(2)により照査するものとする。
- 2 数値三斜法は三角形の底辺と垂線の長さを座標値により算出し、小数点以下4けたを切捨て、mm位により面積を計算するものとする。
- 3 境界辺長は、座標値による計算辺長値と実測値との差が、実測値の1/5,000以内であるときは、計算辺長値を決定値とする。

ただし、辺長がすでに決まった数値をもち、計算辺長値と定まった数値との差及び実測値と定まった数値との差が、ともに定まった数値の1/3,000以内であるときには、定まった数値を境界辺長値とする。
- 4 三斜の表示単位及びけた数は、次のとおりとする。
 - (1) 底辺、垂線長m単位小数点以下3けた
 - (2) 境界辺長m単位小数点以下3けた
 - (3) 乗積及び合計m²単位小数点以下6けた
 - (4) 面積m²単位小数点以下6けたないし7けた
- 5 座標法による面積計算は、直角座標法によること。
- 6 座標法によって算出した面積と数値三斜法によって算出した面積との差が次の範囲内であるときは、数値三斜法によって算出した面積を決定面積とする。

ただし、数値三斜法により算出した面積と、座標法による面積が下記の範囲を越える場合は、底辺及び垂線のmm位の切捨て、切上げを考慮してmm位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行なうこと）。

 - (1) 座標面積1筆500m²未満は、0.02m²以内

(2) 座標面積1筆500㎡以上は、座標面積の1/25,000以内

7 各筆の用地及び借地等の面積の算出が完了したときは、土地調書(様式第18)、土地計算書(様式第19)、借地権等調書(様式第18を準用)を作成すること。

第3節 作図・データファイルの作成

11.3.1

公図等転写連続図

公図等転写連続図の方向は、原則として道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。

また、公図等転写連続図写図(第二原図)に計画線を朱色の破線で記入すること。

11.3.2

用地実測図(丈量図)

1 用地測量の成果を図面にまとめたものが用地実測図(丈量図)であり、用地実測図データファイルは境界点の座標値等を用いて作成する。

(1) 「用地実測図原図」(色別で製図)

別表-1, 2 用地測量の線色、線号を用いて製図したもの。

(2) 「用地実測図写図」(黒色)

別表-1, 2 参照。

2 用地実測図の求積は、筆別、借地別、用途別、国有地(無地番)別に作図する。

なお、現況の道路、河川等の内に敷地民有地等がある場合も同様とする。

3 用地実測図は、第5章第5節「数値編集」及び別表-1, 2に準じて作成すること。

なお、用地実測図は原則として、道路の起点及び河川の下流を左端におくこと。

4 用地実測図は、次の項目を標準とする。

(1) 基準点及び境界点〔公共用地、民有地(民・民)、借地、地上権等〕の位置、座標値、点名、標杭の種類及び境界線

(2) 中心線及びNo.点の位置、座標値、点名、標杭の種類

(3) 幅杭線及び幅杭点の位置、座標値、点名、標杭の種類

(4) 面積計算表

(5) 各筆の地番、不動産番号、地目、現況地目、画地及び残地の面積、土地所有者並びに借地人等氏名

(6) 境界辺長

(7) 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線

(8) 借地境界

(9) 用地取得線

(10) 方位

(11) 基準点、中心点、幅杭点、境界点〔公共用地、民有地(民・民)、借地・地上権並びに計画幅員線と公共用地境界、民有地(民・民)境界、借地・

- 地上権境界と交わる点〕の座標値を整理し一覧表にして余白に記入する。
- (12) 区市町村名、町丁名及び大字、字名、並びに行政境界線
- 5 用地実測図原図の色別は、原則として次のとおりとする。
- (1) 区市町村名、町丁名、地番、筆界線土
地所有者氏名、借地権者氏名、残地・・・・・・・・・・・・黒
- (2) 土地（編入土地）の三斜及び数字・・・・・・・・・・・・朱
- (3) 借地界線及び借地の土地（編入土地）の三斜並びに数字・・・・・・・・青
- (4) 計画線内の国有地（無番地）の所有者名及び三斜並びに数字・・・・黒
- (5) 現況の道路、河川等の筆界線及び敷地民有地等の三斜並びに数字・・黒
- 6 用地実測図原図及び用地実測図写図には、表題部（図面の名称、縮尺、測量区域、測量完成年月、測量計画・作業機関名等）を記入すること。

11.3.3

土地計算及び 土地調書

- 面積は、㎡単位、小数点以下6けたないし7けたを算出し、小数点以下2けたで整理すること。
- 1 土地計算書（様式第19）は、計画線内の面積計算を筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に作成すること。
- なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に作成すること。
- 2 土地調書（様式第18）は、土地計算書、登記簿謄本または登記事項証明書及び本章第2節第3項「資料・権利調査」の結果に基づき、筆別、借地別、用途別、国有地（無番地）別に整理すること。
- なお、現況の道路、河川等の区域内に敷地民有地等が有る場合も同様に整理すること。

11.3.4

「区域図」土地 境界図

- 1 「区域図」の作成方法は、「要領」の土地境界図（様式第9）により作成し提出すること。
- 2 「要領」に基づかない他の公共用地管理者の「土地境界図」の作成は、監督員及び提出先と協議のうえ作成すること。
- 3 区域図は既成の幅杭線形図（地図情報レベル250）等から不要の地番、所有者名等を抹消のうえ写図（第二原図）を作成し、境界点測定の成果に基づき、境界点、境界点番号、（K1・K2…Kn）、境界点間距離（小数点以下2けた）、土地地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。
- 4 「区域図、土地境界図の総括図」は既成の幅杭線形図から写図（第二原図）を作成し、区域図（要領）・土地境界図及び既存の公共用地境界図等の公共用地境界の全点、境界点番号（名称）、境界点間距離（小数以下2けた）、地番、土地所有者名、境界点成果表、引照点成果表及び基準点成果表を黒色で仕上げるものとする。

11.3.5

用地平面図（現況重ね図）

- 1 用地平面図（現況重ね図）は、既成の幅杭線形図データファイルを写図（第二原図）し、現地において次の事項を調査して作成すること。
 - （１）基準点及び境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地、地上権等〕並びに土地の筆界線（一点鎖線）及び借地境界・地上権境界線（破線）
 - （２）各筆の地番、不動産番号、地目
 - （３）現況地目
 - （４）土地所有者及び借地人等氏名
 - （５）土地境界点及び幅杭点の位置並びに点名（境界点の凡例は別表－２参照）
 - （６）建物、工作物等
 - （７）道路名、河川・水路名等
 - （８）図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系、測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称
 - （９）行政界、市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称
 - （１０）用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
 - （１１）その他監督員に指示された事項
 - （１２）①基準点、②中心点、③幅杭点、④境界点〔公共用地、民有地（民・民）、借地・地上権等〕、⑤計画幅員線と公共用地境界、民有地（民・民）境界、借地・地上権境界と交わる点の座標値を整理し、一覧表にして余白に記入する。なお、既成の幅杭線形図の中の不要文字、数字等は抹消すること。
- 2 既成の幅杭線形図と現地が相違し、修正・補足を要するものがある場合には、既成の幅杭線形図データファイルを写図（第二原図）し修正すること。
- 3 用地平面図（現況重ね図）は、所定の作業完了後に用地実測図（丈量図）と照合し、厳密に点検すること。

第4節 品質評価

11.4.1

品質評価

用地測量成果の品質評価は、3.4.2の規定を準用する。

第5節 メタデータの作成

11.5.1

メタデータの作成

用地測量成果のメタデータの作成は、3.4.3の規定を準用する。

第6節 成果

11.6.1

成果の提出

- 1 提出すべき成果品は、次のとおりとする。
 - 〔① 資料・権利調査〕
 - （１）土地登記簿調書（様式第13）（原本及び写し）

- (2) 借地権等調書(様式第14) (原本及び写し)
(借地権者等がある場合のみ)
- (3) 土地登記簿謄本または登記事項証明書
- (4) 資料整理簿(地積測量図及び土地境界図等) (様式見本第3)
- (5) 公図等転写連続図 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)
- (6) 公図等転写連続図写図 出力図

〔② 公共用地境界確認及び復元測量〕

- (1) 境界検討図 1部(縮尺1/250)境界の色別整理及び境界点(予定)成果等の記入(様式見本第4)
- (2) 立会依頼状発送簿(様式第16)
- (3) 区域確認書(要領様式第3) (「要領」に基づくもの)
- (4) 公共用地境界確認書(写し)
(「要領」に基づかない他の公共用管理者の指示様式)
- (5) 境界点点の記(様式第4) (公共用地)

〔③ 民有地(民・民)借地権等の確認立会及び復元測量〕

- (1) 立会依頼状発送簿(様式第16)
- (2) 借地権等境界立会確認書(様式第17)
- (3) 境界点点の記(様式第4) (民有地及び借地権等)

〔④ 境界の標示〕

- (1) 各境界点(公共用地、借地権等)の写真(境界点点の記に貼付)

〔⑤ 境界測量〕

- (1) 境界点観測簿
- (2) 境界点座標計算書
- (3) 境界点成果表
- (4) 座標による境界点間距離計算書
- (5) 精度管理表(様式第12)
- (6) 補助基準点観測簿
- (7) 補助基準点計算書
- (8) 補助基準点成果表

〔⑥ 用地境界仮杭設置〕

- (1) 計画幅員線と境界線の交点座標計算書
- (2) 用地境界測設計算書
- (3) 補助基準点観測簿
- (4) 補助基準点測量計算書

- (5) 補助基準点成果表
- (6) 境界点点の記（様式第4）

〔⑦ 境界点間測量〕

- (1) 境界点間距離観測簿
- (2) 境界点座標計算書（他の成果品と重複する場合は省略）
- (3) 境界点間距離計算書（他の成果品と重複する場合は省略）
- (4) 境界点成果表（他の成果品と重複する場合は省略）

〔⑧ 面積の計算〕

- (1) 座標面積計算書
- (2) 数値三斜面積計算書

〔⑨ 作図・データファイルの作成〕

- (1) 公図等転写連続図写図(第二原図)
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（計画線を朱書(破線)仕上げ）
- (2) 用地実測図原図（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（色別で作成）
- (3) 用地実測図写図（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（黒色）
- (4) 座標面積計算書
- (5) 土地調書（清書原稿、写し）
- (6) 区域図（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
- (7) 土地境界図 提出先別(必要な場合のみ提出)
- (8) 区域図・土地境界図の総括図（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）
- (9) 用地平面図（現況重ね図）（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（黒色で作成）
- (10) 用地平面図（現況重ね図）写図（地図情報レベル250）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）（黒色）
- (11) 用地平面図（現況重ね図）縮小版（地図情報レベル500）
ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙（白色で耐水性を保持するもの）

もの)

(12) 複写図

(13) 用地実測図データファイル

(14) 用地平面図データファイル

〔⑩ 品質評価〕

(1) 品質評価表

〔⑪メタデータの作成〕

(1) メタデータ

2 計算書、観測簿等は、系統的かつ綿密に製本すること。

3 公図等転写連続図（地積測量図、土地境界図等）、土地登記簿調書、借地権等調書及び境界検討図等は、境界立会に先だって資料整理簿として、本都に提出すること。

第12章 道路台帳測量

第1節 一般事項

12.1.1

目的

道路台帳測量は、道路法第28条及び同法施行規則第4条の2「道路台帳」に基づき、道路に関する基礎的事項を把握し、次の三種類の図書（各々の図面及び調書）を作成する。また、これら道路台帳により、広く道路管理行政に活用するために道路台帳測量を行う。

- 1 道路台帳平面図(道路の現況と道路区域線)及び調書
- 2 地下埋設物台帳平面図(主な占用物件の種類と位置)及び調書
- 3 道路敷地構成図(道路区域と敷地の構成) 及び調書

なお、事業施行者が道路の新設または拡幅等を行った際は、道路台帳を作成または補正し、道路管理者へ適切に引継ぎを行う。

第2節 作業

12.2.1

作業

この測量では、次の作業を行う。

- 1 基準点測量（第3節より）
- 2 水準測量（第4節より）
- 3 縦断測量（第5節より）
- 4 横断測量（第6節より）
- 5 道路台帳平面図及び調書の作成（第7節及び第9節より）
- 6 道路台帳平面図及び調書の補正（第8節及び第9節より）
- 7 地下埋設物台帳平面図及び調書の作成（第10節及び第11節より）
- 8 地下埋設物台帳平面図及び調書の補正（第12節より）
- 9 試験掘成果による図化作業（第13節より）
- 10 残置物件に係るしゅん功図及び調書の作成（第14節より）
- 11 道路敷地構成図及び調書の作成・補正（第15節より）

作業内容等については、標準仕様書及び「道路台帳作成要領」による。

第3節 基準点測量

12.3.1

作業方法等

この測量を実施するにあたっては、第2章「測量一般」及び第3章「基準点測量」に準じて行うものとする。ただし、成果品のうち、基準点網図には、道路台帳の図郭線及び図郭番号を記入する。

12.3.2

標識の設置及び構造

公共基準点の設置は、屋上埋設、地下埋設、コンクリート杭埋設、構造物上埋設として別図－1（5）～（8）のとおりとし、金属標の構造は（9）のとおりとする。

2級基準点は、金属標（SUSφ75）の設置を原則とする。

3級基準点は、鉄筋コンクリート標杭（150×150×900mm）の埋設を原則とする。

ただし、2級基準点より直接視準ができるものについては原則として、鉄筋コンクリート標杭（150×150×600mm）を側塊、蓋掛けの地下埋設形式により設置する。

12.3.3
成果品の提出

測量成果は第三者機関の検定を受け、検定後に基準点管理者に「東京都道公共基準点測量完了報告書」（参考資料－8）を提出し、確認を受けること。
提出する成果品は、第3章「基準点測量」によること。

第4節 水準測量

12.4.1
作業方法等

作業方法、成果品等については第4章「水準測量」に準じて行うものとする。

第5節 縦断測量

12.5.1
作業方法等

- 1 縦断測量は、縦断こう配5%以上の箇所について行うものとする。
ただし、監督員が必要と認め特に指示した箇所については、道路の縦断こう配の状況如何にかかわらず測定するものとする。
また、縦断測量箇所を道路台帳平面図に坂の起終点及びこう配を記入する。
- 2 測量は、道路の中心線位置に沿って行い、その間隔は20mを標準とし、こう配の変化点も測定する。
- 3 測量の結果は、縮尺縦1/100、横1/500の縦断面図にとりまとめるものとする。
- 4 縦断面図は、起点を左側に描き、次の事項を記入する。
 - （1）道路台帳平面図番号
 - （2）路線名及び都道の整理番号並びに坂の名称
 - （3）坂の起終点（坂の起点は路線の起点側）
 - （4）こう配（パーセント）
 - （5）調製年月

12.5.2
成果の提出

提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。

第6節 横断測量

12.6.1
作業方法等

- 1 横断測量は、原則として道路境界線より左右5mまでを測量範囲とする。
また、横断測量箇所を道路台帳平面図に記入する。
- 2 横断測量は、次の箇所について行う。
 - （1）立体交差部の中心位置
 - （2）坂の起終点位置
 - （3）横断地盤の起伏の著しい箇所

	3 横断測量の結果は、縮尺1/100の横断面図にとりまとめるものとし、路線の起点から終点に向かって図化する。 4 横断面図は、次の事項を記入する (1) 道路台帳平面図番号 例) 11号88番 (2) 路線名及び都道の整理番号 (3) 沿道測量範囲の地形、地物 (4) 舗装種別の記号 (5) 測定地先の街区番号または不動産地番 (6) 調製年月
12.6.2 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。
第7節 道路台帳平面図の作成	
12.7.1 目的	この作業は、管理する道路の構造、兼用工作物、占用物件、その他道路管理上の基礎的事項を総括して把握するために行うもので、第5章「地形測量及び写真測量」の方法によるもののほか次の各項による。
12.7.2 図面の縮尺及び区画割	1 この測量における図面の縮尺は、1/500とする。 2 道路台帳平面図の区画割は、平面直角座標IX系及びXIV系(小笠原支庁管内)を用い、東西500m、南北350mの区画より成り立っている。
12.7.3 平面測量の範囲	この測量の範囲は、原則として市街地地区は当該道路区域内及びその外側5mを標準とし、取付け道路については20mまで、山岳、農村地区については周辺の地形、地物の状況により場所が特定できる範囲を測量する。 この測量の主な対象物は、以下のとおりである。 (1) 道路本体 (2) 道路附属物 (3) 占用物件 (4) 地物
12.7.4 図面用紙	道路台帳平面図に使用する用紙は、「道路台帳作成要領」を参照のこと。
12.7.5 図化作業	道路台帳平面図には、次の事項を記入する。なお、記入方法については「道路台帳一般図式及び凡例」による。 (1) 道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印 (2) 区市町村名、町、丁目、字名及び都県界、市区町村界、字・町・丁界等の境界線並びに街区番号及び不動産地番

- (3) 他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線
- (4) 車道の幅員が0.5m以上変化する箇所の、車道幅員、歩道幅員及び全幅員等
- (5) 自動車交通不能区間
- (6) 曲線半径(30m未満のもの)
- (7) 縦断こう配(5%以上のもの)
- (8) 舗装の種別
- (9) トンネル、歩行者専用地下道(平面図は地上部及び地下部を作成)、新交通(モノレール等)、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- (10) 道路元標、道路地点標、測量基準点〔三角点、公共基準点、水準基標〕、境界標、こま止、街灯、標識、ガードレール等主な道路の附属物
- (11) 電柱、ポスト、電話ボックス等主な路上占用物件
- (12) 当該道路の沿道の地物及びその名称、公共建物、主要施設の名称
- (13) 軌道、鉄道及びこれらの名称
- (14) 歩行者専用地下道の場合は、告示の横断面図(縮尺1/100～1/500)を登載箇所をしゅん功図等から地下部分を道路台帳平面図に図化し、躯体の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下2けた)を記入する。
- (15) 新交通(モノレール等)路線は、道路の地上部の道路形状は実線(モノレール橋脚部分も含む)で表示し、上空の構造物の線形は破線で表示する。
 なお、軌道敷のみが道路区域の場合は、軌道敷を実線で表示し、軌道部分等の主な箇所の横断面図(縮尺1/100～1/500)を、道路台帳平面図の1枚に1箇所図化する。
 また、地上部から躯体の天端部分の標高、寸法等の必要数値(m単位、小数点以下2けた)をしゅん功図等から記入する。
- (16) 縦断測量箇所は一点鎖線、横断測量箇所は二点鎖線でそれぞれ朱色にて表示する。
- (17) その他の主要な地物
- (18) 調製年月、補正年月、再製年月を「道路台帳一般図式及び凡例」で定められた位置に記入する。
 再製とは、ポリエステルフィルム等を電子データに置き換えて作成した場合等に記入する。
- (19) 構造による幅員を記入する。記入方法は「道路台帳作成要領」による。

12.7.6

道路区域線及び幅員の記入

- 1 道路区域線は第15節「道路敷地構成図及び調書の作成・補正」の成果に基づき記入する。
- 2 道路区域線の記入は「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に定められた色(橙色)で正描する。
- 3 道路区域幅員は第15節「道路敷地構成図及び調書の作成・補正」の成果に基づき記入する。なお道路敷地調査測量が未実施箇所については、現況幅員を黒色で記入する。

12.7.7 電子データ (CAD データ 等)	1 道路台帳平面図は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」を参照のこと。
12.7.8 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。
第8節 道路台帳平面図の補正	
12.8.1 目的	道路台帳平面図の補正とは、道路区域の変更(告示)、又は改修工事等に伴い現地の状況が変化し、図形が現況に適合しなくなった箇所について測量を行い平面図を補正することをいう。
12.8.2 作業	道路台帳平面図の複写図により現地調査を行い、変化している箇所及び沿道区域について、道路台帳平面図の補正を行う。補正方法は、第7節「道路台帳平面図の作成」に準じて行うほか、次の各号により作業を行うものとする。 (1) 現地調査及び基準点の点検 (2) 基準点測量 (3) 現地補足測量 (4) 道路台帳平面図の補正 (5) 道路台帳縦断面図・同横断面図の補正 (6) 都道幅員管理図の作成 (7) 法定調書の補正 (8) マーキング図の作成（必要に応じて）
12.8.3 補正の方法	1 補正測量を行う箇所の基準点は、従前の基準点の成果を使用することを原則とする。 ただし、成果が利用できない場合は、監督員の指示に従う。 2 補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」に定められた位置に記入する。 3 補正測量によって補正される平面図は、道路台帳平面図及び地下埋設物台帳平面図とする。 4 道路台帳平面図は、CAD（SXF-P21）及びPDFデータを作成する。当該図郭の電子データがない場合は、ポリエステルフィルム等の原図をスキャニングしそのデータをCADでトレースして元となる電子データを作成する。電子データの作成は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引き」を参照のこと。
12.8.4 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。

第9節 道路台帳調書の作成及び補正

12.9.1 目的	道路台帳調書は、道路を路線別、区市町村別、舗装種別、道路幅員別等に把握するために作成するものである。
12.9.2 作業	この作業は、次のとおり行う。 1 現地調査及び測量 2 道路の延長面積の測定、計算及び検算 3 求積図及びPDFの作成 4 調書の作成 (1) 実延長面積調書(区間別、道路種別)緑色用紙 (2) 実延長面積調書集計表(路線別、区市町村別)橙色用紙 (3) 歩道幅員別調書 (4) 道路現況調査表 (5) 道路施設現況台帳 なお、(1)～(3)の各調書はアクセスデータを作成(補正)し、補正済みのアクセスデータ及び修正したもの(A3判カラー)を成果品とする。詳細は「道路台帳作成要領」による。
12.9.3 求積図	求積図とは、道路台帳平面図より区間ごとに求積測定を行うために作成した図面をいう。
12.9.4 求積区間の設定	求積区間の設定は、原則として以下による。 1 行政界及び管理界 2 重用区間 3 交差点(国道と都道、都道と都道の交差) 4 橋りょう、トンネル、踏切 5 道路区域幅員が著しく変化する箇所 6 実延長面積調書で定める車道幅員区分 7 車道幅員が変化せず、求積区間が数百メートルにも及ぶ場合でも200メートル程度で区間を設定する。
12.9.5 延長面積測定の方法	道路の延長、幅員、面積、その他の測定は、求積図によって行うものとし、座標法による。 求積図より計算された延長、面積等の値に誤りがあるてはならない。再計算を施す等点検を必ず行う。
12.9.6 延長面積測定	1 測定順序は、次のとおりとする。 (1) 区間ごとの道路区域の全体面積の求積

の順序	(2) 車道、歩道、中央帯、路肩、側溝、法敷、駐車場、材料置場、交通島、緑地帯、等構造別に求積 (3) (2)における各々の面積の合計が(1)において求めた全面積に等しくなるように調整しなくてはならない。
12.9.7 補正	2 求積図は、路線別に「実延長面積調書」に整理し、記載等については、「道路台帳作成要領」による。
12.9.7 補正	1 補正は既存の数値をもとに増減を行う。 2 この作業の成果である図面及び調書は路線別に調製し、区市町村別に整理する。なお、同一建設事務所管内において複数の区市町村にまたがる場合は、その路線の集計を行う。 3 現地調査は、道路台帳平面図の複写図により現地との相違について、調査するとともに小規模の変更箇所にあつては測量を行い、図面を補正しなくてはならない。 ただし、補正する箇所については監督員と十分打合せのうえ、その指示による。
12.9.8 道路現況調査表及び道路施設現況台帳の作成	道路現況調査表は、道路現況調査要領(建設局道路管理部)、道路施設現況台帳は、道路施設現況調査提要(国土交通省道路局)に基づき作成する。
12.9.9 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。
第10節 地下埋設物台帳平面図の作成	
12.10.1 目的	この作業は、道路の主な占用物件を総括的に把握し、地下埋設物に係る事故の防止及び占用関係事務の円滑化を図るために行うものである。
12.10.2 平面図（現況図）の作成	1 道路台帳平面図に記載する地形、地物のうち必要な事項を図化し、地下埋設物台帳平面図(現況図)を電子データ(CADデータ等)で作成する。 2 平面図(現況図)には次の事項を記入する。 (1) 区市町村名、町、丁目、字名、道路の区域線、街区番号及び不動産地番 (2) 道路の種類及び路線名、都道の整理番号並びに終点方向への矢印は、当該道路に沿って道路区域外に記入する。 (3) 橋りょう名 (4) 公共建物及び主要施設の名称 (5) 道路と相互に効用を兼ねる工作物のうち堤防及び軌道

	(6) 河川及び水路 (7) 他の道路管理者及び他の建設事務所との管理境界線及び管理者名 (8) 家屋、生垣、側溝、雨水桝、植樹桝等、ただし、着色しない。
12.10.3 記載する占用物件等	記載する占用物件等の種類、内容及び着色は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」による。
12.10.4 しゅん功図及び管理図等の資料調査・内容検討	各占用者から提出されたしゅん功図は実際に埋設された状態の実測図面であって、現地との差異があってはならない。そのためにも、各占用者が備え付けてある管理図を閲覧し、参考にする。なお、残置物件についても入念に調査する。 また、しゅん功図や管理図から本支管又は供給管かを判断をし、さらに管径が内径か外径か判断し、内径であれば管厚を調べ外径を決定する。 なお、現地の露出物等を参考にして、しゅん功図が設計図か出来形図かを判定し、さらに埋設位置等も事前調査する。
12.10.5 占用物件等の記入作業	1 地下埋設物の埋設位置等については、人孔、手孔（ハンドホール）、制水弁等が路面上に現れた占用物件により現地確認をすることを原則とする。 2 占用物件は、それぞれの占用者別に色分けして記入する。 3 OF（埋設位置の距離）は近い方の道路区域線又は道路端の構造物から地下埋設物の中心までをいう。DP（土被り）は地表から地下埋設物の中心の上端までの深さである。埋設年次はAD（西暦4桁）で記入する。 4 旗上げの表示線は、平面図の東西方向の図郭線に平行とし、表示線の上に各占用者の色別で、占用者名、管種の記号、地下埋設物の外径又は形状、埋設位置(OF、DP)、埋設年次を書き入れる。 5 共同溝、電線共同溝、キャブ、地下鉄、歩行者専用地下道、地下駐車場、洞道等については、旗上げによらず、原則として占用物件の中心に形状寸法と当該図面中の最小土被り及びその位置を記入する。なお、共同溝及びキャブについては、当該図面中1箇所の横断面図を記載する。 6 当該道路の線形が図郭線に接している場合は、旗上げが図郭線外に出ても差支えない。図郭線外に書きにくい場合は、余白に別途記載する。 7 横断測量箇所を表示する。 8 地下埋設物の線形、その他が不明のために接続させる目的をもって線形に折線を作ってはならない。また、既に記入してある線に対して着色の濃淡があってはならない。 9 立体交差部の橋りょうに添架物がある場合は、別途、余白に横断面図（縮尺適宜）を記載する。 10 残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより占用企業者、種類及び形状寸法等を記入する。

	また、試験堀箇所については、試験堀箇所に青紫色の二点鎖線で表記し、年度別の整理番号を記載する。 11 調製、または補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」の定められた位置に記入する。
12.10.6 図面の縮尺及び区画割	12.7.2「図面の縮尺及び区画割」による。
12.10.7 電子データ (CAD データ等)	電子データの作成は、「道路台帳平面図等の電子納品の手引き」を参照のこと。
12.10.8 地下埋設物横断測量	1 地下埋設物横断測量は、地表や地下の埋設物の横断的状态を知るために行うもので、地表上はもちろん地下埋設物の種別、管径、条数、土被り等を調査測量する。 2 横断測量の結果は横断面図に取りまとめるものとし、次の事項を記入する。 (1) 道路台帳平面図番号 (2) 路線名及び都道整理番号 (3) 沿道測量範囲内の地形・地物 (4) 舗装種別 (5) 測量地先の街区番号及び不動産地番 (6) 調製年月 3 横断面図の縮尺及びその他の仕様は、「道路台帳作成要領」による。
12.10.9 整理	しゅん功図及び管理図の写しを年度別・占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。保管期限は、原則 3 年とする。
12.10.10 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。
第11節 地下埋設物台帳調書の作成	
12.11.1 目的	この作業は、地下埋設物台帳平面図より地下埋設物件を調査し、形状寸法及び延長を確認し、規定の調書を作成するものである。
12.11.2 調書の作成	1 調書は、地下埋設物台帳調書総計と地下埋設物台帳調書で構成される。 2 調書に記載する数値は、しゅん功図等から測定する。管路の条数がある場

合でも、その条数ののべ延長はとらない。

3 埋設延長はm単位とし、小数点以下は四捨五入する。

4 地下埋設物の条数、管径(外径)、延長、露出物、埋設年次、その他を記入する。

5 調書総計で道路延長とは、実延長をいう。

12.11.3 整理

調書は、区市町村別に1冊を作成する。内訳は、占有者毎に調書を作成し、これを台帳平面図ごとの路線別に整理する。整理された地下埋設物台帳調書をもとにして調書総計を作成する。総計は各占有者毎に1枚作成し、内訳は路線別、外径別等に整理する。なお、区市町村別の各占有者別一覧表も作成する。

12.11.4 成果の提出

提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。

第12節 地下埋設物台帳平面図及び調書の補正

12.12.1 目的

各占有者の提出するしゅん功図等に基づき、現地を調査し、新設、入替、撤去箇所等について地下埋設物台帳平面図及び調書を補正するものである。

12.12.2 しゅん功図の 内容検討及び 現地調査

1 各占有者が提出するしゅん功図〔「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」(東京都建設局道路管理部)に基づき作成したもの〕と地下埋設物台帳平面図を照合し、埋設物件の関連について内容の検討をする。

2 検討の結果、埋設物の位置や既設物件と新設物件の接合及び既設、新設撤去の関連が不適合と認められた場合は、監督員に申し出たうえで、占有者の管理図の閲覧や、詳細な現場調査により、綿密な検討をし精度を高める。

12.12.3 図面の修正作 業

1 新設は、管路等を線引し、旗上げをし、必要事項を記入する。

2 撤去は、既設管及び付属する旗上げを消去する。

3 入替で、形状、外径、種類等が全く変更ないときは図化作業の必要はない。ただし、埋設位置の変化があり得るので、線引き、旗上げ記載事項等の照合、修正を行う。

4 入替等の場合に、しゅん功図に既設管が実在しているのに台帳に記載されていない場合は、確認できる範囲を図化し、旗上げし、各事項の記載を行う。

5 管径は、すべて外径で表示する。

しゅん功図と現地が相違する場合は、必要と認められれば、所管部署において占有者に対し、しゅん功図の修正を行わせる。

6 残置物件等の地下埋設物がある場合は、位置を明記し、旗上げにより、占用企業者、種類、形状寸法等を記入する。

また、試験堀箇所については、試験堀箇所に青紫色の二点連鎖で表記し、年度別の整理番号を記載する。

	7 道路台帳平面図の補正に併せて地形地物も補正する。 8 町丁目名に変更があった場合は補正を行う。 9 電子データ（CADデータ）がある場合は、必要事項を補正し作図を行う。 その後、完成した図面からPDFファイルも作成する。当該図郭の電子データがない場合は、道路台帳補正測量時と同様の取扱いとし、「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に沿って新たに作成する。
12.12.4 調書の補正作業	既に作成してある地下埋設物台帳調書の総計及び各調書の補正を行う。各調書の補正は、該当する欄に赤字で補正数値を添え書きし補正する。また赤字で補正した箇所を新規の用紙に補正後の数値を黒字で書込み、補正数値以外はそのまま転記し、新たに作成した調書に差替える。
12.12.5 地下埋設物横断面図の補正作業	地下埋設物台帳平面図を補正した場合は、既存の地下埋設物横断面図も補正する。
12.12.6 整理	しゅん功図及び管理図の写しを占用者別に整理し、関係資料としてまとめる。
12.12.7 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。保管期限は、原則3年とする。
第13節 試験掘成果による図化作業	
12.13.1 目的	試験掘で得た成果を保存することにより、地下埋設物の位置を正確に把握し、事故防止に役立てるものである。
12.13.2 試験掘の資料	各占用者から試験掘資料の提出を受けた場合は、地下埋設物台帳平面図に必要な応じ試験掘箇所を記入し、提出された資料は年度別の整理番号を付して保存する。 保存期間は、原則3年とする。
第14節 残置物件に係るしゅん工図及び調書の作成	
12.14.1 目的	地下埋設物のうち、占用物件としての機能を有しない残置管類や、占用工事による残地仮設物の正確な位置を把握することにより、事故防止に寄与する。
12.14.2 資料作成	資料の作成は、「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」（東京都建設局道路管理部）による。地下埋設物台帳平面図への記入は、残置管類は「道路

台帳一般図式及び凡例」(p1-5,2-5)によるほか、残地仮設物はその平面形状の概略を記入する。道路管理者工事による残地仮設物等についても、同様に平面図に記入する。

第15節 道路敷地構成図及び調書の作成・補正

12.15.1 目的

この作業は、道路区域線を確認し、区域内の道路敷地の構成を地番別、所有者別に分析し、その実態を的確に把握するため、図面(縮尺1/500)及び調書を作成する。また、現地においては、所定の位置に境界標を設置し、実測による座標値を与え、道路区域を明確にし、道路管理の円滑化をはかることを目的とする。

12.15.2 作業

この作業は、次のとおり行う。

- 1 関係資料の調査収集
- 2 現地調査
- 3 基準点測量及び基準点標識の設置
- 4 素図作成
- 5 道路区域の検討
- 6 境界点の現地標示
- 7 道路区域等の確認立会い
- 8 境界標の設置
- 9 境界点測量
- 10 境界点点の記の写真撮影
- 11 道路敷地構成図及び調書の作成
- 12 道路台帳平面図の及び調書の補正
- 13 道路敷地構成図及び調書の補正

12.15.3 関係資料の調査収集

- 1 この作業は、道路区域を検討するための資料をもれなく調査し、区域内の敷地構成を把握するものであり、「関係資料一覧表」、及び「道路台帳作成要領」等により閲覧、調査、収集する。なお、調査範囲は、監督員の指示による。
- 2 調査した資料は、「公図等転写連続図」等に資料別の色別凡例(様式見本第3参考)を作成し番号または符号を付して、測量作業中の利用が容易で、保管にも適したファイル等で整理製本を行う。

12.15.4 現地調査

- 1 道路幅員及び辺長等の調査
 - (1) 区域決定等の公示(丈量図)について、素図(詳細は12.15.6素図作成を参照)上で検討を行う。
 - (2) 丈量図がない場合は、「道路台帳作成要領」による。
- 2 境界標の調査

	当該道路に設置されている境界標について調査し、土地境界図、道路区域証明等と比較検討のうえ素図に記入する。 3 収集した資料と現地調査との照査 現地踏査は、道路区域を検討した素図及び収集した資料により、現況の道路線との整合性に関し、入念に行う。
12.15.5 基準点測量及び基準点標識の設置	基準点測量は、第3章「基準点測量」に準じて行い、基準点標識の設置等は、本章第3節によること。
12.15.6 素図作成	素図とは、現地測量に基づき作成した平面図（新規に作成した道路台帳平面図）の写しをいう。素図には、道路敷地構成図を調製する時点での最新版として必要な補正を施しておく必要がある。
12.15.7 道路区域等の検討	1 この作業は、道路敷地構成図を調製するうえで、基礎的役割をもつ重要なものであり、収集した資料及び道路台帳平面図複写図等に基づき資料と現地との整合性を図り、道路の区域等に関し、次の事項を入念に調査、検討する。 （1）道路を構成する敷地(国有地、公有地、敷地民有地等)及びその地番、筆界、地目、地積等の把握 （2）隣接土地の境界線の把握 （3）道路区域の検討 土地の境界図、区域証明等の資料により、その境界を復元したうえで、境界点、境界と思われる標識や道路の構造物(縁石、側溝その他)等を現地で実測し、各点に実測座標値を与え、幅員、辺長等を算出し、各種資料との再検討を行う。 区域線検討図(縮尺1/500以上)は、用地実測図(丈量図)線、道路告示線、境界確定線の色別の記載により作成する。(道路台帳作成要領及び様式見本第4用地測量検討図参照) 2 道路区域線の位置の決定は、受託者と打合せを綿密にした上で、都担当者が行う。 3 境界標設置予定位置の確認は、現地及び区域検討図上で行う。
12.15.8 境界点の現地標示	予定した道路区域線に基づき、現地に仮境界点を赤鉛筆等にて標示する。
12.15.9 道路区域等の	1 立会依頼書は、東京都建設事務所又は関係機関から発送もしくは受託者が関係人に直接届けることとする。

確認立会い	2 委託者又は受託者は隣接土地所有者と必要に応じて現地立会いを行い、道路区域確認書を受け取る。未分筆地等についても、隣接土地との境界の確認を併せて行う。
12.15.10 境界標の設置	1 境界点測量に先立ち、確認された境界点に原則として鉄筋コンクリート境界標杭を設置〔道路構造上不可能な場合(U字溝、柵等)は、道路境界鋸、刻印等を設置〕する。 2 境界標は、直線部分においては原則として40m程度の間隔に設置し、変化点(公道との交会点及び屈曲点)については全箇所を設置する。ただし、所定の位置に設置不可能な場合は監督員の指示による。
12.15.11 境界点測量	1 境界標設置後、境界点の点間距離と道路区域幅員は、mm単位まで直接測定する。 2 座標計算の結果、点間距離、道路区域幅員等が直接測定値と1cm以上の差異を生じたときは、再測量を行う。 3 座標値は、m単位、小数点以下3けたとし、4けたを四捨五入する。点間距離はm単位、小数点以下4けたとし、4けたを切り捨てる。 4 未分筆の土地(当該道路と道路区域外の民有地等が一筆となっている土地)については、一筆測量を行い、実測座標値により求積する。 5 点の記は、2.3.3「点の記」に準じて作成する。 6 境界点番号は路線別及び測量委託毎に起点から終点に向かって右回りに一連番号を付ける。
12.15.12 境界点点の記 写真撮影	1 境界点の出来形写真を全箇所について撮影する。 2 設置埋標施工状況写真は20箇所につき1箇所の割合で撮影する。
12.15.13 道路敷地構成 図及び調書の 作成	前項の成果をもとに道路敷地構成図及び調書をCAD(SXF-P21)及びPDFデータで作成する。 道路敷地構成図及び調書の作成 (以下は参考例であり、詳細は道路台帳作成要領による) 1 道路区域内の敷地構成 区域内のすべての敷地について、筆界線、地番、無番地の種類(道A、道B、水A)等を記入する。筆界線は、別に定めるものを除き、一点鎖線(黒色)で表示する。 2 沿道の土地 道路と隣接する土地については、筆界の方向線及び地番等を前項1に準じて記入する。 3 道路区域線 確認された道路区域線の内側(道路側)が境界になるように記入する。区

域線(橙色)は実線とする。

なお、現地立会いした結果、隣接土地所有者の確認が得られなかった場合でも実線で表示し、経過については、区域線検討図もしくは、立会い記録等に注記しておく。

4 境界標

境界標の位置、境界点番号、境界標の種類の記入

5 道路区域幅員及び点間距離

道路区域幅員の記入位置は、「道路台帳作成要領」による。

点間距離は、すべて区域外に記入し、道路区域幅員及び点間距離は座標計算値とし、記入する数値はm単位、小数点以下2けたとし、3けた以下切捨てとする。

6 敷地民有地等

(1) 分筆済みの敷地の筆界線の表示方法

当該敷民の土地の筆界線は、一点鎖線(赤色)で記入する。

また、筆内に敷民と表示する。

(2) 未分筆地の筆界線は、破線、各点は赤色とし、黒色一点鎖線と重複させない。

また、筆内に未分筆地の種類(敷民、国公有地等の場合は、所有者名)を、地番は「〇〇の内」と表示する。

測定番号は、1から始まる番号とする。ただし、区域の境界点と併用する場合は黒色とし、番号は、区域の境界点の番号とする。

(3) 敷地民有地、国公有地等の別を例示のように赤色で記載する。

例) 敷民. 〇〇省. 〇〇市等

7 地番は、黒色で表示する。

8 各図面の敷地構成所有者別調書に路線の認定、区域決定(区域変更)、供用開始の年月日と告示番号を記入する。

9 道路敷地構成図の調製、または補正の年月を「道路台帳一般図式及び凡例」に定められた位置に記入する。

10 調書の作成

上記の図化作業終了後、余白となる部分に下記の各種調書の内、必要な調書を記入する。調書が余白に収まらない場合は、新たなレイヤーに記入する。書式や記載例については、「道路台帳一般図式及び凡例」による。

ただし、当該路線の敷地調査測量が完了する時は、総合計の欄を設け、調査済みの面積の総集計を行う。

〔① 調書の種類〕

(1) 敷地構成所有者別調書

(2) 境界標調書

(3) 未分筆調書

(4) 基準点成果表

12.15.14 道路台帳平面 図の補正	この作業は、敷地構成図を作成する場合、道路台帳平面図も作成・補正を行う。 補正の事項は次のとおりである。 1 道路区域線の補正又は新規記入 「道路台帳平面図等の電子納品の手引」に定められた色（橙色）で記入する。 2 道路区域幅員、境界標の位置及び番号の記入 記入位置は「道路台帳作成要領」による。 道路が立体区域の場合、道路台帳平面図に、区域決定等の告示に基づき道路区域幅員を道路の上下、左右の必要箇所にm単位、小数点以下2けたとし、3けた以下切捨てで記入する。 3 敷地民有地の記入
12.15.15 整理	整理簿は、年度、件名、路線名を背見出しとし、この調査により収集した資料及び成果品を一括整理する。
12.15.16 成果の提出	提出すべき成果品は、道路台帳作成要領による。
12.15.17 道路敷地構成 図及び調書の 補正に伴う成 果の提出	平面図及び調書等の内容については、「道路台帳一般図式及び凡例」による。 提出すべき成果品は、「道路台帳作成要領」による。

第13章 管理境界標杭設置

第1節 一般事項

13.1.1 目的

管理境界標杭設置は、局が管理する事業用地の境界標杭について、既存の木杭等に変えて、鉄筋コンクリート境界標杭等の標識を設置することを目的とする。

第2節 測量作業

13.2.1 資料調査

東京都が貸与する下記の資料の調査、点検を行うものとする。

- 1 用地実測図(丈量図)写
- 2 公共用地境界総括図
- 3 境界点座標計算書及び面積計算書
- 4 境界点点の記
- 5 基準点計算書
- 6 その他必要図書

13.2.2 境界点と基準 点の点検

既存の境界点及び境界標識設置に用いる基準点等の変位について点検するものとする。

13.2.3 測設計算

- 1 測設に用いる基準点等と、境界点との座標値から当該2点間の距離と方向角を求めるものとする。
- 2 計算の単位は次のとおりとする。
(1) 距離は、m単位、小数点以下3けたまで表示する。
(2) 方向角は、秒単位まで表示する。

13.2.4 現地標示

- 1 現地の測設は、原則として放射法によるものとする。
- 2 境界点は、それぞれの点間距離を測定して、規定の距離と比較点検し、較差は、1/3000以内とする。

13.2.5 立会い

- 1 監督員の指示に従い、本都所有の用地実測図(丈量図)、用地平面図(現況重ね図)、境界点点の記、立会確認書(私有境界他)、境界確認資料(公共用地境界)等を準備し、立会いに備えるものとする。
- 2 境界点の確認の為の立会い依頼は、私有地、公共用地ともに、本都において関係人に発送する。
- 3 境界標識設置位置立会いの期日に、関係人とともに立会いを行い、それぞれの位置を確認するものとする。
- 4 確認後直ちに、その場で関係人に管理境界標杭設置立会確認書(様式第21等)へ署名、捺印を求めることとするが、この作業は、本都において行う。

13.2.6

標識の設置

- 1 境界点の位置には、所定の標識を設置するものとする。また矢印標識の場合、矢印方向（向き）については、監督員と協議をする。
- 2 標識設置にあたっては、コンクリート根固を行うものとする。
- 3 標識設置後、必要な点検を行うものとする。
- 4 標識設置後、「境界点点の記」（様式第4）を作成する。なお、目印となる背景を入れて、標識の地上写真を撮影するものとする。
- 5 測設図は、用地平面図（現況重ね図）等をもとに作成し、方位・町・丁目・地番及び標識の種別を記入するものとする。

第3節 成果

13.3.1

成果の提出

提出すべき品は、次のとおりとする。

- 1 測設計算書（原本及び写し）
- 2 測設図
- 3 複写図
- 4 「境界点点の記」（様式第4）
- 5 データファイル

第14章 事業施行に伴う公示用図書の作成

第1節 一般事項

14.1.1 目的

事業施行に伴う区域決定及び区域変更並びに供用開始に必要な図面、資料を作成することを目的とする。

第2節 作業内容

14.2.1 作業内容

- 1 公示用図書の作成の作業は、東京都が貸与する既成用地実測図(丈量図)、現況重ね図等の資料及び境界点座標に基づいて行う。
- 2 作業内容は次のとおりとする。
 - (1) 位置図(案内図)作成
 - (2) 用地実測図(丈量図)への着色等の作業及び用地実測図写図(出力図)作成の作業
 - (3) 土地調書の作成
 - (4) 用地平面図出力図への着色等の作業
 - (5) 地図(公図)等転写連続図への着色作業及び法務局出張所等(登記所)の調査作業
 - (6) 公示用略図の作成
 - (7) データファイルの作成

第3節 区域決定・区域変更

14.3.1 位置図(案内図)

東京都が提供した管内図に、都道となるべき部分(編入区域)を赤色、路線の一部を廃止する場合はその部分(廃止区域)を黄色で表示し、色別凡例を記入する。

14.3.2 用地実測図(丈量図)

- 東京都が貸与した用地実測図(丈量図)を出力し、次の作業を行う。
- 1 都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
 - 2 道路区域線を赤色線で表示する。
 - 3 道路区域幅員(座標計算値)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。
 - 4 道路中心線とその延長をm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
 - 5 他の公共施設の範囲、管理者ごとに色分け表示する。
 - 6 色別凡例等を記入する。

区分	赤道・区市町村道	水路	畦畔	その他
----	----------	----	----	-----

色	茶	水色	黄緑	適宜
---	---	----	----	----

7 立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料 1 1 参考例 3 参照）をかける。

14.3.3

編入土地調書 (土地調書)

用地実測図(丈量図)の成果に基づき次の作業を行う。

- 1 編入土地調書(土地調書・様式第18)、編入土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第7)を作成する。
- 2 都道となるべき部分(編入区域)について筆毎に作成する。
- 3 他の公共施設については、管理者毎に作成する。
- 4 立体区域とそれ以外を区別する。

14.3.4

用地平面図(現 況重ね図)

東京都が貸与した用地平面図(現況重ね図)を出力し、次の作業を行う。

- 1 都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
- 2 道路区域線を赤色線で表示する。
- 3 道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面図実測図(丈量図)と同一箇所に記入する。
- 4 道路中心線とその延長をm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで赤色で表示する。
- 5 色別凡例等を記入する。

区分	赤道・区市町 村道	水路	畦畔	その他
色	茶	水色	黄緑	適宜

6 立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料 1 1 参考例 3 参照）をかける。

14.3.5

公図等転写連 続図(地図写)

東京都が貸与した地図(公図)等転写連続図(地図等写)を出力し、次の作業を行う。

- 1 都道となるべき部分(編入区域)を赤枠、赤着色、廃止すべき部分(廃止区域)を黄枠、黄着色で表示する。
- 2 道路区域線を赤色線で表示する。
- 3 色別凡例等を記入する。

区分	赤道・区市町 村道	水路	畦畔	その他
色	茶	水色	黄緑	適宜

4 立体的区域とそれ以外が混在する場合は、立体的区域部分にハッチ（参考資料 1 1 参考例 3 参照）をかける。

14.3.6 公示用略図	参考資料－11「公示用略図の作成要領」（建設局道路管理部）による。
14.3.7 区域決定（区域変更）調書	区域決定(区域変更)調書（様式第22）を作成する。
14.3.8 立体的区域部分の縦横断面図	都道となるべき立体的区域部分(編入立体的区域)を赤枠・赤着色で、廃止すべき立体的区域部分(廃止立体的区域)を黄枠・黄着色で表示し、立体的区域の範囲をT.P.（東京平均海面）及びA.P.（霊岸島量水標零位）を併記し記入する。なお、原則として道路構造物を図中に示し、凡例を記入する。横断面図は、最小、最大箇所及び代表的な箇所とする。
第4節 供用開始	
14.4.1 位置図（案内図）	東京都が提供した管内図に、供用開始する部分を赤色で表示する。
14.4.2 用地平面実測図（丈量図）	東京都が貸与した用地実測図(丈量図)に基づき次の作業を行う。 1 用地実測図(丈量図)より写図を作成し、写図の旧土地所有者名、旧地番を()で囲み、法務局出張所等（登記所）調査の権原取得後の土地所有者名、新地番及び都道隣接地番を黒色で記入する。 2 出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。 3 出力図に道路区域線を赤色線で表示する。 4 作成した写図(出力図)に道路区域幅員(座標計算値でm単位、小数点以下2けた〔3けた以下原則切捨て〕)の主なる変化点及び隅切り部分等に区域変更告示等資料を照査のうえ、赤矢印を記入し出力図に赤色で表示する。 5 写図（出力図）に道路中心線の延長をm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで黒色で記入し、出力図に赤色で表示する。 6 写図に他の公共施設の範囲、管理者名を黒色にて記入し、出力図に色別で記入する。 7 写図に補正年月日、色別凡例等必要事項を記入する。
14.4.3 供用開始土地調書	1 権原取得後の供用開始土地調書(土地調書・様式第18)、供用開始土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第7)を作成する。 ただし、数値三斜法で面積を算出し、従前の土地計算書（参考）により区域決定・区域変更をしている場合には、面積の整合を図ること。 2 法務局出張所(登記所)の土地登記簿を調査し、権原取得後の土地所有者

名を確認し筆毎に作成する。

- 3 他の公共施設について管理者毎に作成する。

14.4.4

用地平面図

東京都が貸与した工事しゅん功図等を出力し、次の作業を行う。

- 1 供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
- 2 道路区域線を赤色線で表示する。
- 3 道路区域幅員(座標値計算)の主なる変化点及び隅切り部分等に赤矢印を記入し、赤色でm単位、小数点以下2けた(3けた以下原則切捨て)まで表示する。なお、用地平面実測図写図(出力図)と同一箇所に記入する。
- 4 色別凡例等を記入する。

区分	赤道・区市町村道	水路	畦畔	その他
色	茶	水色	黄緑	適宜

14.4.5

地図(公図)等 転写連続図

- 1 東京都が貸与した地図等写を基に法務局出張所等(登記所)の土地登記簿、公図(地図)等により権原取得後の土地所有者、地番、地目、筆界線を調査(外業)し、地図(公図)等転写連続図(地図等写)には町名、地番、地目、筆界線、地積及び土地所有者名を記入し作成する。なお、都道区域外についても同様に2筆程度写図し、調査年月日、法務局出張所名等を原図に記入する。
- 2 出力図に供用開始部分を赤枠、赤着色で表示する。
- 3 道路区域線を赤色線で表示する。
- 4 色別凡例等を記入する。

区分	赤道・区市町村道	水路	畦畔	その他
色	茶	水色	黄緑	適宜

14.4.6

公示用略図

参考資料－11「公示用略図の作成要領」(建設局道路管理部)による。

14.4.7

しゅん功道路 引継調書

貸与された同調書の記載事項のとおり、しゅん功道路引継調書(様式見本第5)に清書する。

14.4.8

地目変更調書

供用開始する区間内の土地で、地目が公衆用道路になっていないものについて地目変更調書(様式見本第6)を作成する。

第5節 成果

14.5.1

成果の提出(区域決定・区域変更)

区域決定・区域変更の提出すべき成果品は次のとおりとする。

- 1 位置図(案内図) 縮尺1/30,000以上
- 2 用地実測図(丈量図) 出力図 縮尺1/250
- 3 編入土地調書(土地調書・様式第18) 原本及び写し
- 4 編入土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第7) 原本及び写し
- 5 用地平面図(現況重ね図) 出力図 縮尺1/250
- 6 地図(公図)等写出力図 縮尺1/600または1/500
- 7 公示用略図 A4判
- 8 区域決定(区域変更)調書(様式第22)
- 9 データファイル作成

14.5.2

成果の提出(供用開始)

供用開始の提出すべき成果品は次のとおりとする。

- 1 位置図(案内図) 縮尺1/30,000以上
- 2 用地平面実測図出力図 縮尺1/250
- 3 供用開始土地調書(土地調書・様式第18) 原本及び写し
- 4 供用開始土地面積計算書(土地計算書・様式第19または座標面積計算書・様式見本第7) 原本及び写し
- 5 工事平面図(完成型の平面図) 出力図 縮尺1/250
- 6 地図(公図)等転写連続図(地図等写) 出力図 縮尺1/600又は1/500
- 7 公示用略図 A4判
- 8 竣功道路引継調書 A3判 (様式見本第5)
- 9 地目変更調書 A4判
- 10 データファイル作成

第15章 道路位置指定

第1節 一般事項

15.1.1 目的

臨港道路等に接する敷地所有者が建物の新築及び改築を行う場合、建築基準法の確認を必要とし、同法第42条の道路に接していなければならない。

しかし、臨港道路は同法第42条第1項第1号から第4号の道路に該当しないため同項第5号の道路位置指定を当該区で受けなければならない。

本章は、このために必要な図面、添付書類等を作成することを目的とする。

第2節 作業

15.2.1 作業内容

受託者は、次に示す図面及び書類等を作成するものとする。

なお、図面の縮尺は指定長により適宜定めるものとする。

建築士会が指定する道路位置指定申請図

- 1 付近見取図
- 2 地籍図
- 3 公図写し
- 4 道路横断図
- 5 舗装構成図
- 6 構造図
- 7 承諾書

その他申請に必要な添付書類

15.2.2 付近見取図

付近見取図は、付近の鉄道の駅を含めた範囲を表示するものとする。

15.2.3 地籍図

地籍図は、申請地、隣地及び対面地の土地所有者の氏名（建物があるときは、その建物）、番地、指定長及び幅員を表示するものとする。

また、起点、終点及び曲点は、それぞれ○印で表示するものとする。

15.2.4 公図写し

公図写しは、申請区の法務局の公図を表示するものとする。

15.2.5 道路横断図

道路横断図は、車道、歩道及び排水桝等を図化し、各幅及び全幅を記入するものとする。

15.2.6 舗装構成図

舗装構成図は、車道及び歩道の舗装構成を図化し、各厚さを記入するものとする。

15.2.7	構造図	構造図は、排水桝、境界杭等を図化し、寸法を記入するものとする。						
15.2.8	承諾書	承諾書は、次に示す要領で作成するものとする。 1 権利者別に氏名及び現住所を記入し、登録された印鑑による承諾印を押印する。 2 承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日とする。 3 親権者、法定代理人及び公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載する。 承諾を必要とする範囲は次のとおりとする。 4 道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。 5 仮登記権者（ただし、売買契約書等、権利の移行を明確に表す書類を添付された場合を除く。） 6 全同物件の場合には、全権利者。 7 既存道路（私道）に接続する場合は、その既存道路の接続部分の関係権利者。						
15.2.9	添付書類	添付書類は、次のとおりとする。 印鑑証明書（道路となる土地、道路に沿接する敷地又はそれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。） 土地・家屋登記簿謄本（道路となる土地、道路に沿接する土地及び道路に沿接する土地に存在する建物の登記簿謄本。）						
15.2.10	現地立会	発注者と関係権利者が区域境を確認するために現地立会を行う。 この際、受託者は、監督員の指示のある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。						
15.2.11	境界標の設置	受託者は、確認された境界点にコンクリート杭を設置するものとする。 杭の設置が不可能な場合には、鋳、刻み等を設置する。						
15.2.12	成果の提出	提出すべき成果品は次のとおりとする。 <table><tr><td>道路位置指定申請図（和紙）</td><td>1 部</td></tr><tr><td>同上コピー</td><td>権利者の数</td></tr><tr><td>その他申請に必要な書類</td><td>一式</td></tr></table>	道路位置指定申請図（和紙）	1 部	同上コピー	権利者の数	その他申請に必要な書類	一式
道路位置指定申請図（和紙）	1 部							
同上コピー	権利者の数							
その他申請に必要な書類	一式							

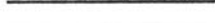
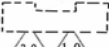
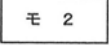
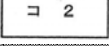
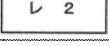
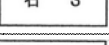
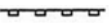
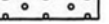
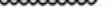
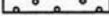
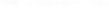
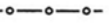
管理技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内用	測量	深浅測量		備考
		深浅測量	水路測量	
測量士	○			但し、測量士資格取得後８年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後１２年以上の経験を有し測量士の資格を有した者
港湾海洋調査士				
「総合」部門		○		
「深浅測量」部門		○		
シビルコンサルティングマネージャ				但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者
「港湾及び空港」部門		○	○	
「河川、砂防及び海岸・海洋」部門 ※１		○	○	
水路測量技術				
「１級（沿岸）」		○	○	
「１級（港湾）」		○	○	

※１ 海岸に関する業務のみ適用

別表ー1

縮尺 1/250 図面図式

区分	線号	線の幅(太さ)			区分	種別	線色	図式	線号	
線の種類	1号線		0.05mm		鉄道	鉄道	黒		8	
	2号線		0.10mm			モノレール	黒		8	
	3号線		0.15mm		道路施設	永久橋	黒		6	
	4号線		0.20mm			木橋	黒		3	
	5号線		0.25mm			徒橋	黒		6	
	6号線		0.30mm			側溝U字	黒		3	
	8号線		0.40mm			側溝U字蓋	黒		3	
	10号線		0.50mm			側溝L字	黒		3	
区分	種別	線色	図式	線号	家屋	木造	黒		3	
	同無壁舎	黒		3			側溝U字蓋	黒		3
	モルタル	黒		3			側溝L字	黒		3
	コンクリート	黒		6		小物体	門	黒		8
	レンガ	黒		6			鳥居	黒		8
	石造	黒		6			記念碑	黒		6
	土蔵	黒		6			高塔	黒		3
	タタキ	黒		3			石段	黒		6
擁壁	ブロック(直)	黒		3	地下道入り口		黒		3	
	ブロック(傾)	黒		3	公衆便所		黒		3	
	コンクリート(直)	黒		3	プール		黒		3	
	コンクリート(傾)	黒		3	墓地	黒		3		
	石積(直)	黒		3	井戸	黒		3		
	石積(傾)	黒		3	煙突	黒		3		
構囲	簡易堀	黒		4	消火栓	黒		3		
	コンクリート堀	黒		6	電気孔	黒		3		
	さく	黒		3	電話孔	黒		3		
	生垣	黒		3	ガス孔	黒		3		
	鉄柵	黒		3	上水孔	黒		3		
	人工斜面	黒		3	下水孔	黒		3		

区分	種別	線色	図式	線号	区分	種別	線色	図式	線号
小物体	防護柵	黒		3	境界	都道府県	黒		2・8
	電力柱	黒		3		区市町村界	黒		8
	電話柱	黒		3		大字・町丁目界	黒		6
	信号機	黒		3	基準点等	三角点	黒		3
	火災報知機	黒		3		東京都公共基準点 及び公共基準点1級	黒		2
	交通標識	黒		3		2級基準点	黒		2・3
	バス停留所	黒		3		水準点	黒		2
						3級基準点	黒		2
						4級基準点	黒		2
						補助基準点	黒		2
植生等	独立広葉樹	黒		2		縦横線	黒		2
	独立針葉樹	黒		2	路線測量	中心点	黒		3
	畑	黒		2		IP点	黒		3
	水田	黒		2		中心線	黒		2
	桑畑	黒		2		計画幅杭	黒		2
	茶畑	黒		2		〃	黒		2
	果樹園	黒		2		〃	黒		2
	その他樹木畑	黒		2		〃	黒		2
	荒地	黒		2		〃	黒		2
	牧草地	黒		2	用地測量	計画幅員線	黒		4
	芝地	黒		2		用地境界点	黒		2
	園庭	黒		2		三斜線の底辺	指定色		2
	駐車場	黒		2		三斜線の高さ	指定色		2
	空き地	黒		2		公共用地境界線	指定色		3
	広葉樹	黒		2		筆界線	指定色		3
	針葉樹	黒		2		借地界等の線	青		3
	竹林	黒		2		残地三斜線の底辺	黒		2
	植生界	黒		3		残地三斜線の高さ	黒		2
	耕地界	黒		3					
水部	湖沼	黒		3					
	流水方向	黒		3					

注 1. 東京都公共測量標準図式参照

2. 道路台帳については、別に定める道路台帳一般図式及び凡例によること。

別表－２

図面の符号

区分	種 別	符 号	凡 例	備 考
地形測量等	２級基準点	C	C 1, C 2	
	３級基準点	A	A 1, A 2	
	４級基準点	B	B 1, B 2	
	補足基準点	出発基準点の枝番号	A 1－1 A 1－2	
	既知基準点	従前の符号及び番号		
	水準基標	基標番号	京 1, 芝 3	※水準基標測量成果表 (センター) より
	仮水準点	BM.	BM. 1 BM. 2	
中心線測量	中心点	NO. (何番目の点かを数字で付す)	NO. 1 NO. 2	
	中心線の交点 (I P 点)	I P. (何番目の交点かを数字で付す)	I P. 1 I P. 2	
	中心線曲線部の起 点	B C. (何番目の曲線かを数字で付す)	B C. 1 B C. 2	
	〃 〃 終 点	E C. (〃 〃 〃)	E C. 1 E C. 2	
	〃 〃 中 間 点	S P. (〃 〃 〃)	S P. 1 S P. 2	
用地幅杭設置測量	幅員点 (幅杭) 右 側	RNO. (何番目の点かを数字で付す)	RNO. 1 RNO. 2	
	〃 (〃) 左 側	LNO. (〃 〃 〃)	LNO. 1 LNO. 2	
	曲線部幅員点右側起点	RBC. (何番目の曲線かを数字で付す)	RBC. 1 RBC. 2	
	〃 〃 左 側 〃	LBC. (〃 〃 〃)	LBC. 1 LBC. 2	
	〃 〃 右 側 終 点	REC. (〃 〃 〃)	REC. 1 REC. 2	
	〃 〃 左 側 〃	LEC. (〃 〃 〃)	LEC. 1 LEC. 2	
	〃 〃 右 側 折 点	R (何番目の曲線と何番目の折点かを付す)	R 1－1 R 1－2	
	〃 〃 左 側 〃	L (〃 〃 〃 〃)	L 1－1 L 1－2	
	隅 切 点 右 側	RC	RC 1 RC 2	
	〃 左 側	LC	LC 1 LC 2	
用地測量	公 私 境 界 点	K	K 1, K 2	
	民 々 〃	M	M 1, M 2	
	借 地 権 等 〃	S	S 1, S 2	
	計算上の境界点右 側	RP	RP 1 RP 2	
	〃 〃 左 側	LP	LP 1 LP 2	
	〃 〃	P	P 1, P 2	

別表－３

測量杭標示法（その１）

（単位：mm）

区 分	標 識 の 名 称	標識頭部の 着色の色別	標 識 の 種 別	
			原則とするもの	指示によるもの
基準点測量	３ 級 基 準 点	黄 色	鉄筋コンクリート杭 (120×120×900 又は120×120×600)	鉄筋コンクリート杭の長さ
				木 杭 (90×90×900)
				金 属 鋳 (しんちゅう製) (φ75×80)
	４ 級 基 準 点	黄 色	プラスチック杭 (70×70×600)	鉄筋コンクリート杭 (120×120×900 又は120×120×600) 金 属 鋳 (φ15×50～100)
	補 助 基 準 点	黄 色	プラスチック杭 (45×45×600)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
水準測量	仮 水 準 点	赤 色	金 属 鋳 (φ38×33)	金 属 鋳 (φ14～20×60～61)
中心点測量	I P 点	赤 色	木 杭 (90×90×900)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
	E C , B C 点	赤 色	木 杭 (90×90×900)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
	上 記 以 外 の N o 点	赤 色	木 杭 (60×60×600)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
用地幅杭 設置測量	幅 杭	橙 色	木 杭 (60×60×600)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
用地測量	公 共 用 地 境 界 点	赤 色	プラスチック杭 (45×45×450)	金 属 鋳 (φ15×50～100)
	民有地（民・民）境界点	白 色		
	借 地 権 等 境 界 点	青 色		

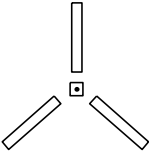
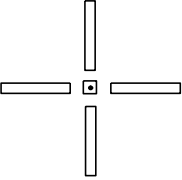
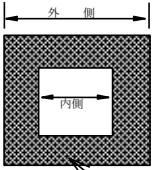
- （注） １ 木杭で標識を設置する場合は、頭部に傘釘（φ13×38）を設置すること。
 ２ プラスチック杭を設置する場合は、頭部の平らなものを使用し釘打ちをすること。
 ３ 標識とその埋設構造の参考例を別図－１に示す。

（次ページにつづく）

別表－3 続き

測量杭標示法（その2）

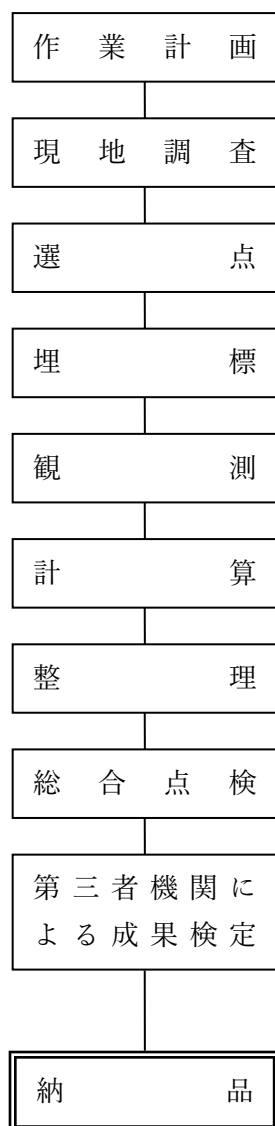
（単位：mm）

区 分	標 識 の 名 称	標識頭部の 着色の色別	標識の種別	
			原則とするもの	指示によるもの
空中写真 測 量	対 空 標 識	原 則	A型 	
		白 色	B型 	
		状 況	C型 	
		黄 色	D型 	
		黒 色	E型(樹上) 	

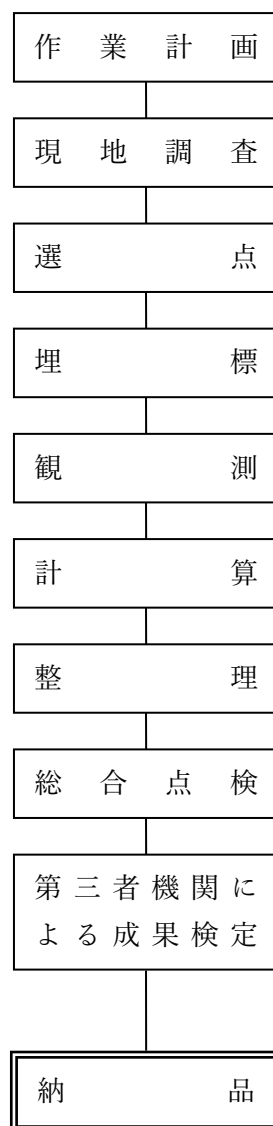
（注）4 対空標識の材質は、耐水性ベニア板又は化学合成板とする。建物の屋上等に設置する場合は、ペンキで直接表示することも可とする。

別表－４ 各種測量の標準作業工程

(1) 基準点測量作業工程図

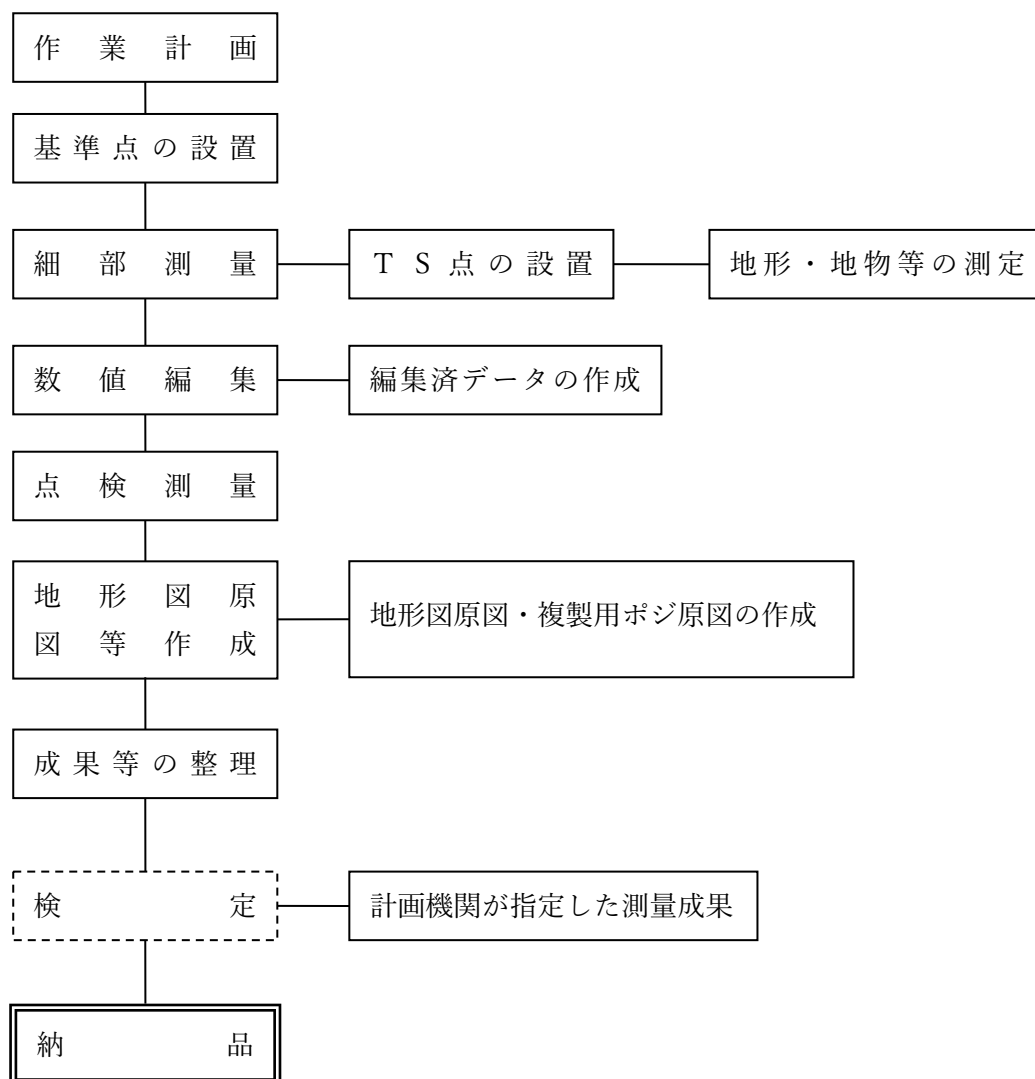


(2) 水準測量作業工程図

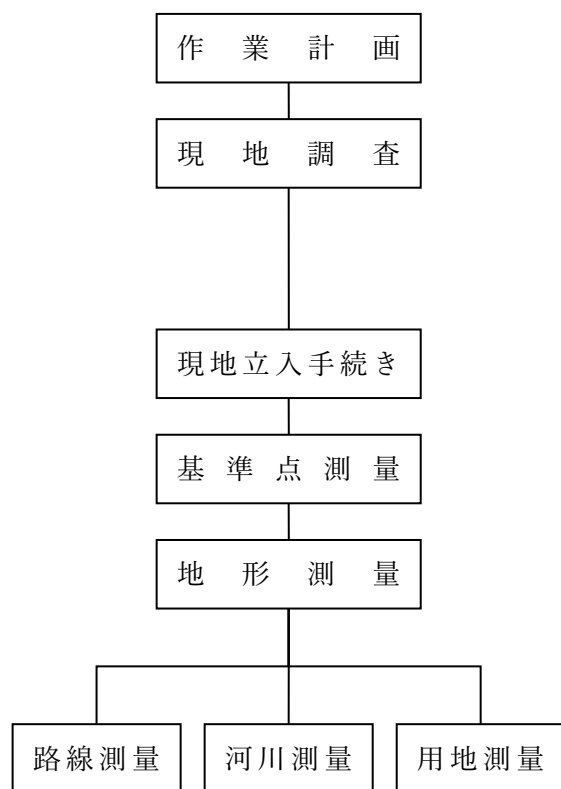


(3) 地形測量作業工程図

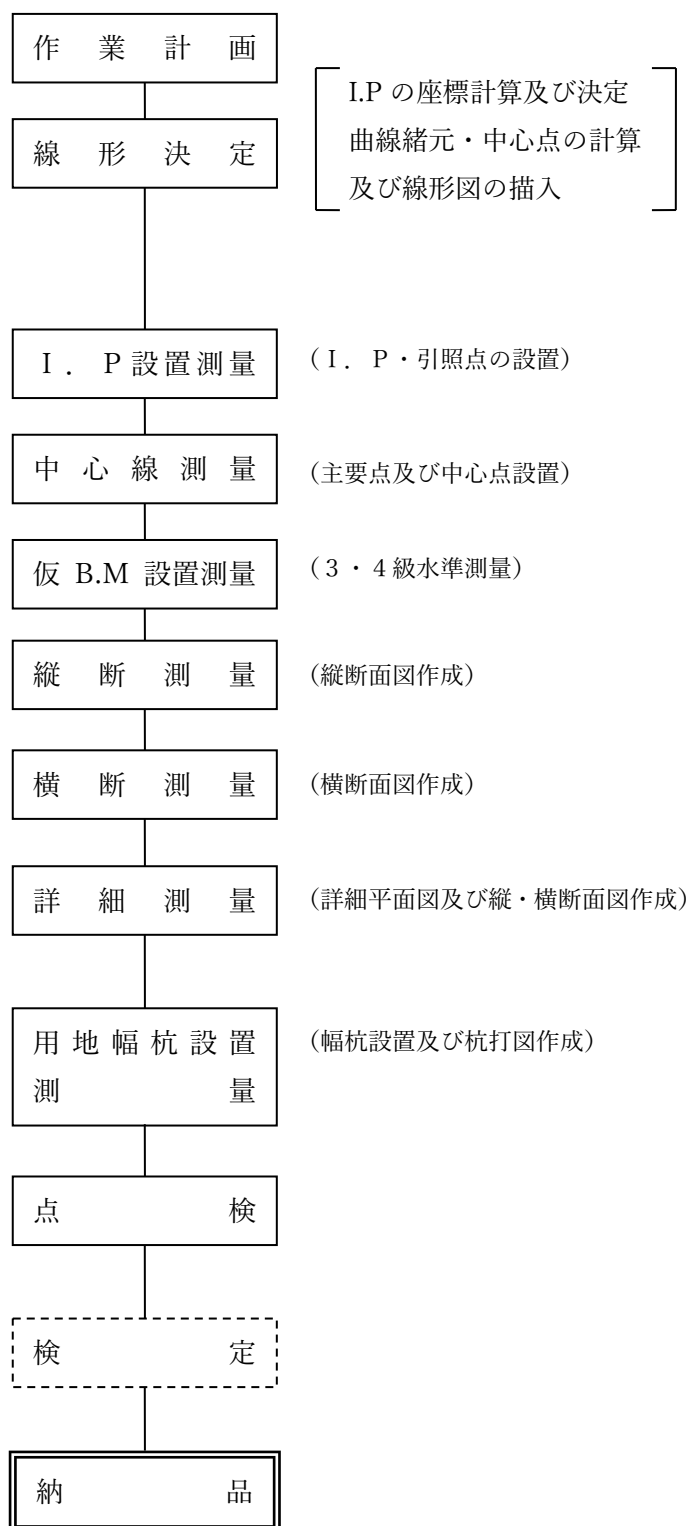
イ TS等を用いる方法



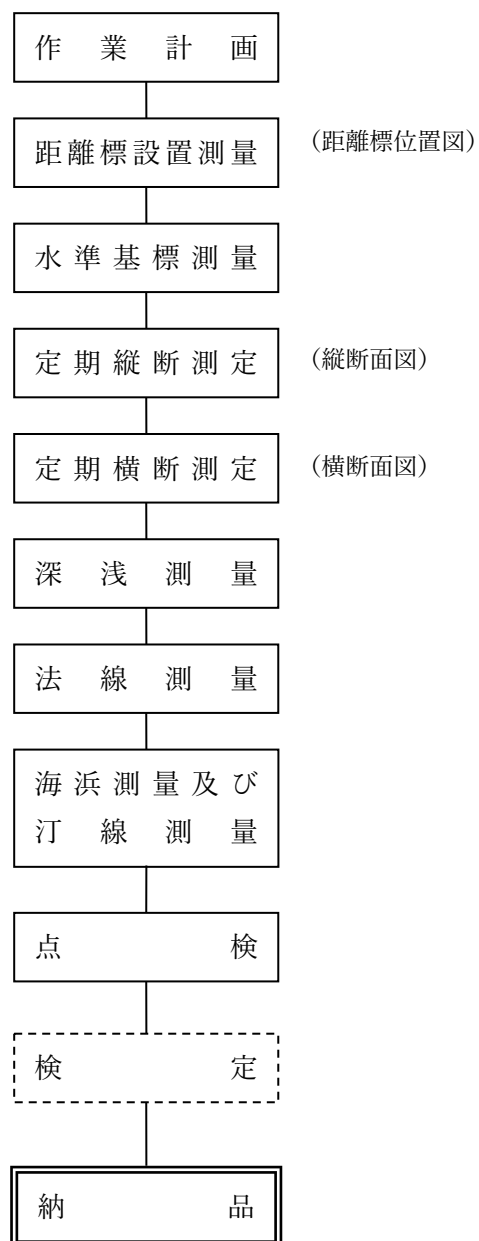
(4) 応用測量作業工程図



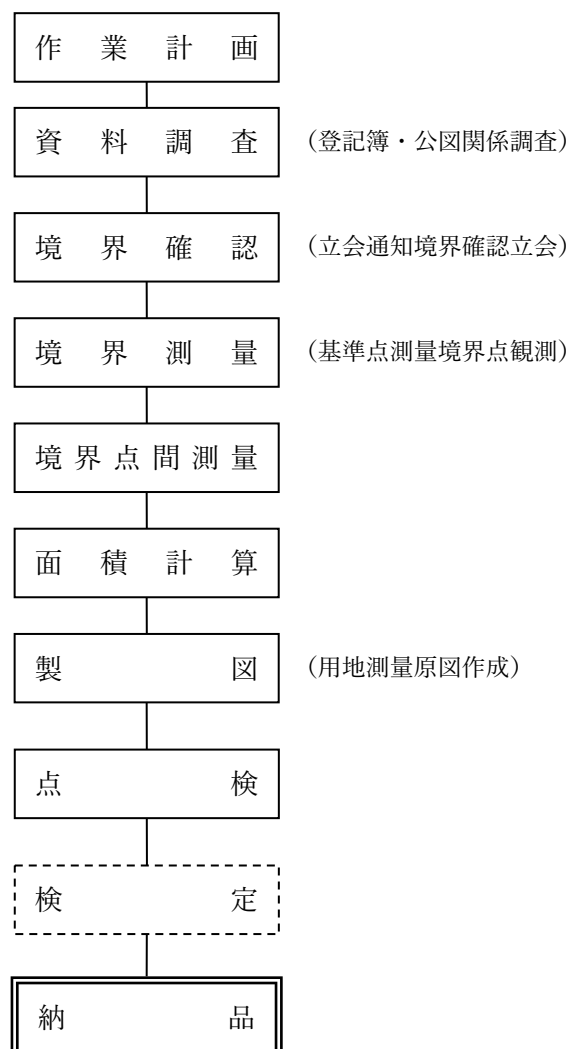
(5) 路線測量作業工程図



(6) 河川測量作業工程図

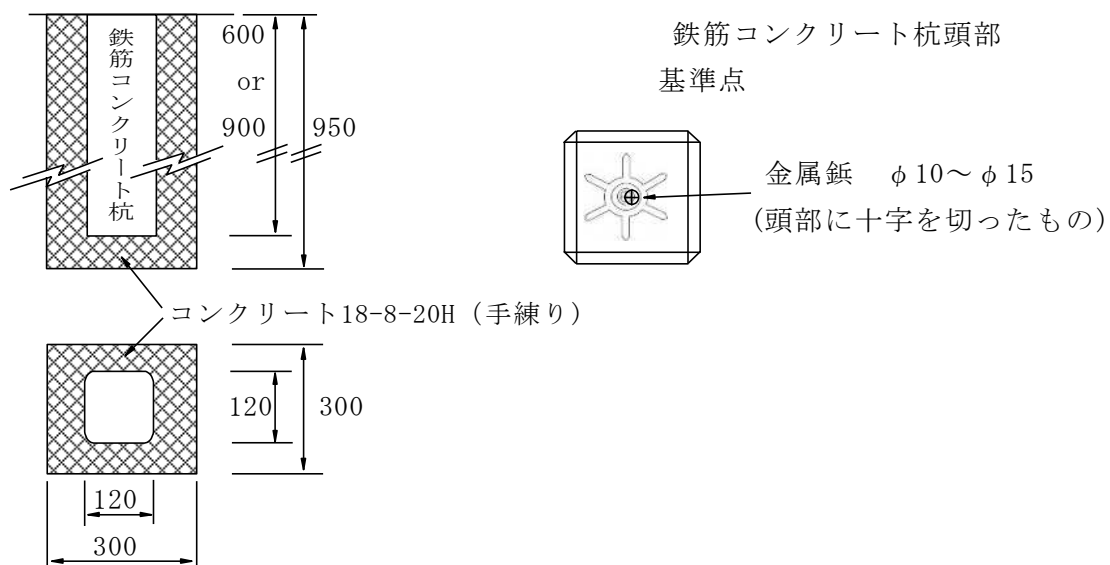


(7) 用地測量作業工程図



別図－１

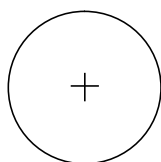
(1) 鉄筋コンクリート杭（ $120 \times 120 \times 900$ ）又は $120 \times 120 \times 600$ ）



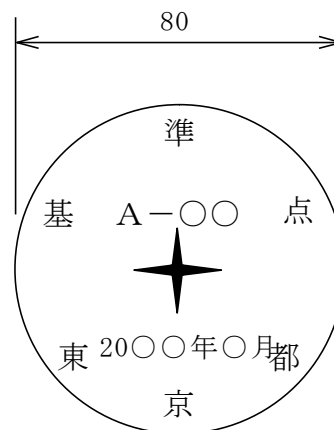
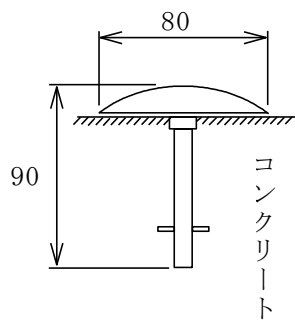
(2) 金属標

① 基準点（ $\phi 80 \times 90$ ）

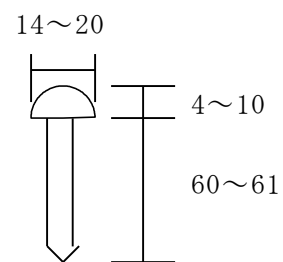
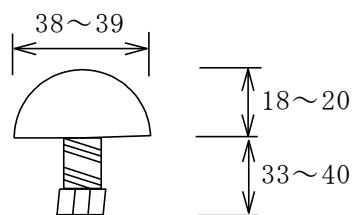
（平面図）



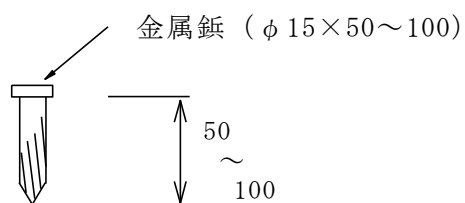
（断面図）



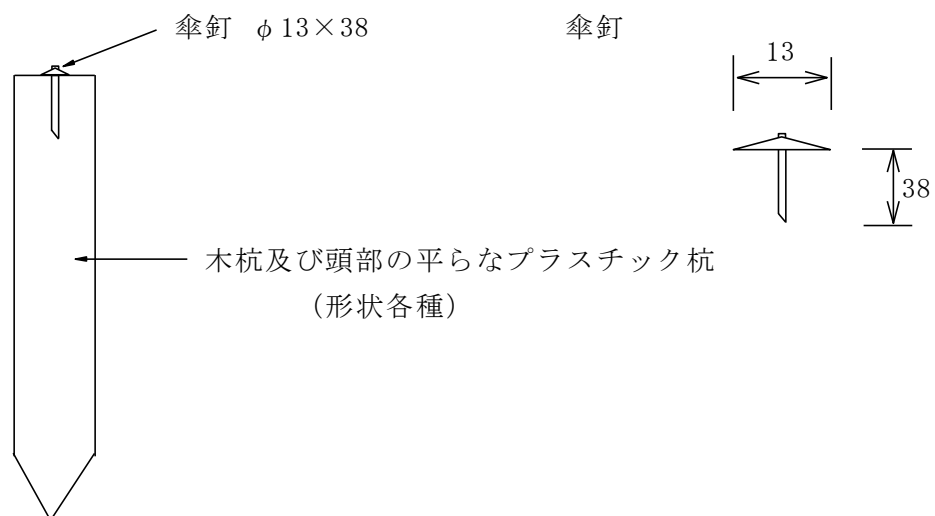
- ② 仮水準点 ($\phi 38 \sim 39 \times 33 \sim 40$)
(参考図) (又は $14 \sim 20 \times 60 \sim 61$)



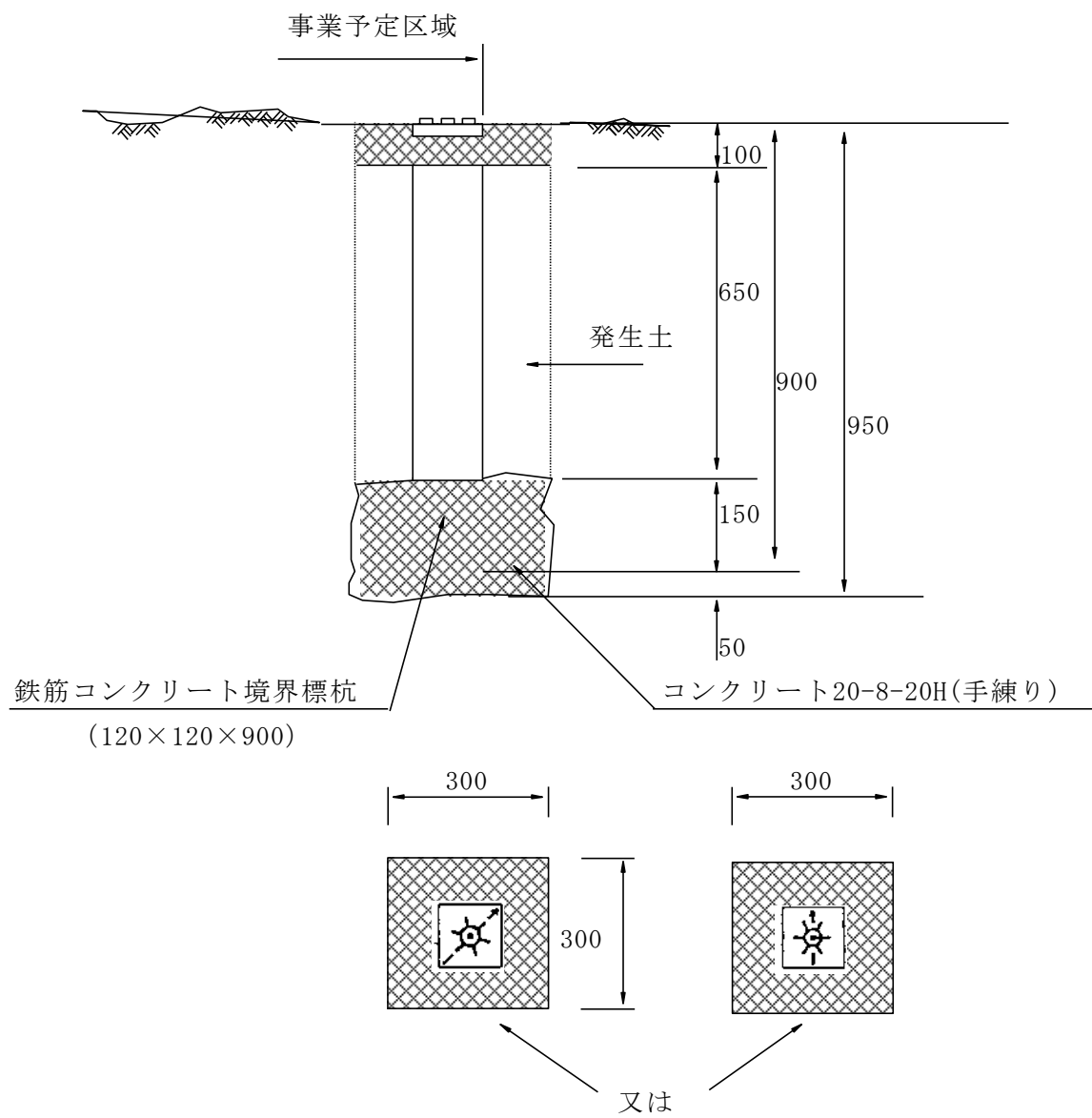
- ③ その他 ($\phi 15 \times 50 \sim 100$)



- (3) 木杭及びプラスチック杭 (各種)

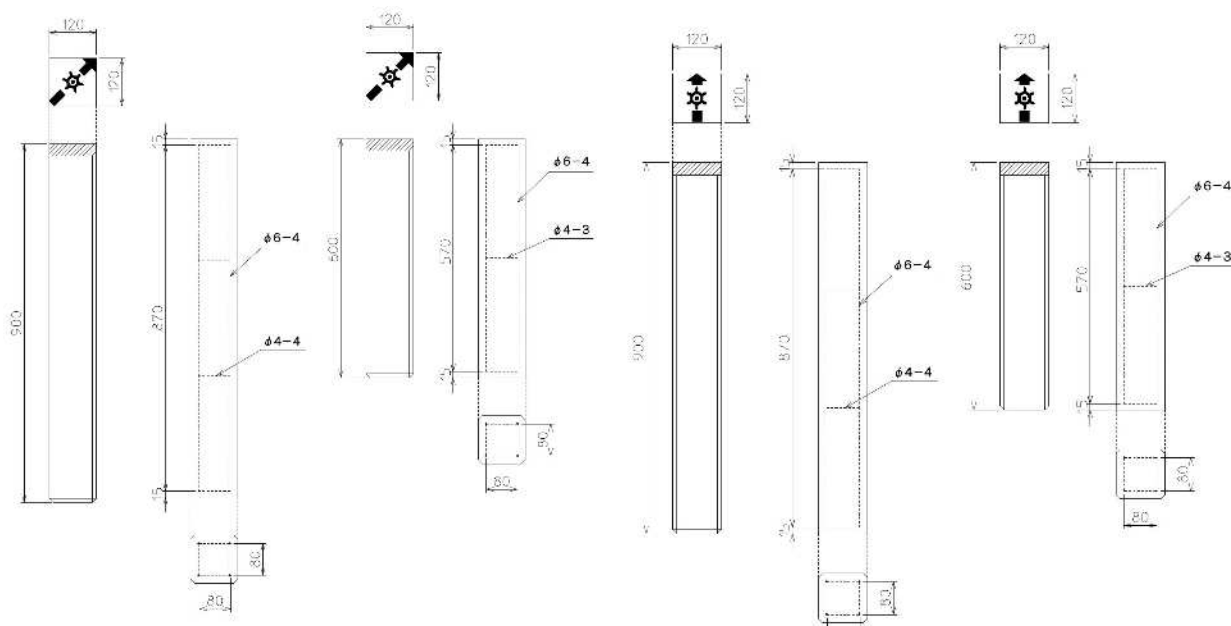


(4) 管理境界標杭設置図（土中）及び境界標（各種）



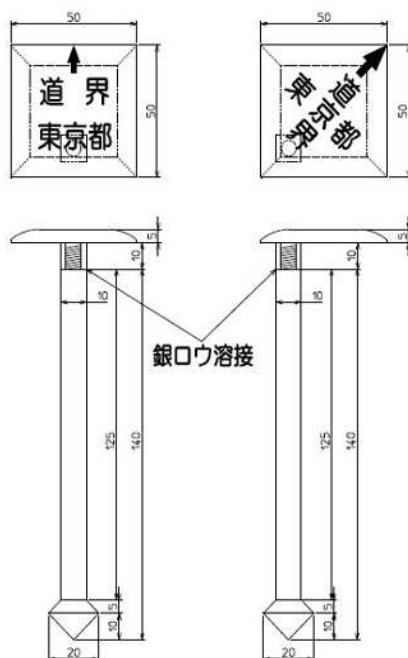
【道路】

① 東京都境界標

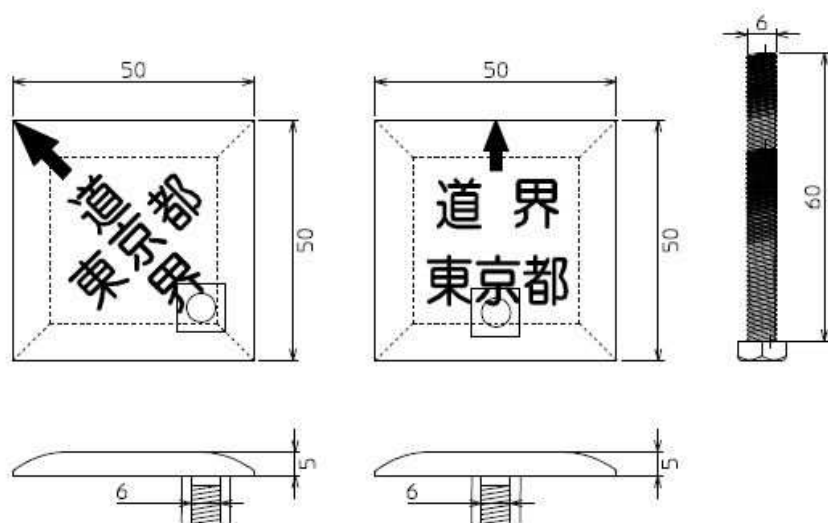


※ 土中の場合は 120×120×900 を使用し、頭部が固定できる場合は 120×120×600 を使用する。

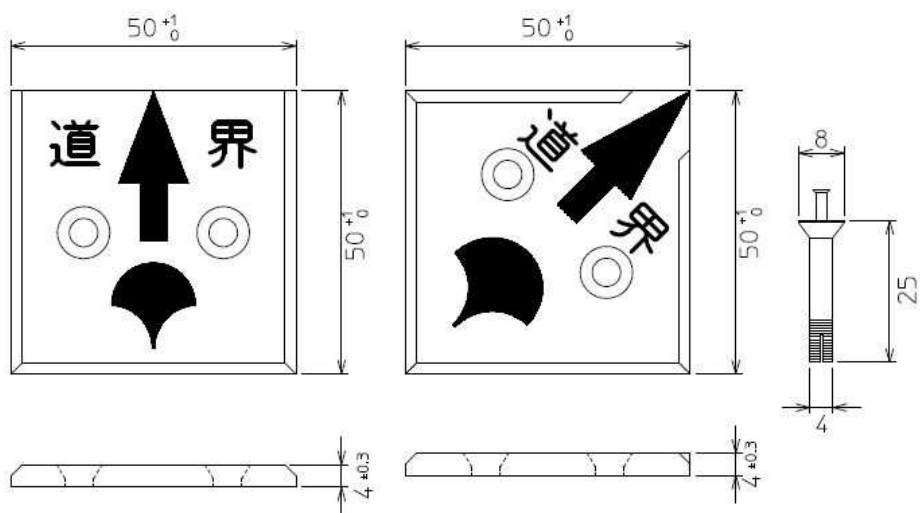
② 東京都道路境界鋳(バリアフリー鋳) バリアフリー鋳用ボルト 6×10×148



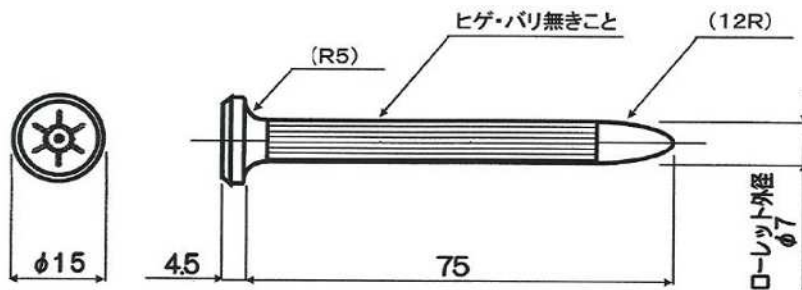
- ③ 東京都道路境界鋏(バリアフリー鋏) 六角ボルト M6×60mm
(参 考)



- ④ アルミプレート
(参 考)



⑤ 境界鋺(都庁マーク入り)
(参 考)

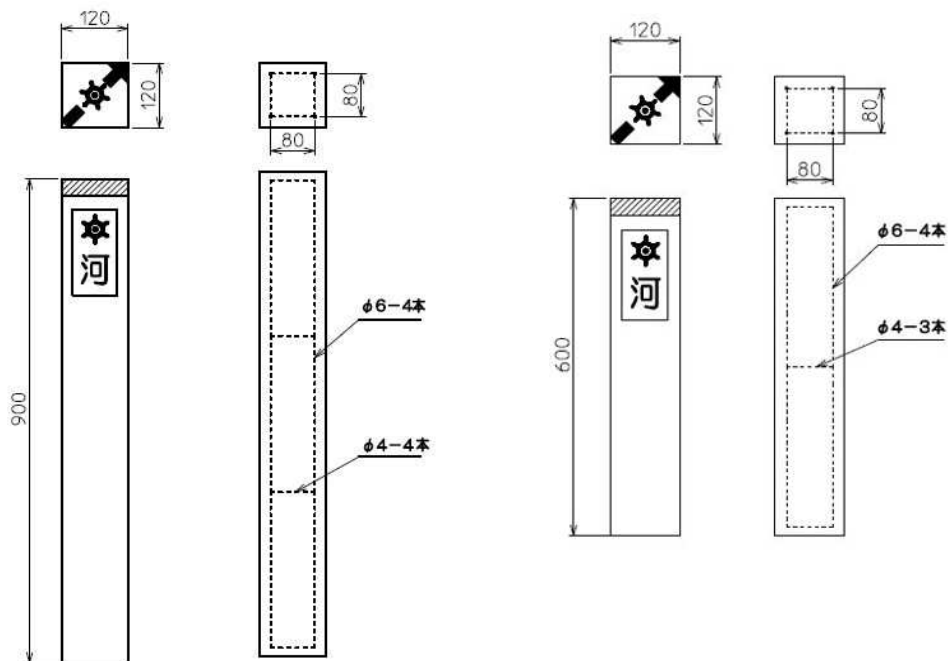


※材質	SWCH45K
※表面処理	クロメート
※マーク色	赤色
※寸法単位	mm

※図面上に寸法のない文字サイズ、
形状は実際のものとは多少異なります
のでご了承下さい

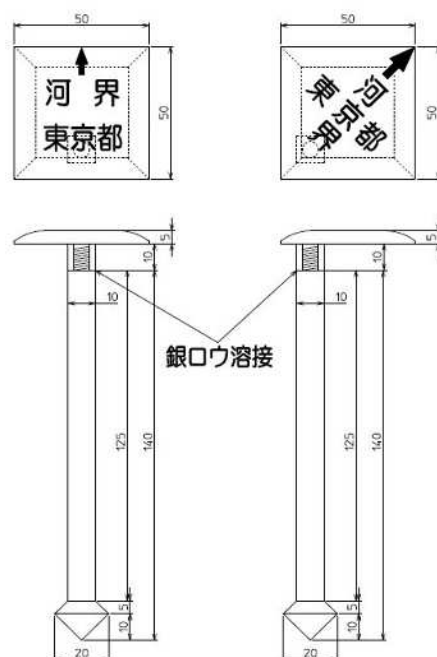
【河川】

① 東京都境界標

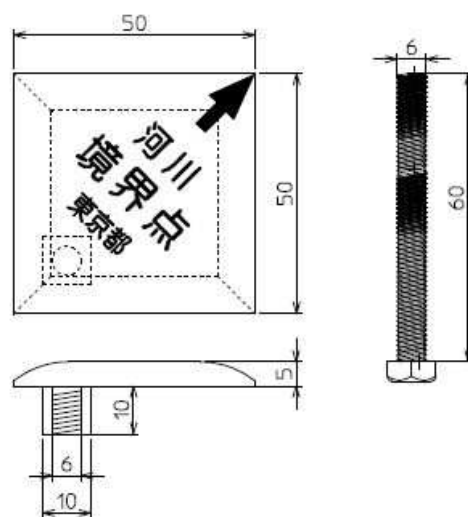


※ 土中の場合は $120 \times 120 \times 900$ を使用し、頭部が固定できる場合は $120 \times 120 \times 600$ を使用する。

- ② 東京都道路境界鋳(バリアフリー鋳) バリアフリー鋳用ボルト 6×10×148



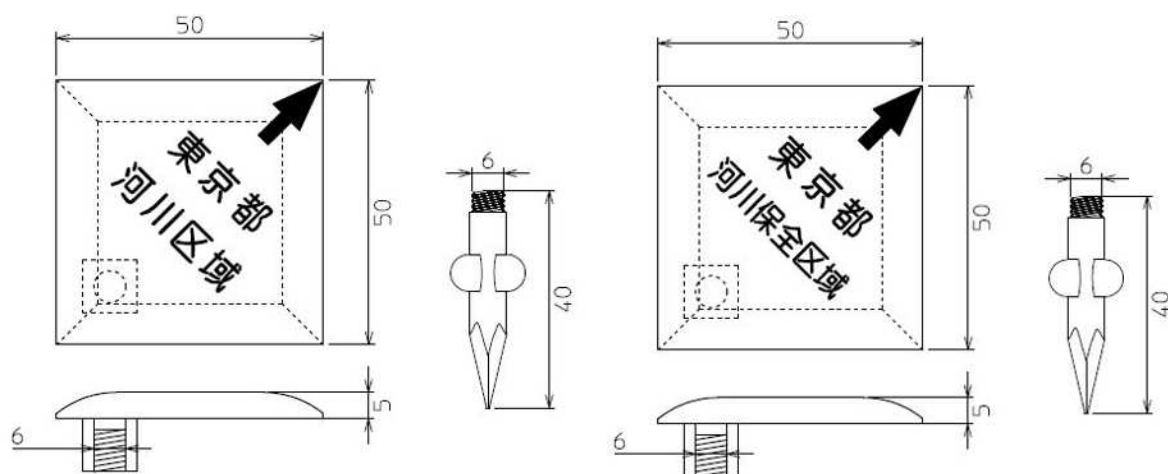
- ③ 東京都道路境界鋳(バリアフリー鋳) 六角ボルト M6×60mm
(参 考)



④ 東京都道路境界鋏(バリアフリー鋏) 河川区域、河川保全区域

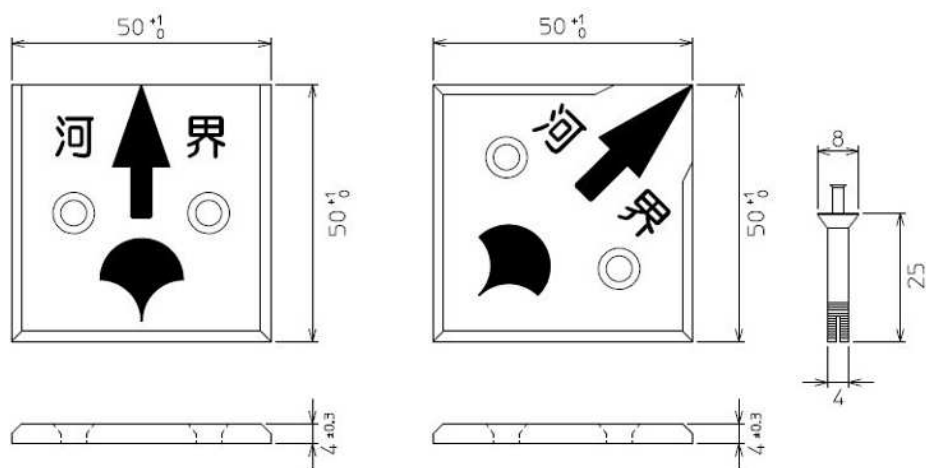
先とがりボルト M6×40mm

(参 考)



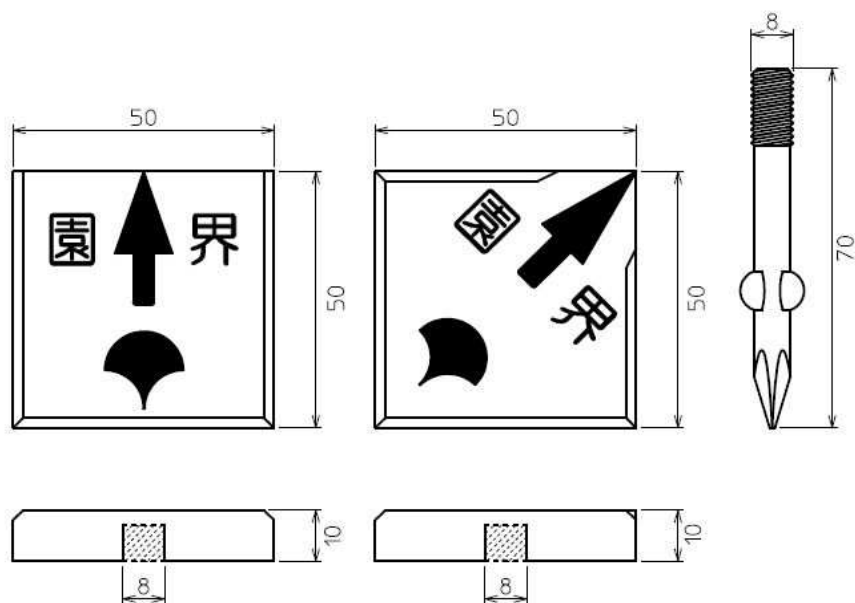
⑤ アルミプレート

(参 考)



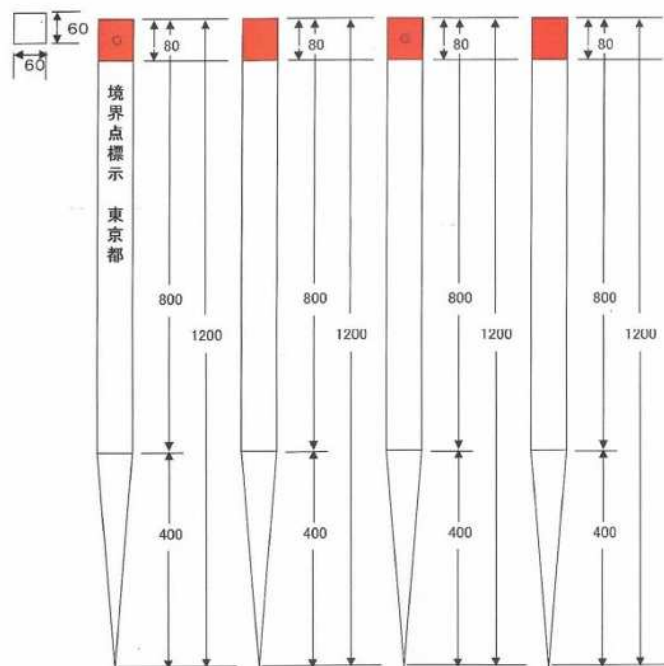
【公園】

- ① アルミプレート
(参 考)

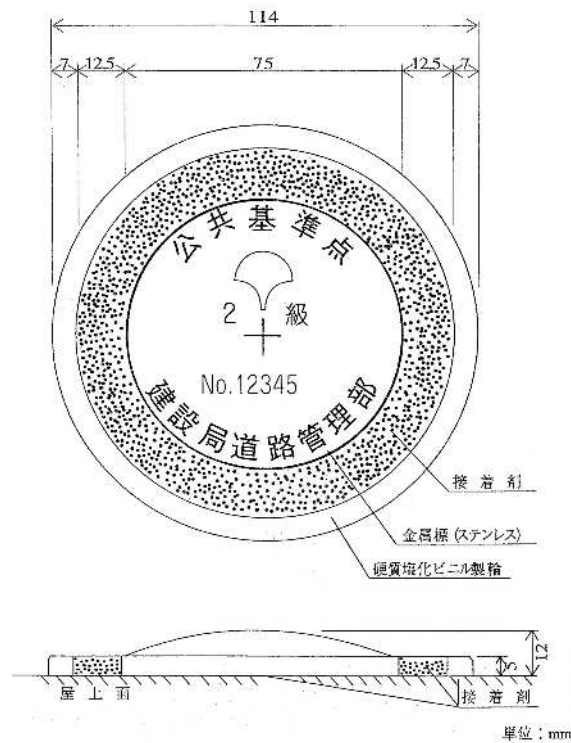


- ② エタブロンK120
(参 考)

エタブロンK120(参考図)
エタブロン K-120 (赤キャップ)



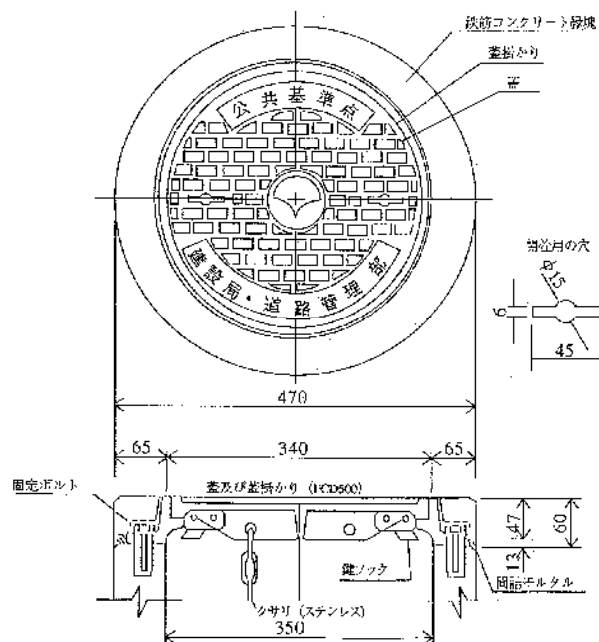
(5) 2級基準点標設置工 標準構造図
(屋上埋設)



單位：mm

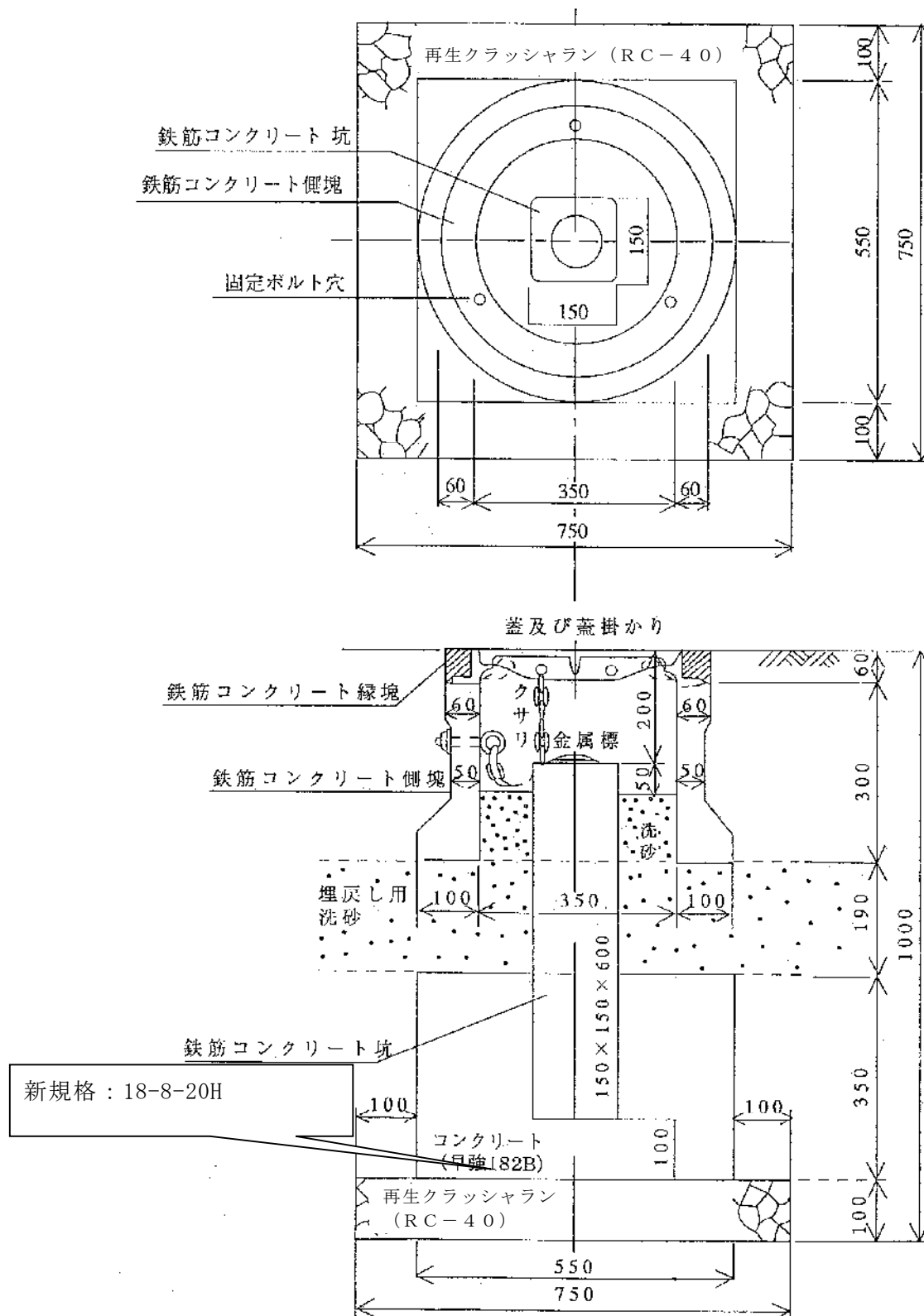
(6) 2、3級基準点標設置工 標準構造図
(地下埋設)

① 蓋構造図



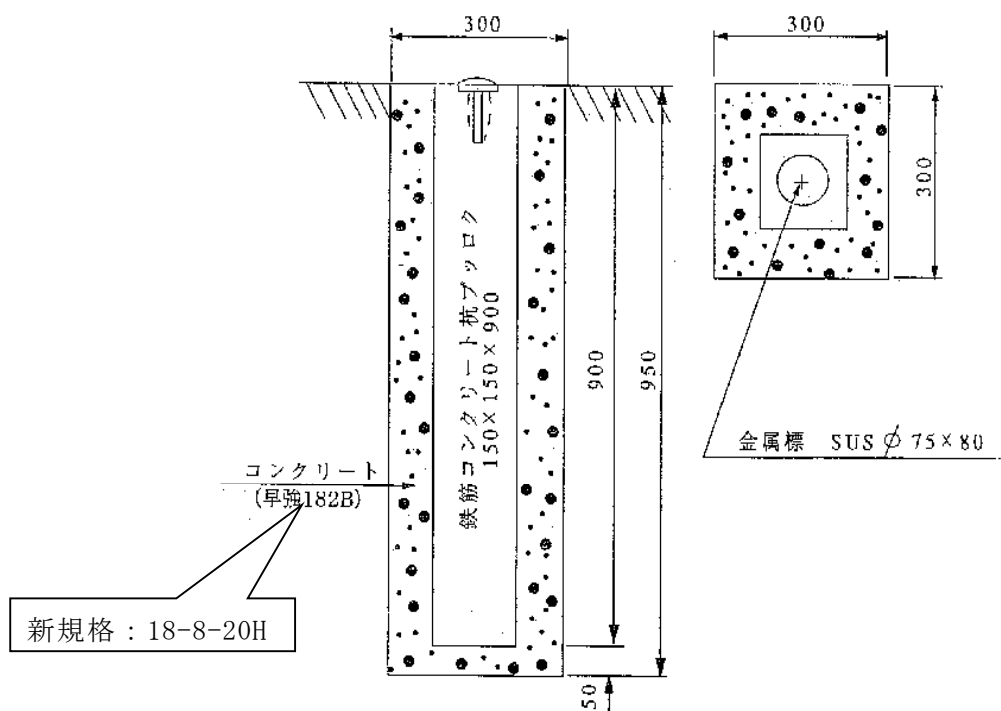
單位：mm

② 躯体構造図



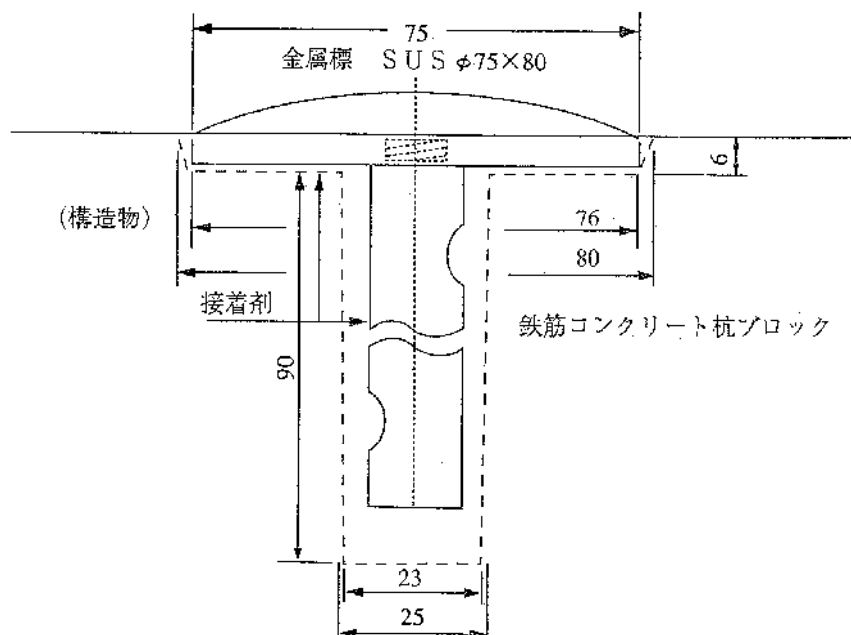
単位: mm

(7) 3級基準点標設置工 標準構造図
(コンクリート杭埋設)



単位: mm

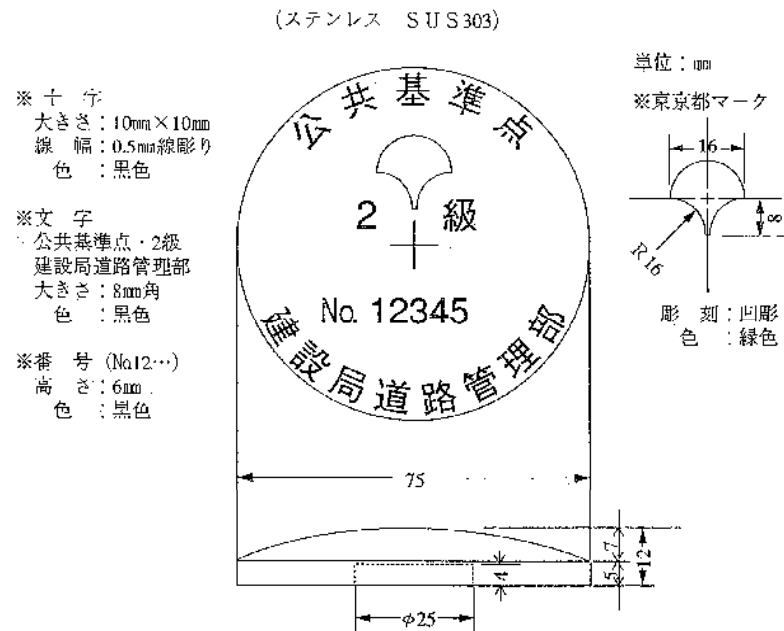
(8) 3級基準点標設置工 標準構造図
(構造物上埋設)



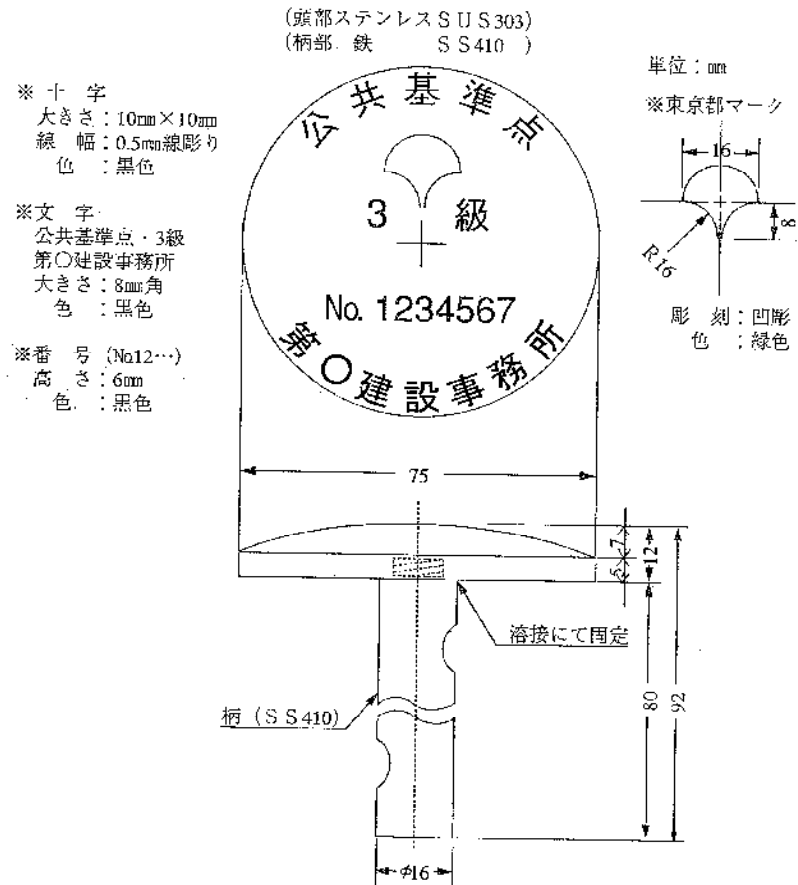
単位: mm

(9) 金属標 構造図

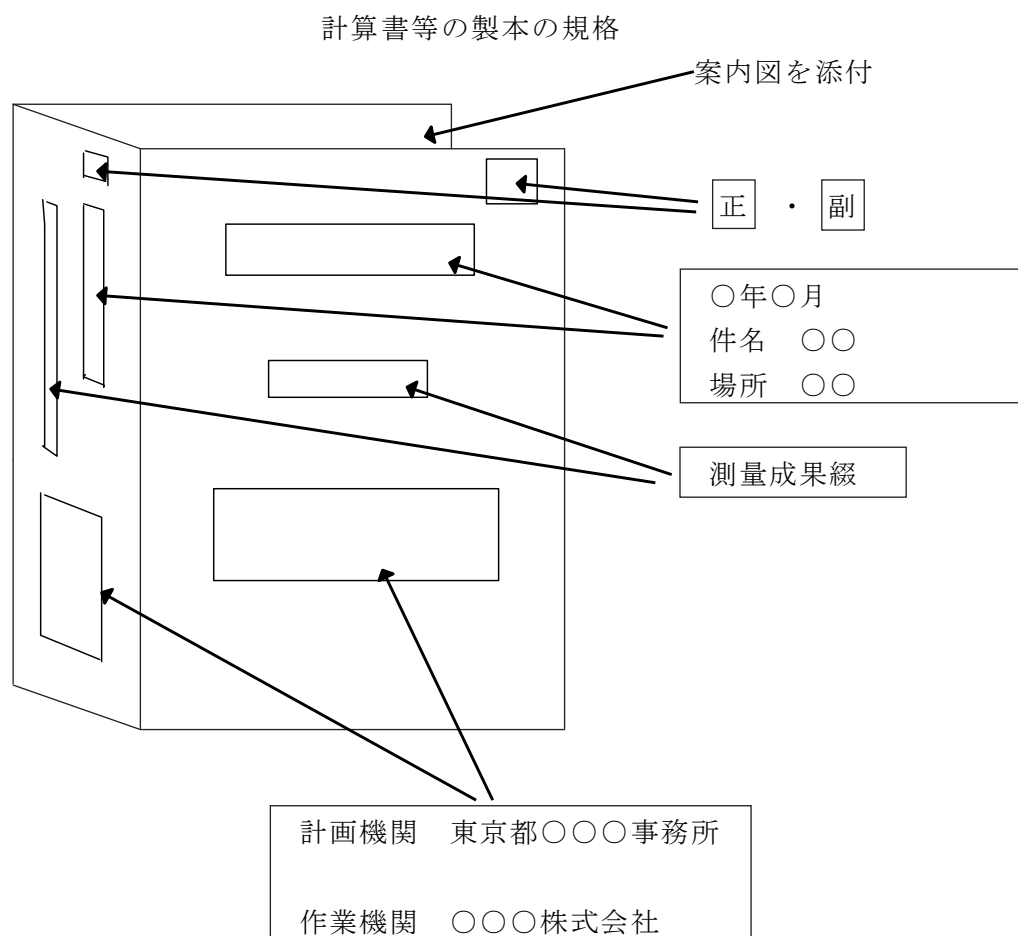
① 2級（屋上点）



② 3級（地上点）



別図－2



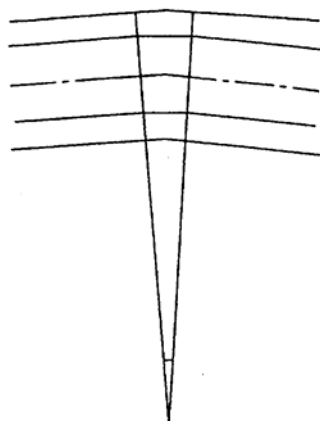
- ※ 各記載内容の上に保護シールを貼ること。
- ※ 背表紙は縦書きとする。
- ※ 案内図は表紙の裏等に添付すること。

参考資料－１

道路曲線部の境界線設定方法

(1) 交角 $0 \sim 3^\circ$ 未満

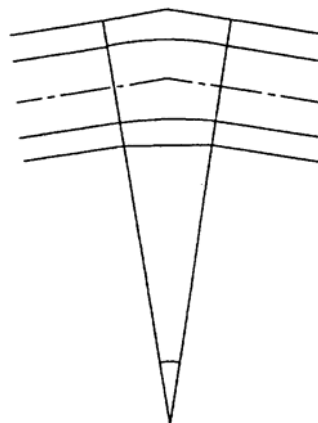
用地境界線はそのままとする。



$0 \sim 3^\circ$

(2) 交角 3 以上 6° 未満

内側は BC 、 EC を結ぶ直線を挿入する。

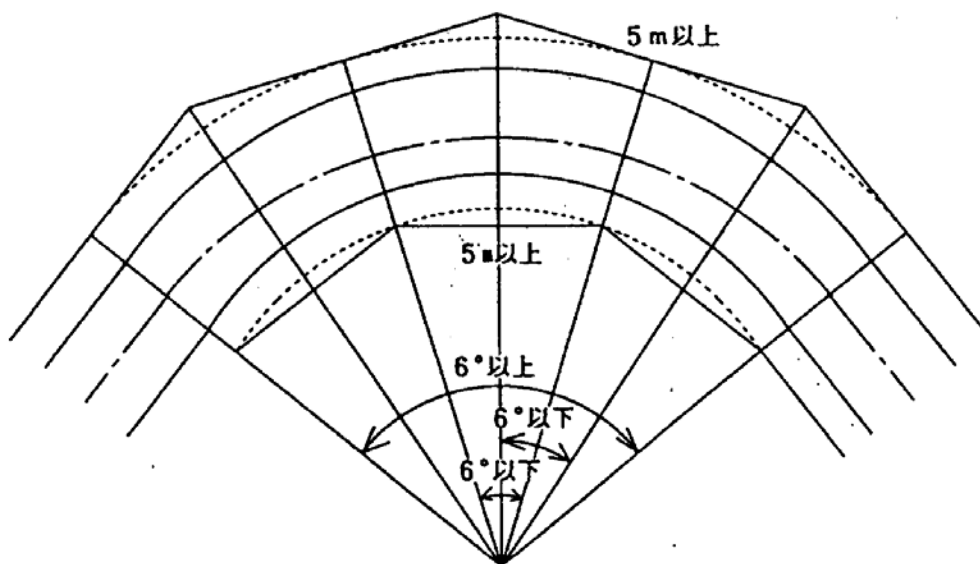


$3 \sim 6^\circ$

(3) 交角 6° 以上

外側は外接する直線、内側は適当数に分割した曲線上の点を結ぶ個数の直線とする。

ただし、一つの直線が曲線中心となす角度は 6° 以下とし、一辺の長さ 5 m 以上とするが、半径が小さく 5 m に満たない場合は角度を適宜増大する。



道路曲線部の境界線設定法の説明

(1) 交角（0～3未満）の場合

用地境界線はそのままとする。

この場合、内側歩道の狭巾及び外側歩道の拡巾が、最も増大するのは 3° の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の10倍の時	内側	3.6cm	4.9cm	5.9cm	7.2cm	8.1cm
	外側	4.0cm	5.4cm	6.5cm	7.9cm	9.0cm

(2) 交角（3以上～6未満）の場合

内側においてBC及びECの点を結ぶ直線を挿入し、外側はそのままとし、用地境界線とする。

この場合、内外側歩道の拡巾が最も増大するのは6の場合なので、これを示せば下表のとおりである。

中心半径	内側、外側、両歩道の狭巾及び拡巾					
	巾員歩道	11m	15m	18m	22m	25m
道路巾員の10倍の時	内側	14.3cm	19.5cm	23.4cm	28.6cm	32.5cm
	外側	15.9cm	21.6cm	25.9cm	31.7cm	36.0cm

(3) 交角（6以上）の場合

内側、外側曲線の分割数は $n = \frac{I}{6^\circ}$ をもって算出し、端数の生ずるときは $(n+1)$ をもって分割数とし、その分割点を結ぶ直線を用地境界線とする。

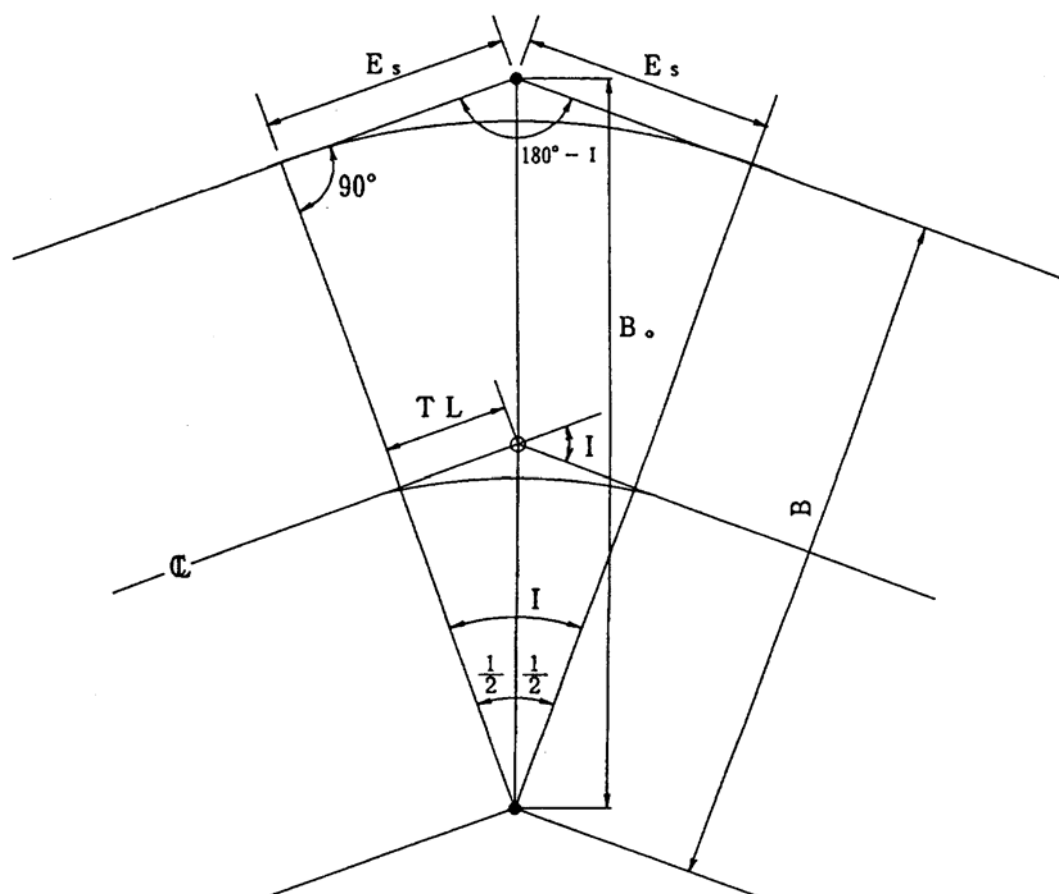
分割角度は $\frac{I}{n}$ 又は $\frac{I}{n+1}$ にて算出する。

外側、外側曲線のBC、EC及び内側曲線の分割線との交点を切点とする外接直線を結び用地境界線とする。ゆえに(2)の連続と見なすことができ、内外側歩道の拡巾の最大となる場合は、前記(2)の表をそのまま適用することができる。

ただし1つの直線が曲線線中心となす角度は 6° 以下とし、一辺の長さ5.0m以上限度とする。

例外として半径が小さくて、一辺の長さが5.0mに満たない場合は、角度を適宜増大することができる。

(イ) $(0^\circ \sim 3^\circ \text{ 未満})$ の場合

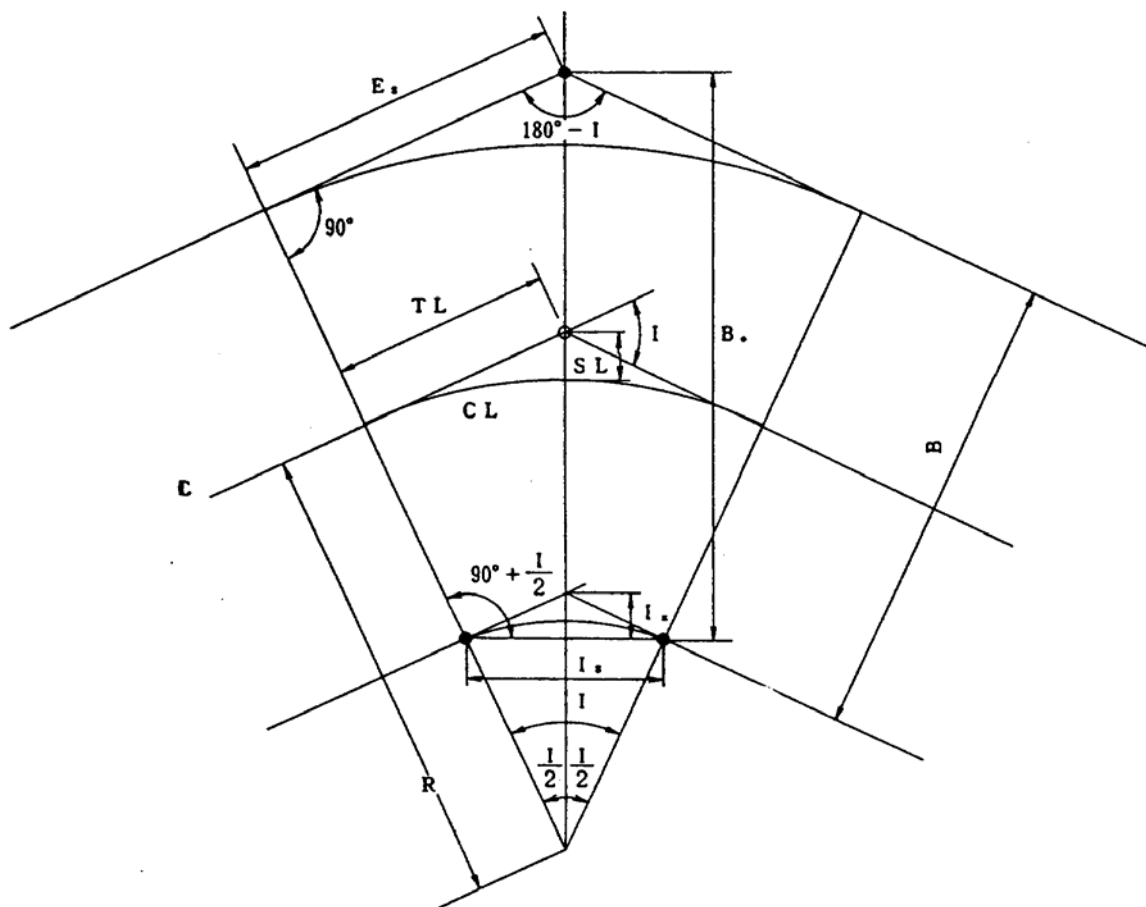


$$E_s = B \cdot \tan (I / 2) = 2 \cdot TL$$

$$B_o = B \cdot \sec (I / 2)$$

$$TL = B / 2 \tan (I / 2)$$

(ロ) ($3^\circ \sim 6^\circ$ 未満) の場合



$$TL = R \cdot \tan(I/2)$$

$$CL = 2\pi/360^\circ \cdot R \cdot I^\circ$$

$$= I/P \cdot R \cdot I^\circ$$

$$SL = R \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{ただし} \\ \rho = 180^\circ / \pi = 57.2958 \text{ (1 rad. の角度)} \\ \therefore 1/\rho = 0.0174533 \end{array} \right]$$

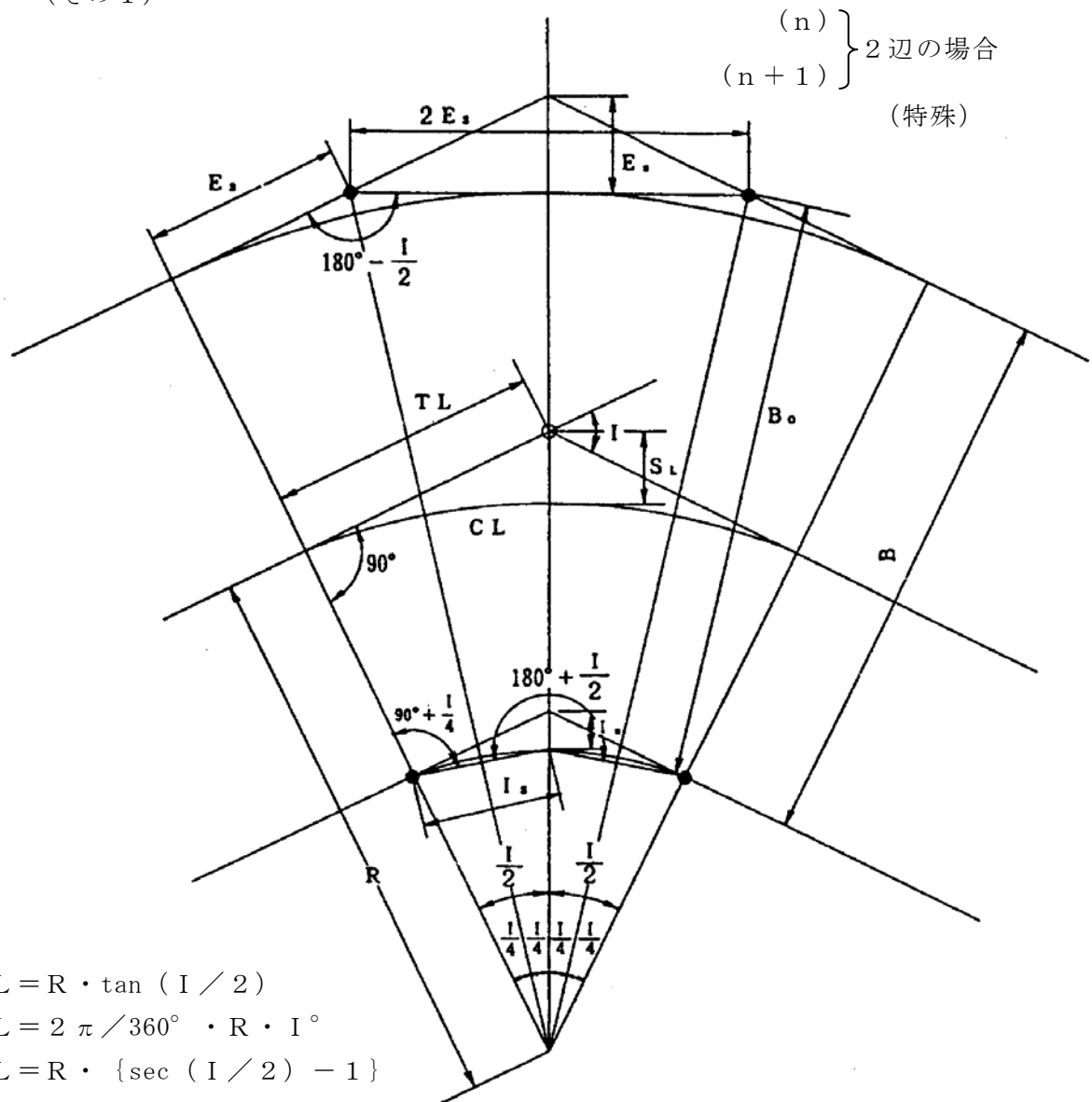
$$E_s = (R + B/2) \cdot \tan(I/2)$$

$$I_s = 2 \cdot (R - B/2) \cdot \sin(I/2)$$

$$I_x = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - \cos(I/2)\}$$

$$B_o = (R + B/2) \sec(I/2) - (R - B/2) \cos(I/2)$$

(ハ) (6° 以上) の場合
(その 1)



$$TL = R \cdot \tan(I/2)$$

$$CL = 2 \pi / 360^\circ \cdot R \cdot I^\circ$$

$$SL = R \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$L_x = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

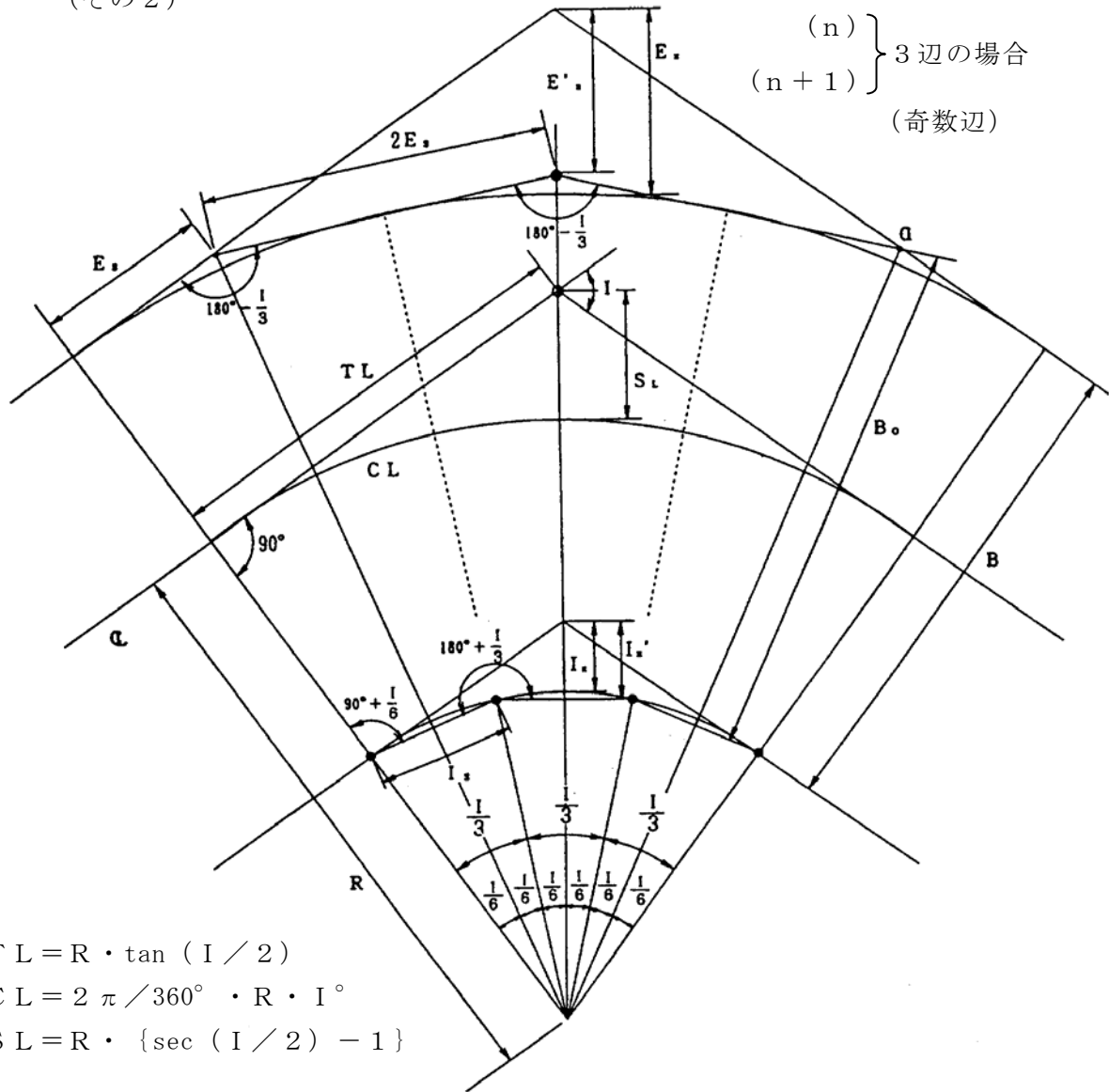
$$I_s = 2 \cdot (R - B/2) \cdot \sin(I/4)$$

$$E_s = (R + B/2) \cdot \tan(I/4)$$

$$E_x = (R + B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$B_o = (R + B/2) \cdot \sec(I/4) - (R - B/2) \cdot \cos(I/4)$$

(ハ) (6° 以上) の場合
(その 2)



$$TL = R \cdot \tan(I/2)$$

$$CL = 2\pi/360^\circ \cdot R \cdot I^\circ$$

$$SL = R \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$I_s = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$I'_s = (R - B/2) \cdot \{\sec(I/2) - \cos(I/6)\}$$

$$I_s = 2 \cdot (R - B/2) \cdot \sin(I/6)$$

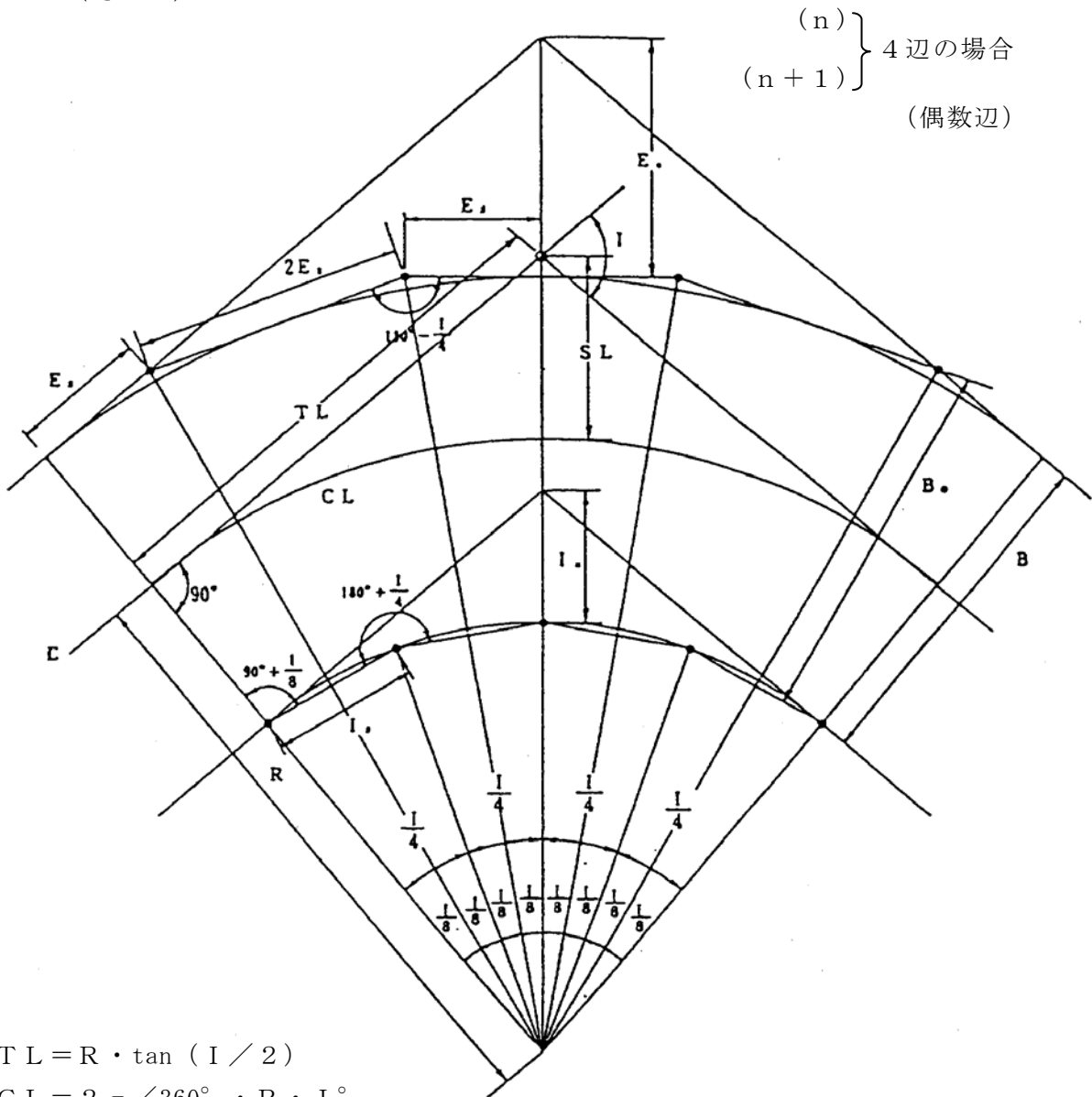
$$E_s = (R + B/2) \cdot \tan(I/6)$$

$$E_x = (R + B/2) \cdot \{\sec(I/2) - 1\}$$

$$E'_s = (R + B/2) \cdot \{\sec(I/2) - \sec(I/6)\}$$

$$B_o = (R + B/2) \cdot \sec(I/6) - (R - B/2) \cdot \cos(I/6)$$

(ハ) (6° 以上) の場合
(その 3)



$$T L = R \cdot \tan (I / 2)$$

$$C L = 2 \pi / 360^\circ \cdot R \cdot I^\circ$$

$$S L = R \cdot \{ \sec (I / 2) - 1 \}$$

$$I_s = 2 \cdot (R - B / 2) \cdot \sin (I / 8)$$

$$I_x = (R - B / 2) \cdot \{ \sec (I / 2) - 1 \}$$

$$E_s = (R + B / 2) \cdot \tan (I / 8)$$

$$E_x = (R + B / 2) \cdot \{ \sec (I / 2) - 1 \}$$

$$B_o = (R + B / 2) \cdot \sec (I / 8) - (R - B / 2) \cdot \cos (I / 8)$$

参考資料－ 2

クロソイド区間の境界線設定法

中心線長 L (クロソイド曲線長) を n 分割 (n は偶数辺) し、
各中間点 (KC5-1-1～KC5-1-16) の座標及び接線角 $\tau = L^2/2A^2$ (τ 5-1-1～ τ 5-1-16)
を求め、偶数点より接線角 τ の直角に $1/2$ 道路幅員を取り、内側点 (KR5-1-2, KR5-1-4,
……………KR5-1-14, KR5-1-16) 及び外側点 (KL5-1-2, KL5-1-4, ……………KL5-1-14, KL5-1-16)
の各点を算出する。

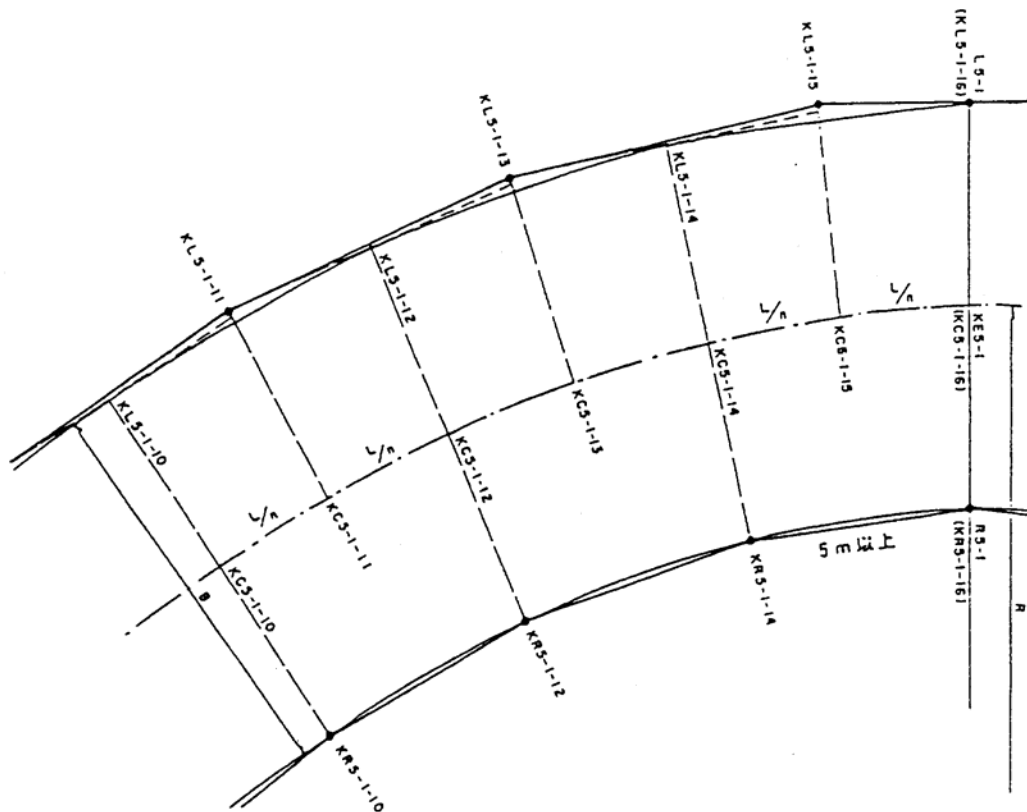
内側曲線は上記で求めた内側点 (KR5-1-2, KR5-1-4, ……………KR5-1-14, KR5-1-16)
を結ぶ直線を用地境界線とする。

外側曲線は中間点の奇数点 (KC5-1-15) からその点の接線角 (τ 5-1-15) の直角方向
と外側点で曲率 $1/R$ が大きい方の点 (KL5-1-16) よりその点の接線角 (τ 5-1-16) と
の 2 点 2 方向で交点 (KL5-1-15) を求める。

次も奇数点 (KC5-1-13) からその点の接線角 (τ 5-1-13) の直角方向と外側点で曲率
が大きい方の点 (KL5-1-14) よりその点の接線角 (τ 5-1-14) との 2 点 2 方向で交点
(KL5-1-15) を求める。

以下同様に (KL5-1-11, KL5-1-9……………KL5-1-3, KL5-1-1) を求め、各点を結ぶ直線を用地
境界線とする。

ただし用地境界区間で一辺の長さが最短となるのは内側で曲率が高い箇所であるので、
この区間 (KR5-1-14～KR5-1-16) を 5 m 以上になるように、 n (n は偶数辺) を決める。



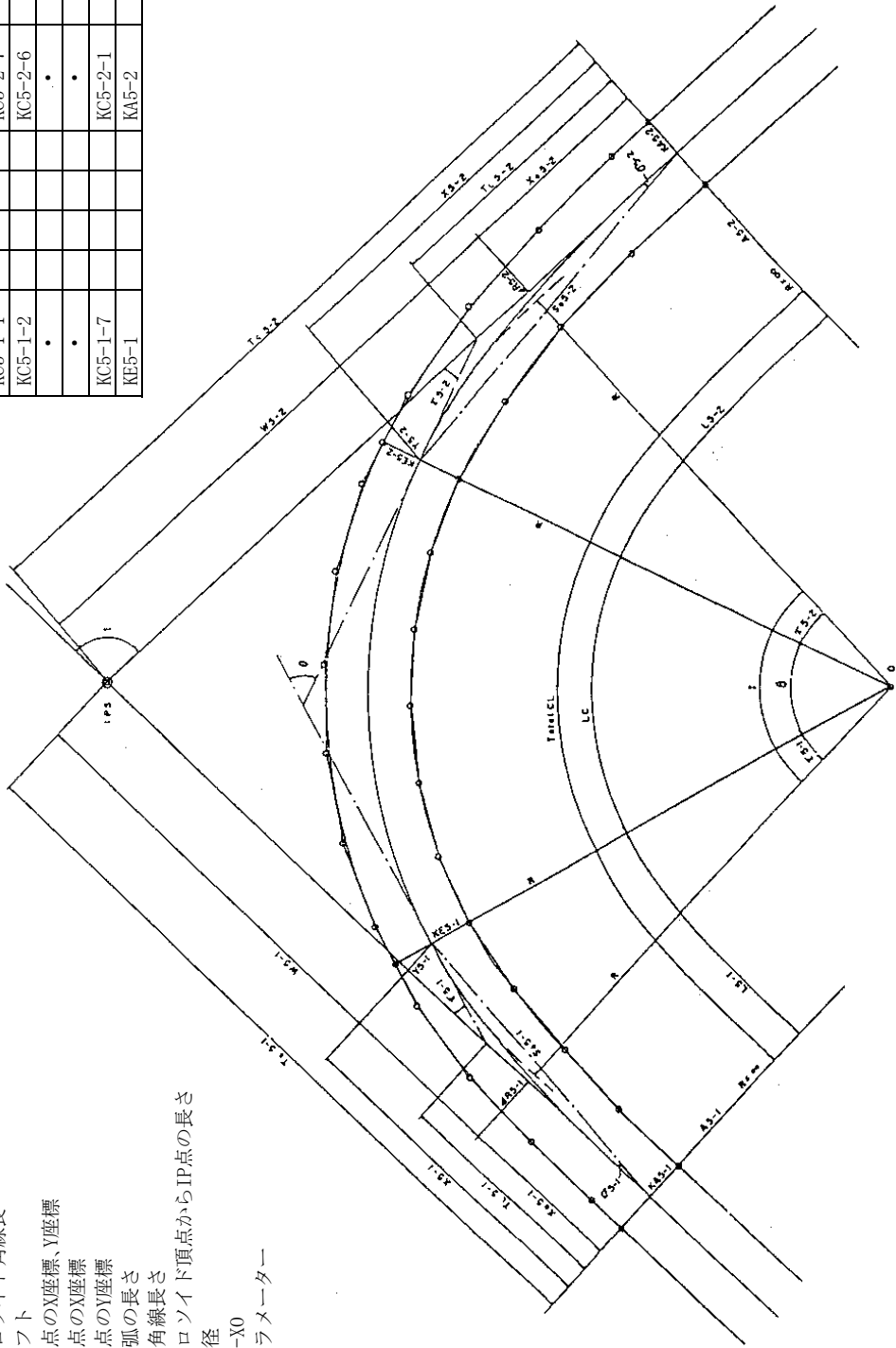
クロソイド要素

I P No.	5	
	5-1	5-2
KNo.		
I		
R		
L		
ΔR		
Xo		
X		
Y		
LC		
CL		
Tc		
So		
W		
A		

- 曲線番号
- クロソイド番号
- クロソイド主接線の交角
- 半角線の半径
- クロソイド角線長
- シフト
- O点のX座標、Y座標
- P点のX座標
- P点のY座標
- 円弧の長さ
- 全角線長さ
- クロソイド頂点からIP点の長さ
- 動径
- TC-X0
- パラメーター

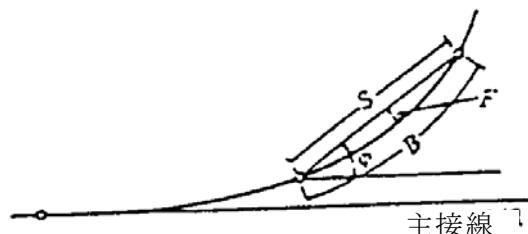
内外線算出要素

KNo.	5-1			5-2		
	L	X	Y	L	X	Y
測点No.			τ			τ
KA5-1						
KC5-1-1						
KC5-1-2						
•						
•						
KC5-1-7						
KA5-1						



K O	: クロソイド原点
P	: クロソイド上の任意の点
O	: クロソイド上の P 点における曲率の中心
K O ~ X	: 主接線 (クロソイド原点における接線)
A	: クロソイドのパラメーター
X, Y	: P 点の X 座標、Y 座標
L	: クロソイド曲線長
R	: P 点における曲率半径
ΔR	: 移程量 (シフト)
X o, Y o	: O 点の X 座標、Y 座標
τ	: P 点における接線角 (ら線角)
σ	: P 点の極角
T _K , T _L	: 短接線長, 長接線長
S o	: 動径
N	: 法線長
U	: T _K の主接線への投影長
V	: N の主接線への投影長
T	: $X + V = T_L + U + V$

B : 曲線長
S : 弦 長
 ϕ : 弦 角
F : 拱 矢 (コウシ)


$$\begin{aligned} R &= A^2 / L = L / 2 \tau = A / \sqrt{2 \tau} \\ L &= A^2 / R = 2 \tau R = A \sqrt{2 \tau} \\ \tau &= L / 2 R = L^2 / 2 A^2 = A^2 / 2 R^2 \\ A^2 &= L R = L^2 / 2 \tau = 2 \tau R^2 \end{aligned}$$

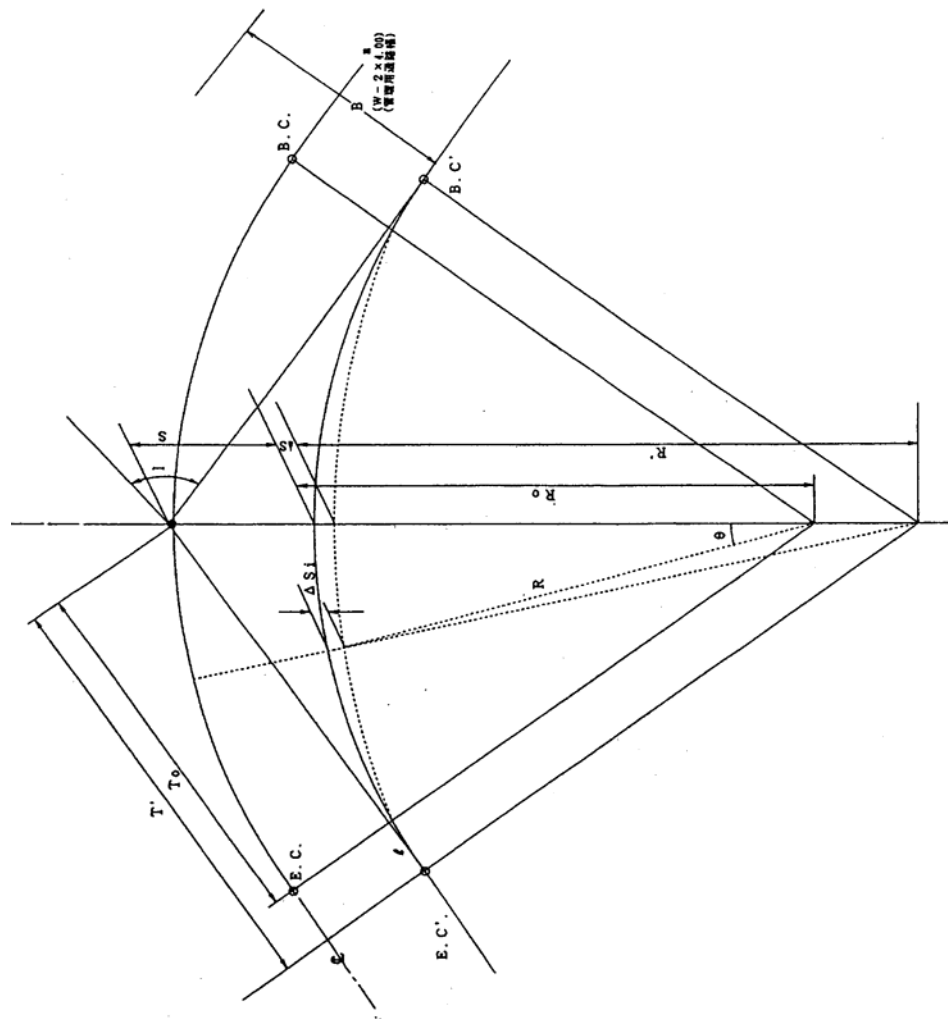
146

河川曲線部の境界線設定法

河川曲線部の内側法線（内側拡幅）

— I P —

河川名



中 心 線 (R) 河道内曲線 (R_o)

I. A = _____ I. A = _____
 R = _____ R (R_o) = _____
 T. L = _____ T. L (T_o) = _____
 C. L = _____ C. L = _____
 S. L = _____ S. L (S) = _____

B = _____

$\Delta S = I / 1000 \times B =$ _____

$T' = (S + \Delta S) / S \times T_o =$ _____

$R' = T' \tan(90^\circ - I / 2) =$ _____

$\Delta S_i = R_o + (R' - R_o + \Delta S) \cos \theta$

$$-\sqrt{R'^2 - (R' - R_o + \Delta S)^2 \sin^2 \theta} =$$

ここに

I : 交角 (度)
 T_o : 拡幅前における内カーブ半径 (m)
 T' : 拡幅後における内カーブ半径 (m)
 R_o : 拡幅前における内カーブ半径 (m)
 R' : 拡幅後における内カーブ半径 (m)
 B : 流路幅員 [高水法線間距離] (m)
 S : 拡幅前における内カーブ半径 (m)
 ΔS : 拡幅量 (m)
 W : 河川計画幅 (m)
 ΔS_i : 任意の地点 (θ の場合に) おける拡幅量 (m)

曲線分割計算書

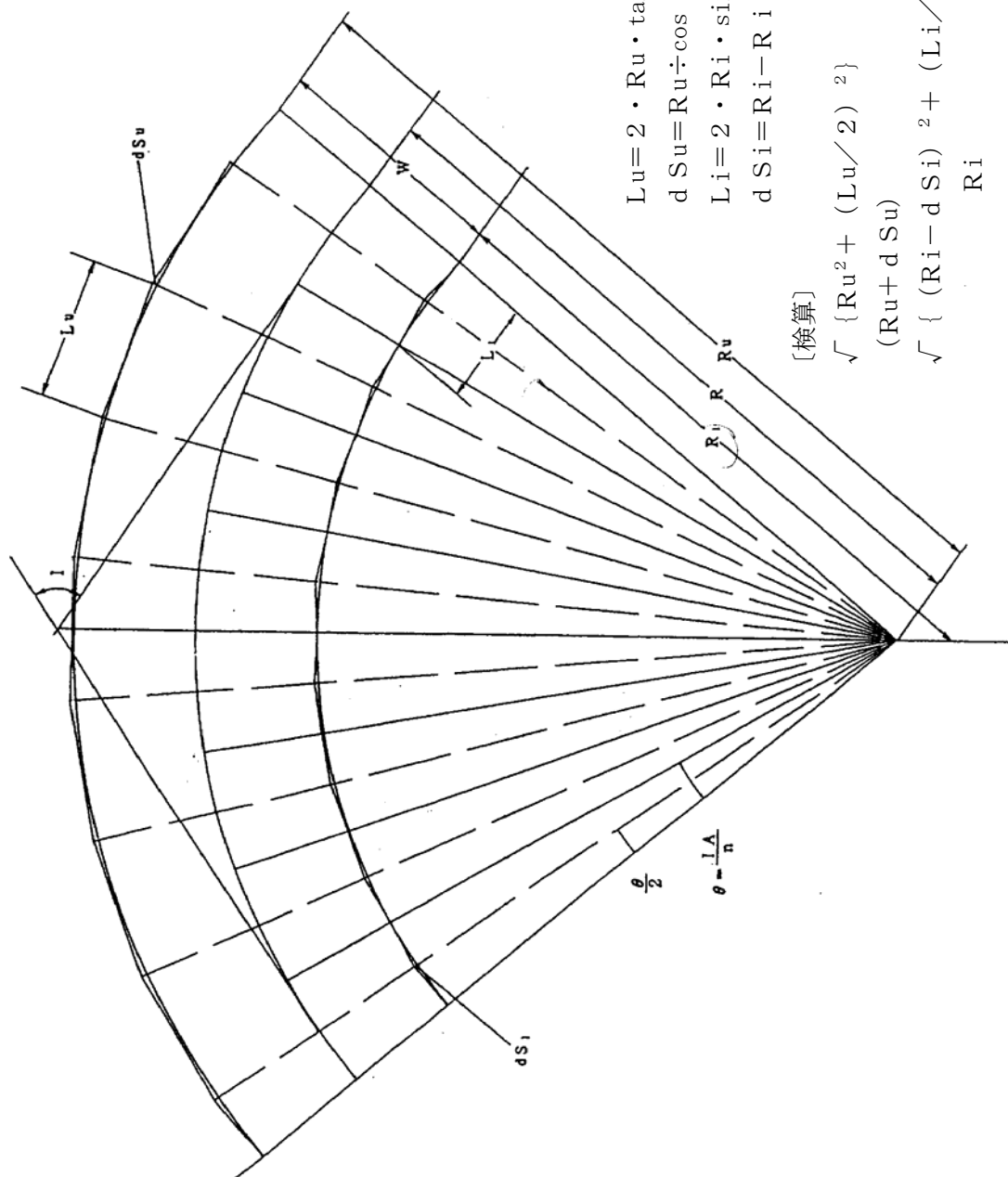
河川名

(I P -)

I. A = _____
 R = _____
 C. L = _____
 T. L = _____
 S. L = _____
 n = _____

(nは偶数とする)

$\theta = I \cdot A / n =$ _____
 $\theta / 2 =$ _____
 $R_i = R' - 4.0m =$ _____
 (4.0mは管理用通路幅を示す)
 $R_u = R + W / 2 =$ _____



$$L_u = 2 \cdot R_u \cdot \tan (\theta / 2) =$$

$$d S_u = R_u \div \cos (\theta / 2) - R_u =$$

$$L_i = 2 \cdot R_i \cdot \sin (\theta / 2) =$$

$$d S_i = R_i - R_i \cdot \cos (\theta / 2) =$$

[検算]

$$\sqrt{\{R_u^2 + (L_u / 2)^2\}}$$

$$(R_u + d S_u)$$

$$\sqrt{\{(R_i - d S_i)^2 + (L_i / 2)^2\}}$$

$$R_i$$

外側

内側

関係資料一覧表

種 別	資 料 名	保 管 場 所
(道路関係) 1. 告示関係 東京都告示 S. 18. 8. 21 ～現在 東京府告示 T. 9. 4. 1. ～S. 18. 6. 19 東京市告示 T. 9. 4. 1 ～S. 18. 6. 29	(1) 告示原議（路線認定、区域決定、変更、供用開始、供用廃止等） 告示略図、丈量図、面積計算書、 地図（公図）写し、土地調書、 平面図、構造図、権原関係書、 その他 認定改廃路線図、告示索引図、告示綴、 旧町村引継路線図（赤図・青図） （昭和7年10月1日、昭和11年10月1日 東京市に編入した町村の路線図） 換地位置決定図、地籍地図、管理協定 原議、その他 （注） 昭和7年8月25日、東京市告示 第313号道路台帳平面図のとおり 区域決定 （東京市旧15区）	建・道路管理部路政課 東京都公文書館 建設事務所管理課（副） 建・道路管理部路政課
2. 道路台帳関係	(1) 道路台帳平面図 (A) 旧道路法時代に調製された道路台帳 平面図 (イ) 府県道（縮尺1/1200 T. 11～ S. 17）東京府全域、区域線 記入済み、一部成果あり。 (ロ) 旧市域（縮尺1/600 T. 11～ S. 17）旧東京市の全域（旧15 区）、区域線記入済み (注) 麹町、神田（千代田区）、京 橋、日本橋（中央区）、芝、 赤坂、麻布（港区）、四谷、 牛込（新宿区）、本郷、小石 川（文京区）、浅草、下谷（台 東区）、本所（墨田区） 深川（江東区） (ハ) 新市域（縮尺1/500 S. 9～S. 17） 旧市域以外の20区、現況図 のみ	

種 別	資 料 名	保 管 場 所
	(注)淀橋（新宿区）、向島（墨田区）、城東（江東区）、品川荏原（品川区）、目黒（目黒区）、大森、蒲田（大田区）、世田谷（世田谷区）、渋谷（渋谷区）、中野（中野区）、杉並（杉並区）、豊島（豊島区）、王子、滝野川（北区）、荒川（荒川区）、板橋（板橋区、練馬区）、足立（足立区）、葛飾（葛飾区）、江戸川（江戸川区） (B)新道路法施行後に調製された道路台帳平面図、附属調書 知事管理道路を全域について調製、補正中 縮尺1/500区域線記入中、S. 31～ (2)地下埋設物台帳平面図、附属調書 (A)旧道路法時代に調製された地下埋設物台帳平面図 旧市域 縮尺1/250 S. 2～S. 17 新市域 縮尺1/500 S. 9～S. 17 (B)新道路法施行後に調製された地下埋設物台帳平面図 知事管理道路を全域について調製 縮尺1/500 S. 26～補正中 (3)道路敷地構成図（調書を含む） 縮尺1/500 S. 49～調製中 (4)道路区域の標示、証明図書	建設事務所管理課、各支庁 建設事務所管理課、各支庁 建設事務所管理課 建設事務所管理課
3. 街路、道路整備関係	買収原議ほか用地関係 丈量図、面積計算書、土地調書、地図（公図）写、測量成果、縦横断図、平面図、構造図、権原関係図書、占用物件表示図及び調書、その他	建・用地部用地課 建設事務所管理課 〃 用地課 〃 工事課 東京都公文書館

種 別	資 料 名	保 管 場 所
4. 日米行政協定道路	日米行政協定により改修した道路の資料 丈量図、面積計算書、土地調書、地図 (公図) 写、平面図、構造図、権原関係 調書	管轄事務所以外に区部建 設事務所に保管されてい る場合がある。
(河川関係) 1. 告示関係 2. 河川台帳関係 3. 河川改修関係	告示原議 案内図、位置図、実測現況平面図、 求積図、面積計算書、土地調書、 地図(公図) 写、河川境界、確定図抄 本(境界図抄本)、その他 河川台帳(一部あり) 実測現況平面図、求積図、面積計算書、 土地調書、地図(公図) 写、境界図(副)、 測量成果、縦横断図、構造図、占用物件 表示図及び調書、 その他	建・河川部管理課 建設事務所管理課 関東地整河川部水政課 (多摩川) 建設事務所管理課 〃 工事課 各区役所土木部 (委任河川)
(土地整理関係) 1. 土地区画整理関係 東京都、区市町村 公団、公社、 組合施行 2. 再開発関係 3. 耕地整理関係 4. 土地改良関係	広報関係 換地確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図(公図) 写、平面図、 構造図、縦横断図、求積図、埋設物件 図書、上地認可図、 その他 丈量図、測量成果、面積計算書、土地 調書、地図(公図) 写、買収原議他用 地関係、平面図、構造図、縦横断図、 埋設物件図書、その他 広報関係 確定図、測量成果、面積計算書、 土地調書、地図(公図) 写、平面図、 構造図、求積図、埋設物件図書、 上地認可図、その他 上地認可図、平面図、その他	都市整備局 市街地整備事務所 その他各事業施行者 (組合施行の場合は当 時の組合長、役員など) 東京都公文書館 都市整備局 市街地整備事務所 東京都公文書館 事業施行者 東京都公文書館 事業施行者

種 別	資 料 名	保 管 場 所
(埋立関係) 1. 港湾局関係	埋立実測図、丈量図、しゅん功図 その他	東京都公文書館 財・財産運用部 港・臨海開発部
(財務局関係) 境界確定事務関係	境界確定協議の原議（確定・確認）正本 境界確定協議の境界図 副本 土地測量の原議（用地買収関係） 正本 震災復興土地区画整理確定図（旧市15区） 戦災復興土地区画整理確定図 （一部） マイラー 土地区画整理、耕地整理、土地改良事業 等の資料（確定資料） （一部） 一般査定図 （縮尺1/600 旧市域と品 川 T.8～T.15） その他	東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課 東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課 建・総務部用度課 建設事務所管理課 都市整備局・市街地整備 部区画整理課 建・総務部用度課 建・総務部用度課 建設事務所管理課
(各局所管公有財産関係) 建設局所管公有財産境界 確定事務関係	土地の測量及び処分等の原議 財産台帳及び図書 公有財産規則により公有財産の管理 は、主管の局長が行っており、財産台 帳及び図書は各局の主管部課が保管し ている。 境界確定協議の原議 〃 境界図	財・財産運用部 東京都公文書館 建・総務部用度課 建設事務所管理課
(不動産登記関係)	土地登記簿、建物登記簿 地図（公図） 土地所在図、地積測量図、旧地図 （旧公図）、旧土地台帳、閉鎖登記簿等	東京法務局出張所等
(固定資産関係)	課税台帳、非課税台帳 地図（公図） 各申告書	都税事務所 〃 市役所、町村役場

種 別	資 料 名	保 管 場 所
(保存文書関係)	主として明治時代から昭和20年頃までの道路、河川、公園、区画整理関係、寺社、その他の土地に関する文書が保存されている。 (例) 土地収用、土木雑件、土地道路敷、土地河岸地、土地公園、土地堤防土揚敷、土地市有地、土地地界、土地官有地、国有土地、例規告示、国有地籍、都市計画、土地公有水面、土木河川・・・ なお、戦後についても、長期保存文書は、東京都公文書館に保管されることが多く、その内容については、公文書館又は各主管部所に問い合わせること。	東京都公文書館 (文書、索引) 建設事務所管理課 (索引)

参考資料－５ （Ａ４判）

登記所申請用紙（注：この様式は参考であり、申請の際には、書式を登記所へ確認すること。）

登記所の表示 東京法務局		支局 出張所		2 ■ 建 工 登 第 号 令 和 年 月 日			
☐ 謄 本 ☐ 閱 覧 ☐ 抄 本 ☐ 地 図 申 請 書							
不 動 産 の 表 示	種別	区	町	丁目字	地番	家屋番号又は所有者	請求 通数
	☐ 土 地						
	☐ 建 物						
	☐ 土 地						
	☐ 建 物						
	☐ 土 地						
	☐ 建 物						
	☐ 土 地						
請 求 事 項	該当事項にレをつけ、所要事項を記入してください。						
	☐ 閱 覧 ☐ 写 し { ☐ 地図(地図番号第 号) ☐ 地積測量図 ☐ 建物図面 ☐ 登記申請書附属書類(年 月 日受付第 号) ☐						
	☐ 謄 本 (全部)						
	☐ 謄 本 (現に効力を有する部分)						
	☐ 閉鎖謄本 (年 月 日閉鎖)						
	☐ 抄 本 (マンション等の専有区分全部)						
	☐ 抄 本 (年 月 日 登記事項 甲区 番 乙区 番)						
	☐ 登記事項要約書						
	☐						
	請求理由		公共用地取得のため				
	手数料		登記手数料令第19条により納付せず				
	申 請 人	(官公署) 東京都第■建設事務所 (職氏名) 東京都第■建設事務所長 ■■■■					
※ 受 付 第 号				※ 交 付			
※枚数		※通数		※筆個数		※確認印	

(担当者)第■建設事務所

氏 名 ■■■■ ■

電話 00-0000-0000

参考資料－５ 続き（Ａ４判）

☐ 謄 本 ☐ 閱 覧 ☐ 抄 本 ☐ 地 図		申 請 書						
	種 別	都、市、 区	町、村、 大字	丁目字	地 番	家屋番号又 は所有者名	請求の 通 数	
不 動 産 の 表 示	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							
	☐ 土地 ☐ 建物							

測 量 委 託 の 様 式 (その 1)

様 式 番 号	様 式 名
様式第 1	身分証明書
様式第 2	基準点の記
様式第 3	水準点の記
様式第 4	境界点の記 (公共用地・民有地・借地権等)
様式第 5	基準点測量成果表
様式第 6	水準測量成果表
様式第 7	水準測量精度管理表 (含 簡易水準測量)
様式第 8	現地測量 (平面図・地形図) 精度管理表
様式第 9	縦断測量精度管理表
様式第 10	横断測量精度管理表
様式第 11	用地幅杭設置測量精度管理表
様式第 12	境界測量精度管理表
様式第 13	土地登記簿調書
様式第 14	借地権等調書
様式第 15	立会依頼状
様式第 16	立会依頼状発送簿
様式第 17	借地権等境界立会確認書
様式第 18	土地調書
様式第 19	土地計算書
様式第 20	土地調書 (土地登記簿写)
様式第 21	管理境界標杭設置立会確認書
様式第 22	区域変更調書
様式第 23	建標承諾書
様式第 24	基準点現況調査報告書

(次ページにつづく)

測 量 委 託 の 様 式 (その2)

様式見本第 1	基準点測量観測データリスト
様式見本第 2	3, 4 級水準測量観測データリスト
様式見本第 3	資料調査図例
様式見本第 4	境界検討図例
様式見本第 5	竣工道路引継調書
様式見本第 6	地目変更調書
様式見本第 7	座標面積計算書
参 考	委任状 (境界立会依頼)

様式第1

※受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都港湾局）、身分証明書発行申請を参照すること。

様式第2

基準点の記

世界測地系（測地成果2011） 等級： 級

点 番 号		埋標年月日	令和	年	月	日							
		観測年月日	令和	年	月	日							
所 在 地													
座標値及び標高	X	Y	標高										
	m	m	m										
	.	.	A.P. . (T.P.) .										
視準点の名称	方向角			距離									
	° ' "			m									
	— —			.									
	— —			.									
	— —			.									
標識の種類		埋設方法											
略 図													
							写 真			備 考			
調査年月日													
							作成年月日						

座標系 : 9

縮尺係数 :

網平均計算の種類 :

様式第3

水準点の記

世界測地系（測地成果2011） 等級：

調製：令和 年 月 日

点 番 号		選点年月日	令和 年 月 日
所 在 地			
標 高 (A.P.)	m .	杭 高	m .
標 識 の 種 類		埋 設 方 法	
略 図			
写 真			

※注（測地成果2011）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。

様式第4

境界点の記（公共用地・民有地・借地権等）

世界測地系（測地成果2011） 等級：

調製：令和 年 月 日

点 番 号		埋標年月日	令和 年 月 日
		調査年月日	令和 年 月 日
点の種類			
所 在 地			
所有者・管理者			
座 標 値	X	Y	
	m	m	
標識の種類		埋設方法	
略 図			
案 内 図		備 考	
		(建物の場合到達の仕方など)	

座標系：

縮尺係数：

網平均計算の種類：

※注（測地成果2011）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。

基準点測量成果表

世界測地系（測地成果2011） 等級： 調製：令和 年 月 日

基準点路線 の 種 類	基準点の種類 及 び 番 号	基準点の座標値		基準点の 標 高 (A.P.)	基 準 点 の ジ オ イ ド 高	方 向 角	点 間 距 離	摘 要
		X	Y					
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	
		.	.	.	.	— —	.	

※注（測地成果2011）欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。

様式第6

世界測地系 (測地成果 2011) 等級:

水準測量成果表

調製：令和 年 月 日

[illegible]

※注 (測地成果2011) 欄は、測量時に使用した測地成果のバージョンを記載する。

様式第7

水準測量精度管理表

作業名	地区名		計画機関名		作業機関名		点検者	
目的	期間		作業量		主任技術者			

環番号	距離	閉合差	許容範囲	観測者	距離	鎖部数	観測者毎標準偏差	正の回数	負の回数	零の回数	正の総和	負の総和	摘要	特記事項
				往復差から求めた全線の1km当たりの標準偏差							単位重量当たりの観測の標準偏差			

主要機器名称及び番号	観測路線図	再測率				
		点検測量				
		区間	距離	点検値	採用値	較差
永久標識種別等						

用紙の大きさはA4判とする。

様式第7

簡易水準測量精度管理表

作業名又は 地 区 名		作 業 量		作 業 機 関 名		主任技術者		点 検 者	
		点							
路線番号	距 離	閉合差の 許容範囲	閉合差	路線番号	距 離	閉合差の 許容範囲	閉合差		
	km	mm	mm		km	mm	mm		
使 用 機 器						備 考			

注1. 閉合差の制限は、 $50\text{ mm}\sqrt{S}$ （既知点から既知点までの閉合差）、 $40\text{ mm}\sqrt{S}$ （環閉合差）により算出する。

2. S は観測距離（片道、km単位）とする。

用紙の大きさはA4判とする。

様式第8

現地測量（平面図・地形図）精度管理表

地 区 名	縮 尺		作業機関名				主任技術者		点 検 者			
図名又は図面番号												
項目 \ 指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
境 界 等												
道 路												
道 路 施 設												
鉄 道												
鉄 道 施 設												
建 物												
建物付属構造物												
建 物 記 号												
公 共 施 設												
その他の小物体												
水 部												
水部に関する構造物												
法 面												
構 囲												
諸 地												
場 地												
植 生												
等 高 線												
変 形 地												
基 準 点												
注 記												
接 合												
整 飾												
図郭・方眼寸法												

注1. 社内点検紙の指摘件数を該当項目に記載する。「図郭、方眼寸法」は規定寸法より0.4mm以上の差が出たものを記載する。

2. 該当項目に集計する場合は、大縮尺地形図図式の区分に従って集計する。

3. 着墨又はトレースのずれ、画線の太さの相違及び図式の誤りは誤記に含める。

4. 着墨又はトレースの忘れ、画線の濃度の悪いものは脱落に含める。

5. 図面に該当項目のないものは斜線で該当欄を消す。

様式第9

縦断測量精度管理表

作業名	地 区	計画機関名	作業機関名	点検者	
路線名	期 間	自 至	作 業 量	主任技術者	その他

路線番号	距 離	閉 合 差	許容範囲	摘 要	路線番号	距 離	閉 合 差	許容範囲	摘 要	観測者
										主要機器の名称及び番号
										レベル
										標尺 (箱尺)
										手簿、計算簿の誤りの有無
										再測率%

用紙の大きさはA4判とする。

様式第10

横断測量精度管理表

作業名	地区	計画機関名		作業機関名	点検者	
路線名	期間	作業量	自	至	その他	

測点	水平位置（距離）								標高								摘要
	測定値		検測値		較差		許容範囲		測定値		検測値		較差		許容範囲		
	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	
																	手簿、計算簿の誤りの有無
																	使用与点の異常の有無

用紙の大きさはA4判とする。

用地幅杭設置測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関		作業機関		点検者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		その他	

[illegible]

境界測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関		作業 機 関		点検者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		その他	

[illegible]

[illegible]

〇〇 〇〇様

東京都〇〇建設事務所長

〇〇 〇〇

土地境界立会いのお願い

〇〇の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より東京都の〇〇行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、東京都が実施する東京都市計画〇〇〇〇第〇号線（〇〇）の整備事業につきましては、皆様のご協力のもと用地測量を行っております。

つきましては、ご所有されている下記土地と隣接する土地との境界について、現地での確認をさせていただきたく、ご多忙中誠に恐縮ですが下記の日時に立会いをお願いいたします。

現在、立会前の準備を行っておりますが、未実施の土地につきましては皆様の敷地に一時立ち入らせていただくことがあります。その際には事前にご挨拶をいたしますので、ご協力のほど宜しくをお願いいたします。

記

土地の所在 〇〇(区・市)〇〇〇丁目〇番〇

立会の日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分

立会に際しましては

- 1 この文書と「印鑑（認印）」をご持参ください。

※印鑑は、朱肉で押印するものをご持参ください。（スタンプ印不可）

- 2 境界について、参考となる図面または書類（土地の測量図、隣地との境界確認書類等）をお持ちの方は、ご持参ください。

※事前にご提供いただいた方は、新しい資料がある場合にご持参ください。

- 3 当日、代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が記入した「委任状（別紙）」及び 代理人の「印鑑（認印）」とこの文書をご持参ください。

- 4 所有されている土地をお貸している場合は、立会い当日に借地人の方のお名前、連絡先をお聞きますので、よろしくお願いします。

- 5 小雨の場合は決行いたしますのでご協力お願いします。

- 6 ご都合の悪い方は日時の調整を行いますので、下記の担当者までお早めにご連絡ください。

【連絡先】

東京都〇〇建設事務所〇〇課〇〇担当〇〇・〇〇

電 話 00-0000-0000

測量実施会社：〇〇株式会社〇〇

電 話 00-0000-0000

立会依頼状発送簿

発送月日	立会日時	立 会 土 地		(郵便番号) 土地所有者又は 借地権等権利者住所	立 会	承 諾	摘 要
		町 名	地 番	氏 名			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			
月 日	月 日 午前・午後 時 分			(—) -----			

事業として施行する

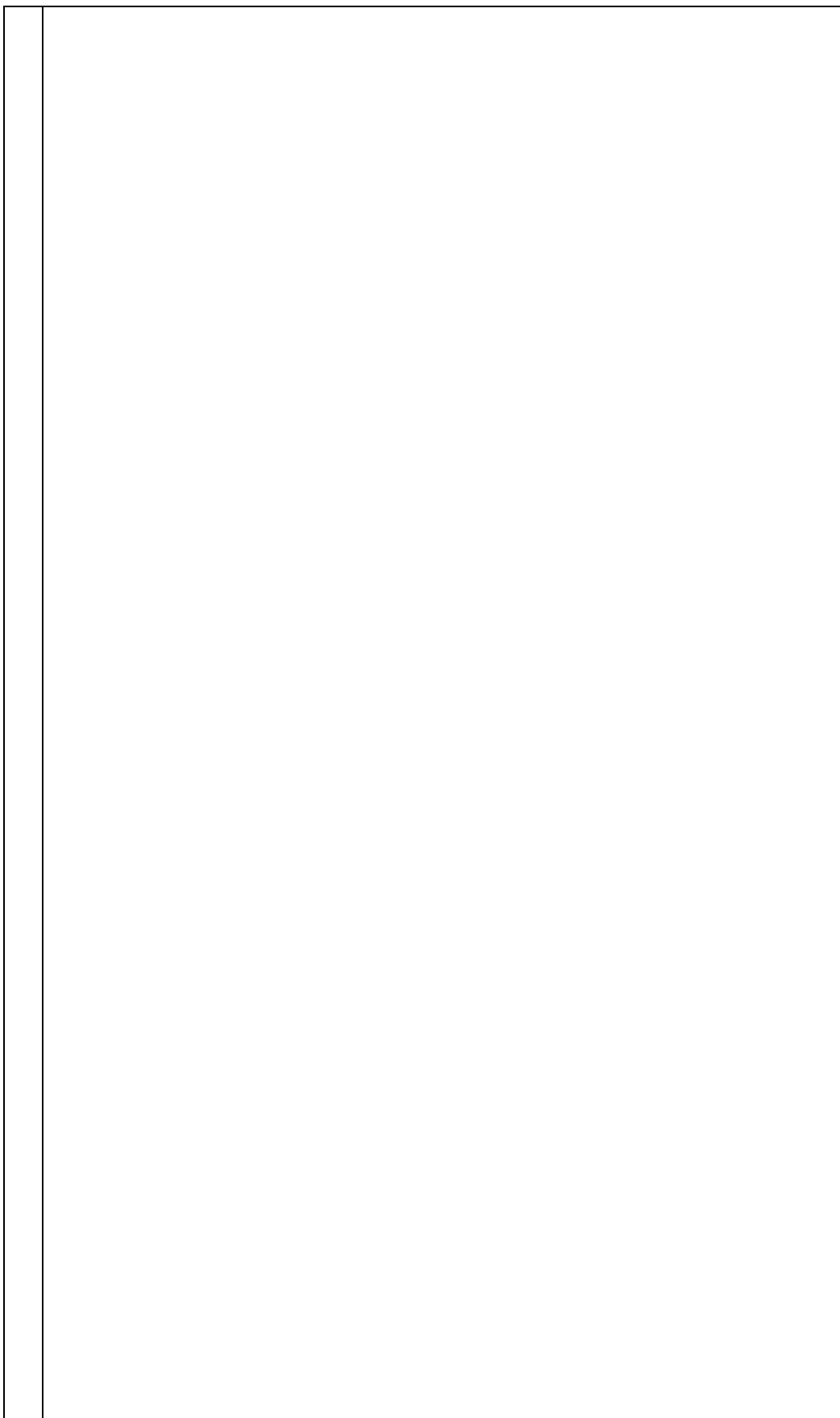
に伴う

測量準備のため隣接地境界を各利害関係者立会のうえ、現地において図示のように確認いたしました。

よって、ここに署名捺印いたします。

[illegible]

借地権等境界立会箇所平面図等



土 地 調 査 書

町 名	地 番	地 目		面 積		評価額	見 積 価 格		土 地 所 有 者			摘 要
		公 簿	現 在	公 簿	編入土地		単 価	総 額	住 所	氏 名		

179

[illegible]

令和	年	月	日	担当事務所	担当課	担当者

[illegible]

管 理 境 界 標 杭 設 置 立 會 箇 所 平 面 図 等

--	--

区域変更調書

区域変更箇所										区域変更を行う理由	
路線名		都道		線		整理番号)		1. 事業概要			
起	終	起	終	番地	番地	地先	地先	①事業名	②施行者(課)名		
敷地の幅員延長	敷地の区分	変更員	延長	変更員	延長	変更員	延長	図面対象	③根拠法	④事業の概要 ⑤施行期間 ⑥今後の予定	
	A	m ~ m .	m .	m ~ m .	m .	m .	m .				
	B	. .	. .	. .	. .	. .	. .				
	C	. .	. .	. .	. .	. .	. .				
面積	編入	m ² .						2. 区域変更理由 ①変更目的、経緯 ②現区域との相違点、理由 ③計画線外(歩道、車道) ④廃止区域の処理方針案 3. その他			
	廃止	m ² .									
関連告示	大	年	月	日	告示第	号	告示第	号	無		
	昭	年	月	日	告示第	号	告示第	号			
	平	年	月	日	告示第	号	告示第	号			
	令	年	月	日	告示第	号	告示第	号			
管理区分回答	令	年	月	日	告示第	号	告示第	号	無		
備考											

- 184

基準点現況調査報告書

年 月 日	作 業 名
調査年月日	作業機関名
年 月 日	調 査 者

1/5万 図名	等級 名 称 種類 (番 号)	所在地(県、区市町村名)	現況区分	現況の 地 目	備 考

観測データリスト

測点 3081(IV稻 5-偏) 観測年月日 2001/03/07 天候 晴れ 観測者 村石 公典 風力: 無
 ((B=P) ≠ C) 観測点
 測器: DTM-1 標石番号: 自 m 機器 機 高: 1.040m
 器 号: 84347 柱 石 長: 自 m 器 機 高: 1.040m
 器 定 数: +0mm 記 録 方 法: 自 m 器 機 高: 1.040m
 氣 温: 017°C 気 象 補 正 係 数: 754Hp

開始時刻: 13:38

目盛	視準点 名称	水。角 "	結。果 "	鉛直角 "	測定距離 m	目標高 m	反射鏡 定数 mm
0° r 1	15	0 2 1	0 0 0	89 5 6	1046.185	1.600	0040
2	506	126 15 59	126 13 58	87 0 26	387.849	1.600	0040
1 2	506	306 16 0	126 14 1	272 59 8	387.848	387.849	
1	15	180 1 59	0 0 0	270 54 28	1046.185	1046.184	

90° 1	15	270 2 6	0 0 0				
2	506	36 16 8	126 14 2				
r 2	506	216 16 6	126 14 2				
1	15	90 2 4	0 0 0				
		倍角差	観測差	定数差	セット内較差	セット間較差	
		5	3	0	1	0	

終了時刻: 13:57

平均値	視準点 名称	水。角 "	高度角 "	測定距離 m
[15		0 0 0	0 54 41	1046.185
[506 節-506		126 14 1	2 59 21	387.849

3, 4 級水準測量

[	
---	--



文京区目白一丁目・五丁目地内
都市計画放射九号線用地測量

資料調査図

※ 15-4	3	公衆用道路	39	m ²	東京市
※ 15-3	3	公衆用道路	19	m ²	東京市
※ 15-1	40	境内地	460	m ²	文京町
※ 15-7	3	公衆用道路	14	m ²	東京市
※ 15-8	3	公衆用道路	52	m ²	東京市
※ 16-1	1	宅地	122.59	m ²	文京町
※ 16-2	1	宅地	103.04	m ²	文京区太田
※ 16-3	1	宅地	96.79	m ²	文京区駒形
※ 16-4	1	宅地	96.79	m ²	文京区目白
※ 16-5	2	宅地	105.65	m ²	文京区目白
※ 16-6	2	宅地	222.59	m ²	文京区目白
※ 16-7	2	宅地	222.59	m ²	文京区目白
※ 16-8	6	公衆用道路	9	m ²	東京市

文 景 刊

✕

目 白 台 一 丁 目

公図番号 43

150-1
151-2
151-2
151-2

目 白 五 丁 目

157-18
157-19
157-20

公図番号 60



公図番号 49 公図番号 173 目白一丁目 関口一丁目

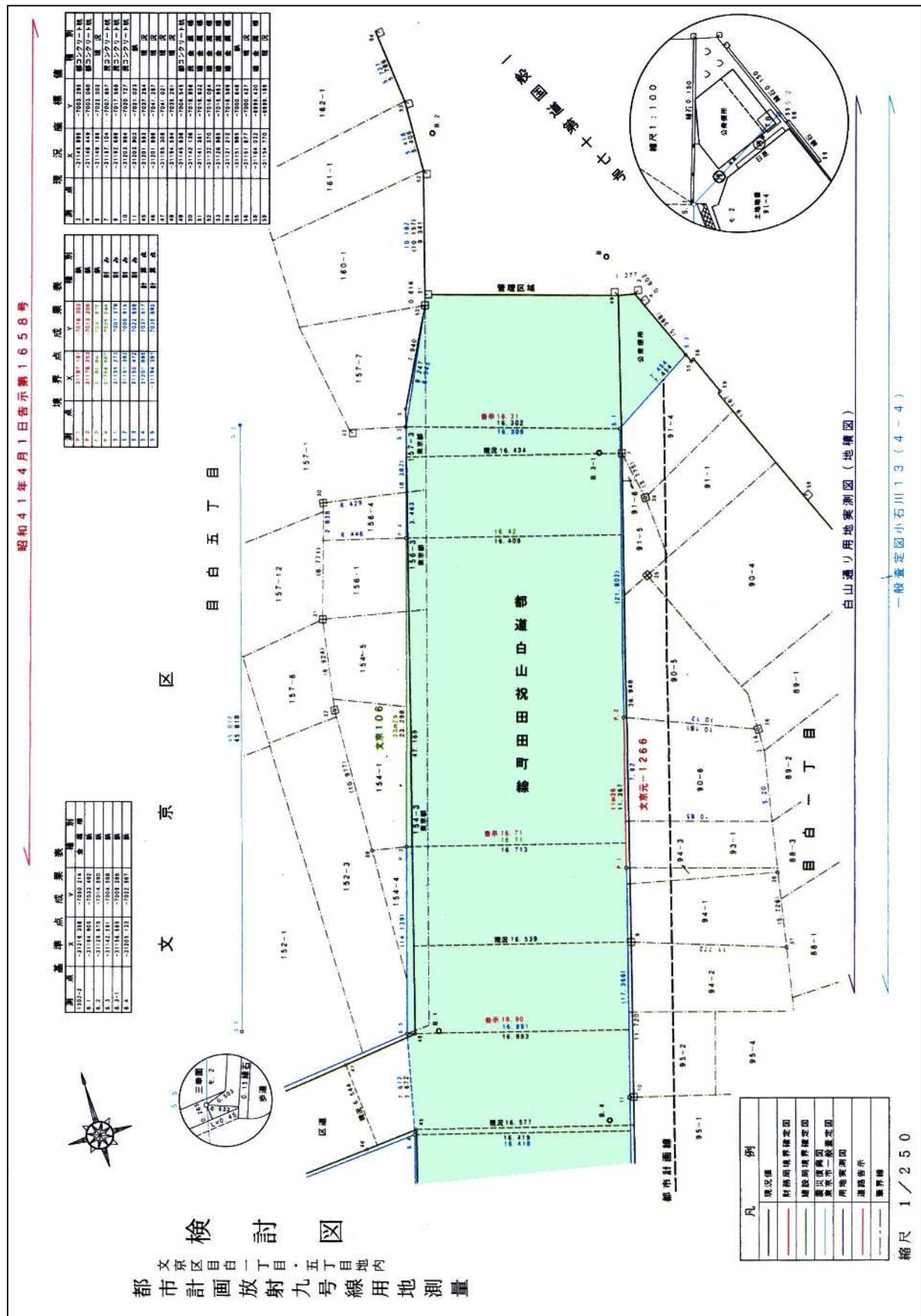
凡例	—— 現況值 —— 財政局預算數據範圍 —— 建設局預算數據範圍 —— 經政研會預算數據範圍 —— 用地稅務局預算數據範圍 —— 運輸局預算數據範圍 —— 地產發展局
----	--

※ 90 - 5 宅 地	79.53m ²	白雲神社	文京区目白1-33-27
※ 90 - 1 宅 地	143.53m ²	文京区目白1-36-1	文京区目白1-36-1
※ 91 - 6 宅 地	49.53m ²	有明公園	文京区目白1-37-12
※ 91 - 4 宅 地	20.23m ²	新大塚公園	文京区目白1-37-3
※ 91 - 5 宅 地	24.82m ²	文京区目白1-36-13	文京区目白1-36-13
※ 91 - 5 宅 地	24.82m ²	東原古墳	川崎市麻生区5-4-138
※ 91 - 6 宅 地	1.42m ²	東原古墳	川崎市麻生区5-4-138
		(株) トウキョウ	文京区目白1-36-13

公 図 写	S-1/600
土地の所在	自治一丁目、自治五丁目、磯口一丁目
地 図 番 号	19.43.60.173
謄写年月日	平成10年8月26日
謄写場所	東京法務局文京出張所

白山通り用地実測図

—一般査定図小石川13(4-4)—



地 目 変 更 調 書

所 在	区 (市) 町 字			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		登記原因及びその日付
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更
				②令和 年 月 日 地 目 変 更

座標面積計算書

地番：〇〇区〇〇一丁目〇〇番地（全体）

測点名	[1] X_n	[2] $X_{n+1} - X_{n-1}$	[3] Y_n	[4] $Y_{n+1} - Y_{n-1}$	[2]*[3]	[1]*[4]	方向角	夾角	距離
測点1	-27139.581	13.269	-21295.776	1.617	-282573.6517440	-43884.7024770	49-53-06	261-18-46	8.394
測点2	-27134.172	8.501	-21289.356	11.698	-180980.8153560	-317415.5440560	59-38-13	189-45-07	6.117
測点3	-27131.080	3.391	-21284.078	5.701	-72174.3084980	-154674.2870800	54-44-43	175-06-29	0.518
測点4	-27130.781	0.981	-21283.655	0.880	-20879.2655550	-23875.0872800	33-49-32	159-04-49	0.820
測点5	-27130.099	-1.056	-21283.198	0.430	22475.0570880	-11665.9425700	180-53-24	327-03-52	1.738
測点6	-27131.837	-4.001	-21283.225	-3.896	85154.1832250	105705.6369520	239-40-35	238-47-11	4.482
測点7	-27134.100	-3.236	-21287.094	-5.533	68885.0361840	150132.9753000	239-41-01	180-00-26	1.927
測点8	-27135.073	-8.926	-21288.758	3.614	190023.4539080	-98066.1538220	146-25-47	86-44-46	9.545
測点9	-27143.026	-8.076	-21283.480	5.360	171885.3844800	-145486.6193600	146-18-36	179-52-48	0.147
測点10	-27143.149	-2.171	-21283.398	0.050	46206.2570580	-1357.1574500	180-53-43	214-35-07	2.048
測点11	-27145.197	-3.024	-21283.430	-1.650	64361.0923200	44789.5750500	238-54-04	238-00-21	1.889
測点12	-27146.173	-2.277	-21285.048	-3.774	48466.0542960	102449.6569020	238-53-31	179-59-27	2.518
測点13	-27147.474	0.363	-21287.204	-3.156	-7727.2550520	85677.4279440	328-59-45	270-06-14	1.941
測点14	-27145.810	0.033	-21288.204	-3.769	-702.5107320	102312.5578900	239-30-04	90-30-19	3.213
測点15	-27147.441	6.229	-21290.973	-7.572	-132621.4708170	205560.4232520	328-34-20	269-04-16	9.211
合計				倍面積	-202.7591950	202.7591950	3060-00-00		54.508
				面積	-101.3795975	101.3795975			
				地積	101.37	101.37			
				坪数	30.66	30.66			

参 考

委 任 状

私は（住所） _____
（氏名） _____

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

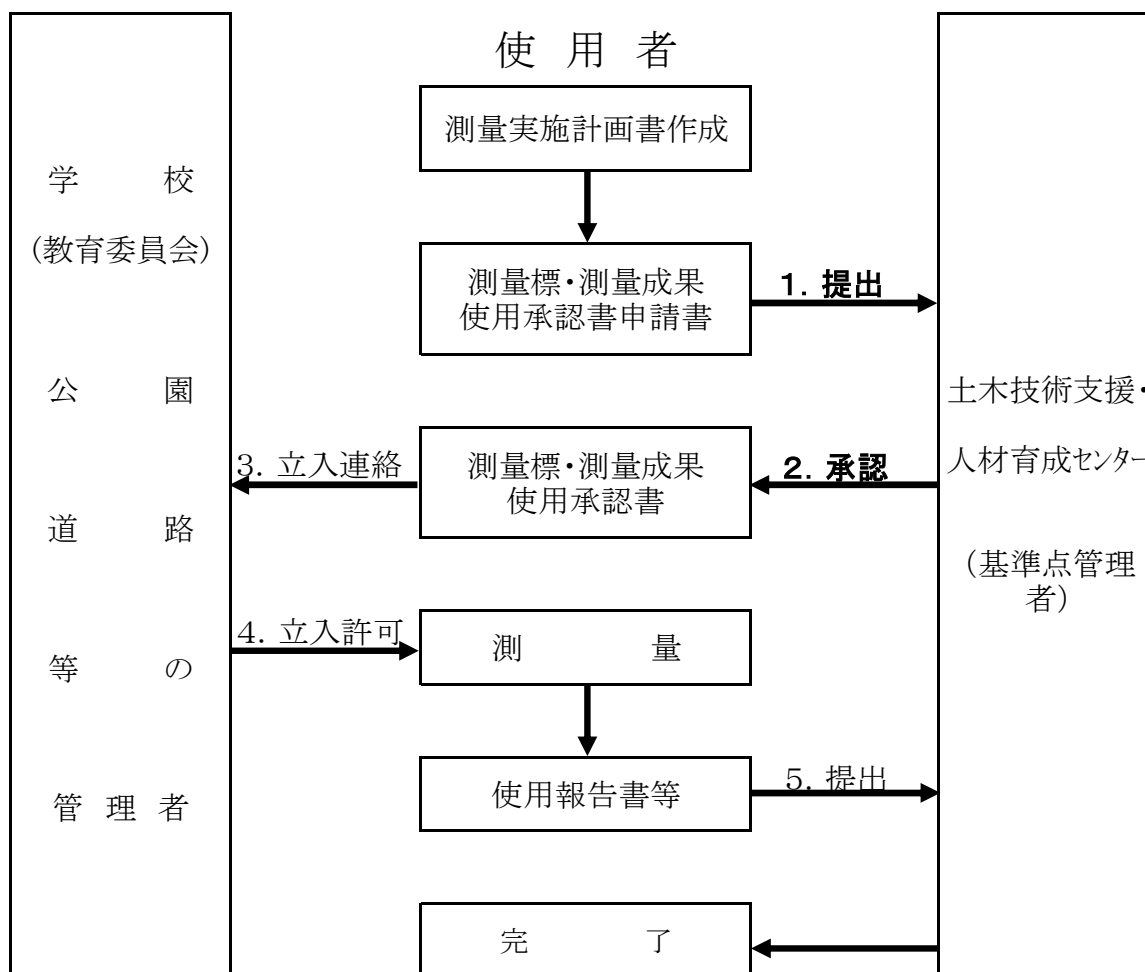
（土地所在・地番）

_____の土地境界の立会・確認・承諾の一切の権限。

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____ (印)

東京都公共基準点(水準基標・基準点)の使用手続き



1. 使用承認申請書の提出方法は、次の3通りです。

- (1) 来 所 使用承認書申請(Excel形式)により申請してください。
- (2) F A X 使用承認書申請書(Excel形式)を事前にFAXし、電話連絡する。また、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。
- (3) メール 使用承認書(Excel形式)を事前に送信し、使用承認書の受け取り時に、押印した申請書を提出してください。

2. 基準点は、学校や公園等の公共施設に設置していますので、施設管理者の許可を得てください。また、測量標および測量成果の使用にあたっては、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

3. 使用承認申請書についての詳細は、東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで閲覧できます。 <http://doboku.metro.tokyo.jp>

測量標・測量成果使用承認申請書(Excel形式)

様式第1号

受付番号

令和 年 月 日			
測 量 標 使 用 承 認 申 請 書 測 量 成 果			
東京都土木技術支援・人材育成センター 所長 殿			
住所 申請者 氏 名		測量作業(会社)名 (会社代表者職・氏名) 代表印	
東京都公共基準点を下記の目的で使用したいので申請します。			
使 用 目 的	例 基準点整備等・現況測量・道路台帳整備・工事用測量等		
使 用 期 間	承認の日から令和 年 月 日まで		
測 量 地 域	別添測量計画図のとおり 測量箇所がわかる図面を添付のこと		
使用基準点及び 水準基標番号	点数が多数の場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙添付も可です。		
測量の種類方法	例 3級基準点測量・3級水準測量		
測 量 計 画 者 ※ 1	名 称	官公署の局部課係名	
	委託件名		
	担当者名	担当者印は不要です。	
	所在地		
	連絡先	電話 () 内線	
測 量 作 業 者	名 称	会 社 名、部課係名	
	作業責任者	測 量 士 (補) 名・家屋調査士名	資格登録番号 第 号
	所在地		
	連絡先	電話 () 内線	

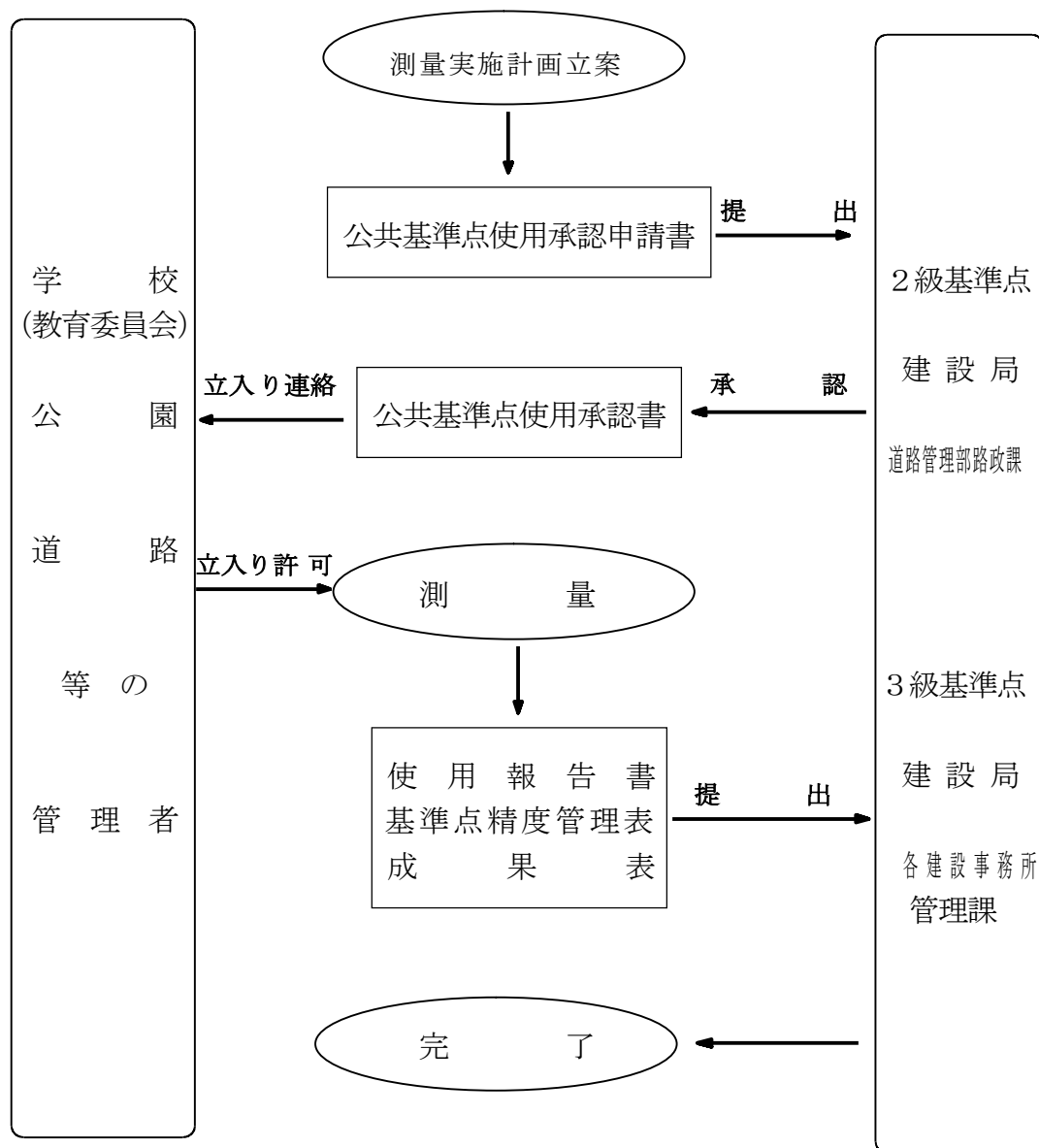
※1 工事測量等で測量作業者が下請負の場合は、測量計画者欄に発注者(官公署)を記載すること。

東京都道公共基準点の使用手続き

基準点設置箇所の管理者

使 用 者

基準点管理者



- 備考 1. 基準点は、学校や公園、道路等の公共施設の他、民間建物（マンション屋上等）に設置しています。立ち入りには必ず基準点設置箇所の管理者の承認を受けること。
2. 公共基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用申請を提出し、承認を受けること。

東京都道公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所
申請者
氏 名 印

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)		
測 量 地 域			
使 用 基 準 点 番 号			
測 量 の 種 類 方 法			
測 量 計 画 者	名 称		
	委 託 件 名		
	担 当 者 名		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話 () 内線	
測 量 作 業 者	名 称		
	作 業 責 任 者		
	連 絡 先	電話 () 内線	

東京都道公共基準点使用報告書

令和 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所
申請者
氏 名 印

基準点の使用結果を別添のとおり報告します。

1. 東京都道公共基準点使用日報
2. 新点の精度管理表の写し
3. 新点の成果表、網図の写し
4. 使用した公共基準点の現況写真
5. 東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）

使 用 目 的		
使 用 期 間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間）
使 用 基 準 点 番 号		
測 量 作 業 者	名 称	
	作 業 責 任 者	
	連 絡 先	電話 () 内線

東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書

令和 年 月 日

（公共基準点管理者） 殿

住 所

名 称

印

工事施行者

担 当 者

電 話

公共基準点の（設置工事）・（測量）は次のとおり完了しましたので引継ぎます。

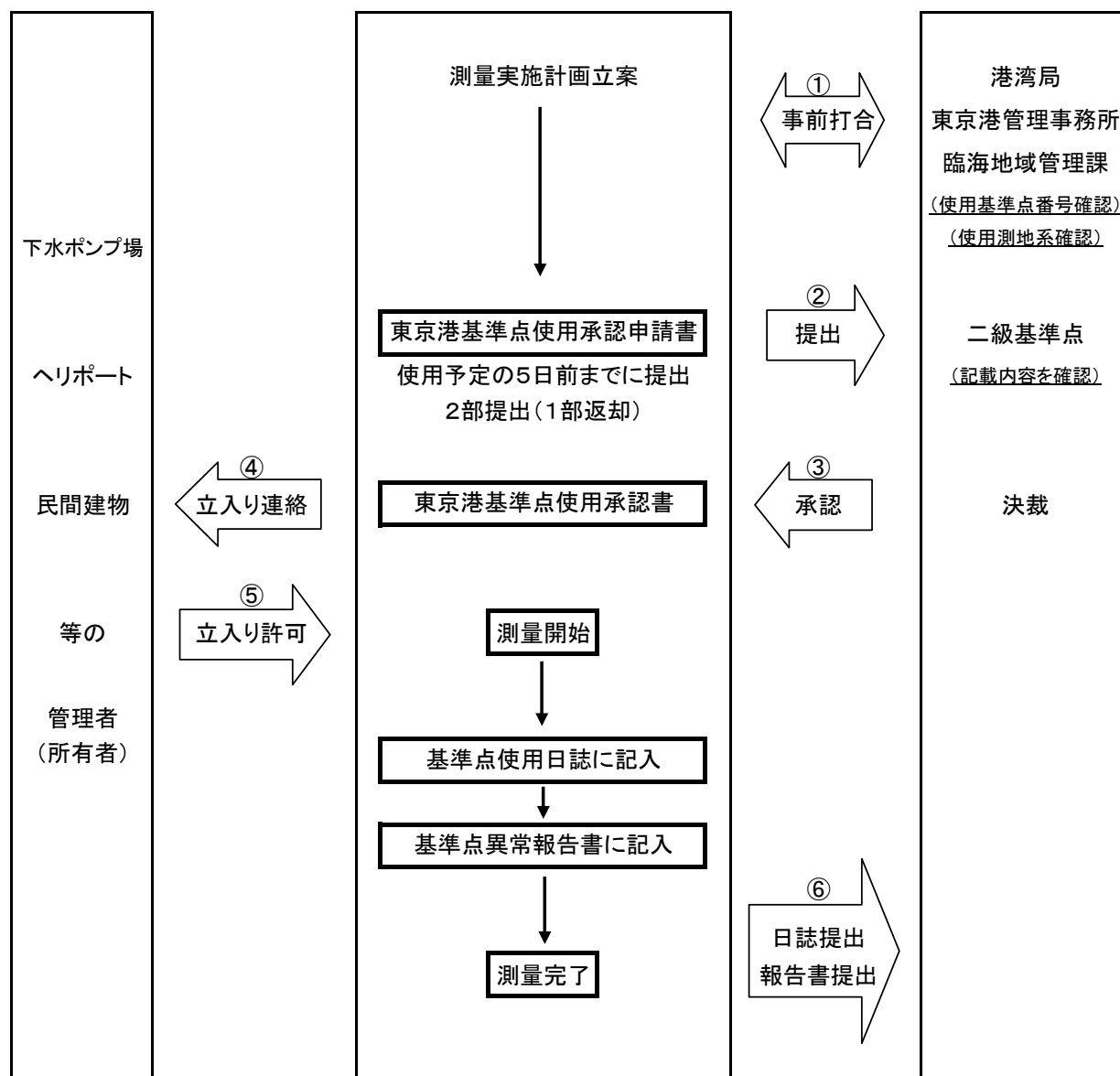
対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号		
路 線 名		
完 了 年 月 日		
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先	
請 負 会 社	住 所	
	会社名	
引 継 成 果 品		

東京港基準点の使用手続き

基準点設置箇所の管理者

使用者
(測量計画者)

基準点管理者



- 備考
- 1 基準点は、下水ポンプ場、ヘリポート等の公共施設のほか、民間建物(マンション屋上等)に設置しています。立入りには必ず基準点設置箇所の管理者(所有者)の許可を受けてください。
 - 2 基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる度に使用申請を提出し、承認を受けてください。

東京港基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

申請者

(公印省略)

東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間		
測 量 箇 所		
使用基準点番号		
測量の種類方法		
測 量 計 画 者	名 称	
	代 表 者	
	所 在 地	
	連 絡 先	
測 量 作 業 者	名 称	
	代 表 者	
	代 理 人	
	所 在 地	
	連 絡 先	

使用目的や測量箇所については、概要資料を添付してください。

東京港基準点使用承認申請書

20東建〇〇第〇号の〇
平成20年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長 殿

東京都東京港建設事務所長
申請者 〇〇 〇〇
(公印省略)

東京都港湾局所有の基準点を下記の目的で使用したいので申請します。

使用目的	平成20年度〇〇〇道路現況測量に伴う基準点測量のため
使用期間	平成20年〇月〇日 ～ 平成20年〇月〇日
測量箇所	東京都大田区〇〇〇七丁目
使用基準点番号	No. 37、No. 39、No. 42
測量の種類方法	4級基準点測量
測量計画者	名称 東京都東京港建設事務所〇〇〇〇整備課
	代表者 〇〇 〇〇
	所在地 東京都港区港南三丁目9番56号
	連絡先 03(3471)〇〇〇〇 担当者 〇〇工事係 〇〇 〇〇
測量作業者	名称 有限会社 〇〇測地設計
	代表者 〇〇 〇〇
	代理人 〇〇 〇〇
	所在地 東京都〇〇市〇〇町5-6-7
	連絡先 0423(〇〇〇)〇〇〇〇 担当者 〇〇 〇〇

使用目的や測量箇所については、概要資料を添付してください。

東京港基準点使用日誌			
基準点番号	使 用 年 月 日	使 用 時 間	備 考
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
No.	年 月 日	: ~ :	
基準点使用会社等及び使用者氏名			
1			
2			
3			
4			
5			

參考資料－9

1) 受託者が作成する書類

様式 打合せ記録簿

打合せ記録簿

[illegible]

注) この様式は、主として委託の業務に関する指示・承諾等に使用する。

重要度等に応じて、総括監督員の確認を得ること。

2部作成し、委託者・受託者双方が保管する。

この打合せ記録簿の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メールなどを残すこと。

製図原図及び第二原図写真の記入色等の仕様例

図面種類		部数	原図(色別製図)	原図(色別製図)	第二原図写真(グリーン色等で裏焼)	第二原図写真(黒墨で裏焼)
基準点測量	基準点網図	1部			縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれに代わる地形図を用いることを原則とし、ポリエステルフィルム300番にグリーン色等の薄色で裏焼きし(測量区域が広範囲の場合は縮小図も可)、表側から基準点路線、基準点の種類及び番号、標識の種類等を図面に黒墨で記入し、一覽表に基準点の種類及び番号、標識の種類、座標値及び高さ、方向角及び高さ等を黒墨で記入する。	
	水準路線図	1部			縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれに代わる地形図を用いることを原則都市、ポリエステルフィルム300番にグリーン色等の薄色で裏焼きとし測量区域が広範囲の場合は縮小図も可)、表側から水準測量観測路線と路線番号、水準点番号、標識の種類等を黒墨で記入し、一覽表に水準点路線番号、水準点番号、標識の種類、高さ等を黒墨で記入する。	
現地測量	地形図原図	1部	原則として道路の起点及び河川の下流を左端におき、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)に黒色で製図を行う。			
	地形図写真	1部				地形図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)に第二原図を作成する。
路線測量	線形決定	1部			既成の地形図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)にグリーン色等の薄色とし、図面の左から右に向かって視点から主要点(交点、起点、終点、円曲線の始点、円曲線の終点、曲線の中点等)及び中心点の(NO)を座標展開し、黒色で製図を行い、IPの設置測量を行った場合は基準点等の記入を行う。	
	中心線図	1部			既成の線形図(ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの))に、主要点及び中心点を座標展開し、黒色で製図を行う。	

(次へつづく)

図面種類		部数	原図(色別製図)	原図(色別製図)	第二原図写真	第二原図写真
路線測量	中心杭打設図	1部			中心線形状図(ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの))に、中心線、中心点、中心点番号等を黒色で製図を行い、現地に設置したIP点又は基準点等から測設した中心点に対して、方向角、距離及び方向矢印を朱色で記入し、座標値を黒色で記入する。	
	用地幅杭設置測図				既成の中心線形状図(ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの))に、計画線幅員の線、幅杭位置及び幅杭番号等を黒色で記入し、一覧表に基準点、中心点、幅杭点及びNIP点等の座標値を黒色で記入する。	
	幅杭打設図				幅杭線形状図(ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの))に、中心点又は、基準点から幅杭に対して方向角、距離及び方向矢印を朱色で記入し、座標値を黒色で記入する。	
用地測量	地図写	2部		道路の起点及び河川の下流を左端にし、製図を行う。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)	地図写真原図から第二原図を作成し、計画線を朱色で記入する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)	
	用地実測図 原図(色別製図)	1部	用地実測図原図は原則として、道路の起点及び河川の下流を左端にし、基準点並びに境界点の位置、番号、中心線並びに測点番号を、幅杭線、幅杭位置及び番号、行政境界線、区市町村名、大字名、字名、丁目名、各筆の地番、土地所有者等の氏名、境界辺長、隣接地の地番、方位、面積計算表、土地の三斜線および三斜数値等は黒色にて製図を行い、座標値一覧表に基準点と幅杭点、境界点と計画線の交差する部分の座標値を黒色で記入する。土地の三斜線及び境界線並びに借地の三斜線及び数字は朱色で記入する。借地は数字は青色で記入する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)			

(次へつづく)

図面種類	部数	原図(色別製図)	原図(色別製図)	第二原図写真	第二原図写真
用地実測図 写 図	2部		用地実測図原図(色別で製図)と同様の図式で製図を行い黒色で記入する。		用地実測図写真原図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)
用地平面図 (現況重ね図)	2部				現況重ね図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)
土地境界 総 括 図	2部				土地境界総括図原図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)
用地境界 測 設 図 (必要の場合のみ)	2部				用地境界測設図原図から第二原図を作成する。 ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)
用地実測図 写 図	1部				貸与の用地実測図原図からポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)にグリーン色等の薄色で写図を作成し、写図の旧土地所有者名、旧土地地番を()で囲み、権原取得後の土地所有者名及び新土地地番並びに都道隣接地番を黒墨にて記入する。
地 図 写			貸与の地図写しを基にし、ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)に権原取得後の土地所有者名、新地番、地目、筆界線、地積等を黒色にて記入する。		
公示用略図	1部		公示用略図の作成によること。なお、黒色で製図を行う。ポリエステルフィルム300番もしくは合成紙(白色で耐水性を保持するもの)		

公示用略図の作成要領

平成 1 7 年 6 月 1 日
建設局道路管理部

公 示 用 略 図 の 作 成 要 領

昭和 52 年 7 月 1 日 52 建道管路第 155 号決定
平成 8 年 3 月 21 日 7 建道管路第 1627 号全面改正
平成 13 年 3 月 1 日 12 建道管路第 3466 号全面改正
平成 17 年 6 月 1 日 17 建道管路第 798 号一部改正

第 1 「公示用略図の作成要領」の意義

東京都においては、道路の路線の認定、区域の決定、供用の開始等を公示するに際しては、略図を添付することになっている。

略図の添付については、特に法律等に定められている訳ではないが、これにより区域変更等の処分の概要がより具体的に示されるとともに、公報上に記録される等の利点がある。

それゆえ、この略図の添付は、大正 9 年に旧道路法が施行されて以来の慣行となっている。

路政課等に保管されている大正 9 年以来の公報上の略図は、道路区域及び境界確定等に係る第一級の資料として、現在も各方面で活用されている。

ついては、都道（首都高速道路を除く。）及び一般国道（指定区間外）の区域変更等に係る公示用略図を、より分かり易く見やすくするため、この要領を定める。

第 2 使用する用紙

- 1 用紙の材質は、ポリエステルフィルム（300 番）又はこれに類するもの。
- 2 用紙の大きさは、公報の形式に合わせ、A 4 判（縦使い）を原則とする。
- 3 余白は、上下左右とも 15～20mm 程度とする。枠線は引かないこと。

第 3 構成及び記載方法（A 4 判（縦使い）の場合）

1 略図の構成 <各模範例>

- (1) 略図は、「表題部」、「案内図」及び「本図」により構成する。
- (2) 表題部は、「表題」、「処分の区間」、「道路の凡例」、「処分の凡例」及び「処分の延長・面積」により構成する。
- (3) 「表題部」、「案内図」及び「本図」の配置については、全体のバランスを考えて、見やすいように工夫する。
- (4) 用紙の右上端には、「別図」と縦書きする。
ただし、公示の方法により「別図一」、「別図二」等と記する場合もある。
- (5) 「別図」の字の大きさは、16 ポイント程度とする。

2 略図の記載方法 <各模範例>

- (1) 表題

- ア 表題は、「別図」左側に、「別図」より1字下げて縦書きする。
- イ 表題は、「路線名」「処分名」のあとに「略図」と記載する。
- ウ 路線名は、「都道〇〇〇〇線」、「一般国道〇〇〇〇号」等と記載する。
- エ 処分名は、「区域変更」、「供用開始」、「区域決定」等と記載する。
- オ 字の大きさは、16ポイント程度とし、全体のバランスを考えて記載する。
- カ 路線名が複数の場合は、原則として区域変更等の主たる路線を右側に記載し、他の路線はその左横に列記する。主たる路線以外は、路線の整理番号の若い順に列記することが望ましい。　　＜参考例1＞

(2) 処分の区間

- ア 処分の区間は、「表題」左側に「表題」より1字下げて縦書きする。
- イ 字の大きさは、「表題」と同じにする。
- ウ 処分の区間は、「起点地名」、「～」（縦書き）、「終点地名」により構成する。
- エ 処分の区間のうち、路線の起点側の端の地名を「起点地点」、終点側の端の地名を「終点地点」とする。
- オ 「起点地名」、「終点地名」の表示は、町丁名又は（大）字名までとし、丁名は「一丁目」のように漢字で表示する。
- カ 地名が長く、記載が2行になる場合には、1行目には「起点地名」、2行目には1行目より一字下げて、縦書きの「～」を記載し、その下に「終点地名」を書く。
- キ 「起点地名」と「終点地名」が同じ場合は、途中で他の地名があった場合でも〇〇地内と記載する。　　＜模範例C・D＞

(3) 道路の凡例

- ア 道路の凡例の記載位置は、表題左側に処分の区間と同じ高さに縦書きする。
- イ 字の大きさは、12ポイント程度とする。
- ウ 凡例は、高速自動車国道、一般国道、都道及び区市町村道の順に、必要なものを記載する。　　＜別紙1＞
- エ 首都高速道路については、記載しない。

(4) 処分の凡例　　＜別紙1＞

ア 記載方法

- (ア) 処分の凡例の記載位置は、道路の凡例に並べて縦書きする。
- (イ) 字の大きさは、道路の凡例と同じにする。
- (ウ) 処分の凡例は、必要な凡例だけを記載する。
- イ 区域変更（区域決定）の場合
 - (ア) 編入区域　　＜模範例A＞
 - a 区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域がある場合に記

載する。ただし、重用編入区域は含めない。

- b 「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「編入区域（決定区域）」にする。　　＜模範例 B＞

(イ) 重用編入区域　　＜模範例 A＞

- a 区域変更等により、新たに道路区域に編入される区域のうち、他の路線の道路区域と重用することとなる区域がある場合に記載する。
- b 「処分名」が区域決定の場合には、凡例を「重用編入区域（決定区域）」にする。　　＜模範例 B＞
- c 「重用編入区域」の下には、括弧書きで（都道〇〇〇〇線との重用編入）等と重用関係を分かりやすく記載する。＜模範例 A＞

(ウ) 廃止区域　　＜参考例 2＞

区域変更により、道路区域が廃止される区域がある場合に記載する。ただし、重用廃止区域は含めない。

(エ) 重用廃止区域　　＜模範例 C＞

- a 区域変更により、道路区域が廃止される区域のうち、他の路線の道路区域と重用していた区域がある場合に記載する。
- b 「重用廃止区域」の下には、括弧書きで（都道〇〇〇〇線との重用廃止）等と重用関係を分かりやすく記載する。

(オ) 変更後区域　　＜模範例 D＞

- a 表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。
- b 区域変更等の結果、特定区間内で道路区域になっている区域全体を記載する。ただし、変更後重用区域は含めない。
- c 区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。

(カ) 変更後重用区域　　＜参考例 3＞

- a 表題を区域変更後略図にした場合に使用する凡例。
- b 区域変更等の結果、特定区間内で他の路線の道路区域と重用する区域全体を記載する。
- c 区域変更後略図は道路区域の廃止が生じる場合には使用しないので、道路区域の廃止を表す凡例はない。

(キ) 計画線　　＜模範例 A＞

都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。

ウ 供用開始の場合

(ア) 供用開始区域　　＜模範例 E＞

道路の供用を開始する区域を記載する。

(イ) 供用除外区域　　＜参考例 4＞

- a 通常は記載しない。
- b 道路区域になっているが、供用の開始に際し、供用を除外している区

域を明示したい場合に記載する。

c 延長及び面積の表示は必要ない。

(ウ) 計画線

都市計画道路等の都道の道路整備計画線を本図に図示する場合に記載する。

エ 処分の延長・面積

(ア) 処分の延長・面積は、凡例ごとに記載する。

ただし、「計画線」、「供用除外区域」には記載しない。

(イ) 処分の延長・面積の記載位置は、処分の凡例から2文字下げて列記する。

(ウ) 延長・面積は、漢字で表示し、小数点第2位（小数点第3位以下は切捨て）まで記載する。なお、桁区切りのカンマは読点（、）、小数点は中点（・）で表記すること。

(エ) 字の大きさは12ポイント程度とする。

(5) 案内図

ア 一般的記載 <別紙2>

(ア) 案内図は、左上に表題部と並べてバランスよく配置する。

(イ) 一般的には、縮尺1/25,000程度の地図を利用して、処分区域及び周辺地域が一望できるよう図示する。

(ウ) 可能なかぎり、鉄道の駅を含んだ図にする。

(エ) 必ず北を上にして記載し、方位を入れる。

(オ) 区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、区市町村については、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。

(カ) 町丁名の数字は漢字とする。

(キ) 主要な公共施設があれば、適宜記載する。

イ 道路の記載

(ア) 国道、都道は記載するが、区市町村道については記載しないことを原則とし、分かり易くするため記載する場合も主要なものだけにとどめる。

(イ) 処分箇所は黒塗りし、図の外側から矢印で「区域変更箇所」等と示す。

(ウ) 国道、都道は路線名を記載する。

ただし、区市町村道には路線名を入れない。

(エ) 首都高速道路については、原則として記載しない。

(6) 本図

ア 一般的記載 <別紙2>

(ア) 本図は、略図の下半分に処分の概要が理解できるように記載する。

(イ) 方位は、本図の左側の見やすい位置に記載する。

(ウ) 一般的には、縮尺1/2,500程度の地図を利用して記載するが、縮尺は分かりやすさを優先して判断する。

- (エ) 区市町村名及び町丁名・（大）字名を記載し、その境界線を簡単に分かりやすく記載する。
- (オ) 交差点部等の地番（不動産地番）を適宜記入する。処分箇所の起点と終点に当たる地番は、処分区間として使用するので、必ず正確に記載する。
- (カ) 町丁名及び地番の数字は漢字とする。
- (キ) 鉄道、河川、海等は必ず記入し、名称も記載する。

イ 道路の記載

- (ア) 本図上の道路は、なるべく北が上になるように横長に記載し、長さが1つの図で収まらない場合には、A-A'断面等を設けて、複数の図でバランスよく記載する。
- (イ) 本図が1ページで収まらない場合は、複数のページに渡って記載する。その場合は、全体のページで記載バランスを整えること。
- (ウ) 複数の図になった場合の方位は、それぞれの図の左側の見やすい位置に記載する。それぞれの図の方位は北である必要はなく、図ごとに異なってもよい。
- (エ) 処分箇所を、凡例ごとに、決められた図柄で記載する。
- (オ) 処分箇所には、曲り点等の主要な道路幅員をアラビア数字で記載する。
- (カ) 道路幅員は、小数点第2位（小数点第3位以下切捨て）まで記載し、字の大きさは8ポイント程度とする。
- (キ) 隅切り及び10m以下の辺には、原則的に辺長を入れる。
- (ク) 図が小さい場合には、部分的な拡大図を記載して、分かりやすくする。
- (ケ) 道路は、国道、都道（首都高を除く）、区市町村道を記載し、私道は記載しない。
- (コ) 国道、都道には、路線名を記入する。区市町村道には路線名を記入しない。
- (サ) 首都高速道路については、原則として記載しない。
- (シ) 新たに複数の路線に編入する場合には、区域変更等の主たる路線について編入区域とし、他の路線は重用編入区域とする。
- (ス) 複数の路線に編入する場合で、主たる路線が無い場合には、次の順位で整理番号の若い方を編入区域とし、他の道路には重用編入区域として扱うことを基本とする。

なお、整理番号が無い路線についての順位は、適宜判断する。

- a 主要地方道の一般都道（整理番号 1～99号）
- b 主要地方道の特例都道（整理番号 301～399号）
- c 主要地方道以外の一般都道（整理番号 101～299号、501～599号）
- d 主要地方道以外の特例都道（整理番号 401～499号、番号なし）

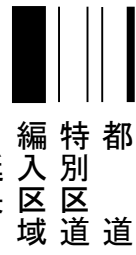
文字の大きさの例

別 図

都道環状三号線区域変更略図

(16ポイント)

江東区木場四丁目地内



一、二五七・三メートル

(12ポイント)

延長 面積 四三二・八三平方メートル

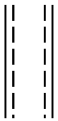
地番 二四六の八

幅員等

125.7

(8ポイント)

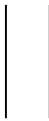
表題部の凡例
道路の凡例



高速自動車国道・一般国道



都道



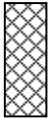
特別区道・市町村道

処分の凡例

区域変更（区域決定）の場合



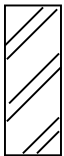
編入区域、
編入区域（決定区域）
又は変更後区域



重用編入区域、
重用編入区域（決定区域）
又は変更後重用区域



廃止区域
又は重用廃止区域



編入立体的区域、
編入立体的区域（決定立体的区域）



廃止立体的区域



計画線

供用開始の場合



供用開始区域



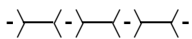
供用除外区域



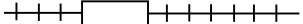
計画線

案内図及び本図の凡例

(ア) 境界線

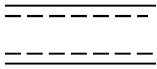
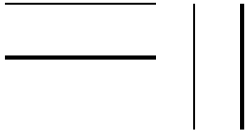
	都県界
	区、市、町、村界
	町、丁目、(大) 字界

(イ) 鉄道

	JR (路線名＝漢字)、(駅名＝ひらがな)
	
	私鉄 (路線名＝漢字)、(駅名＝ひらがな)
	

(ウ) 地名 区市町村名、町丁名、(大) 字名

(エ) 道路

	高速自動車国道・一般国道
	都道 (右側線あるいは下側線を太く表示する。)
	特別区道・市町村道

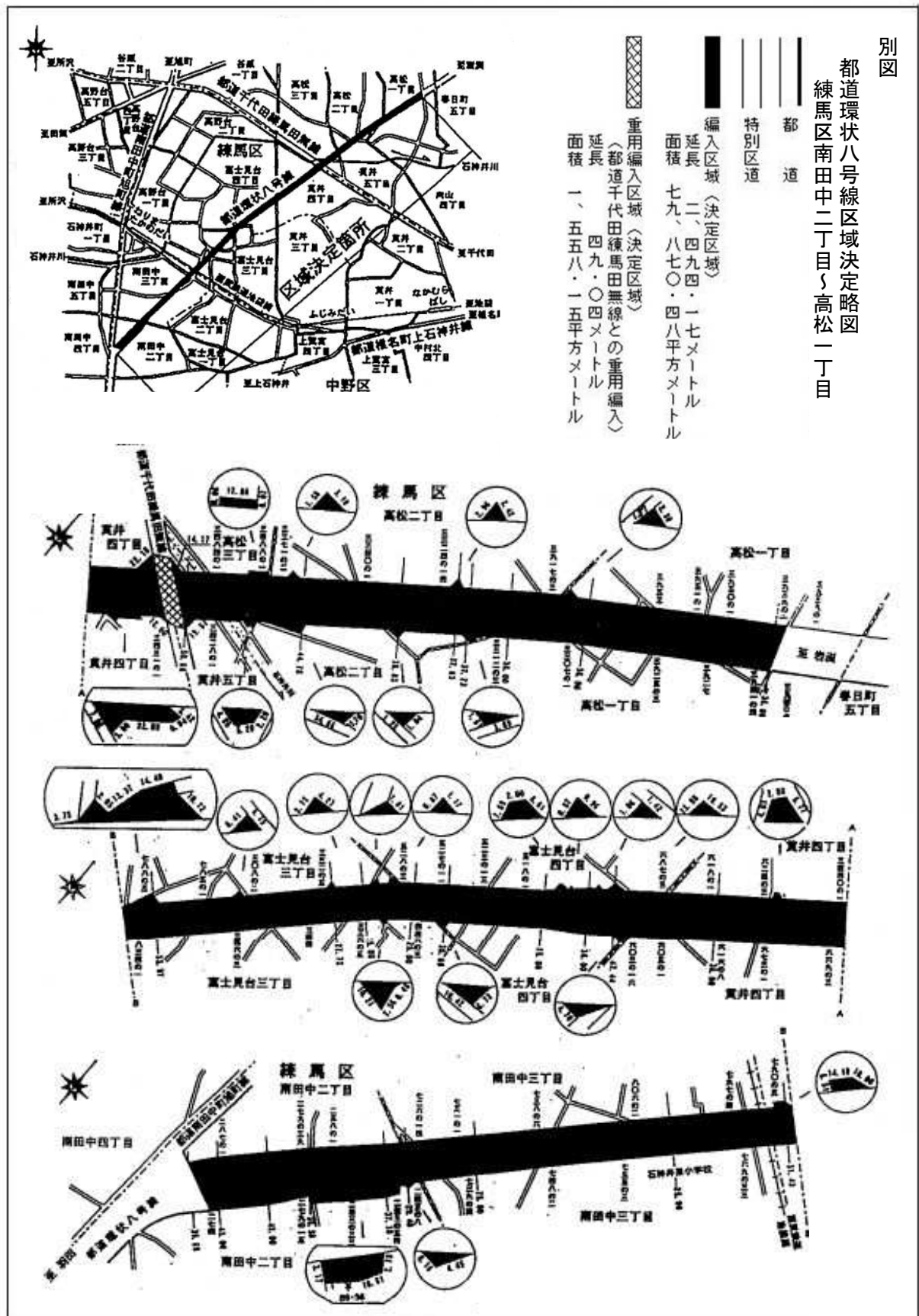
(オ) 河川

	河川名を表示する。 (1 級河川等の場合、流れる方向を矢印で示す。)
---	---------------------------------------

(カ) 主要な公共施設 (文京公会堂、千歳清掃工場、千住大橋等)

都道芝新宿王子線区域変更略図
豊島区高田二丁目～南池袋二丁目

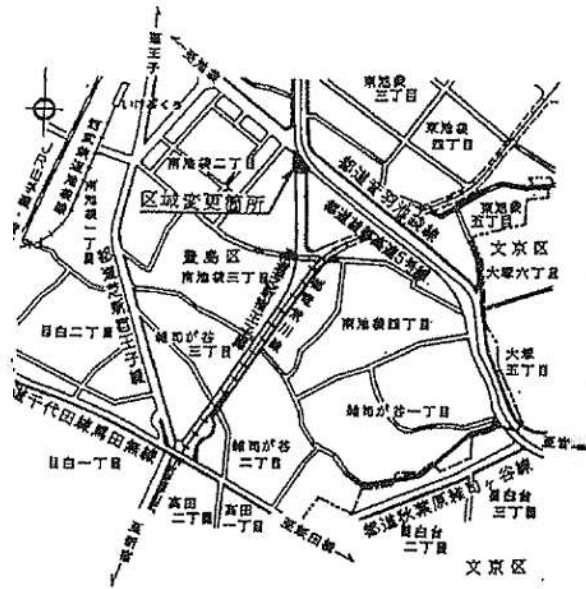




別
図

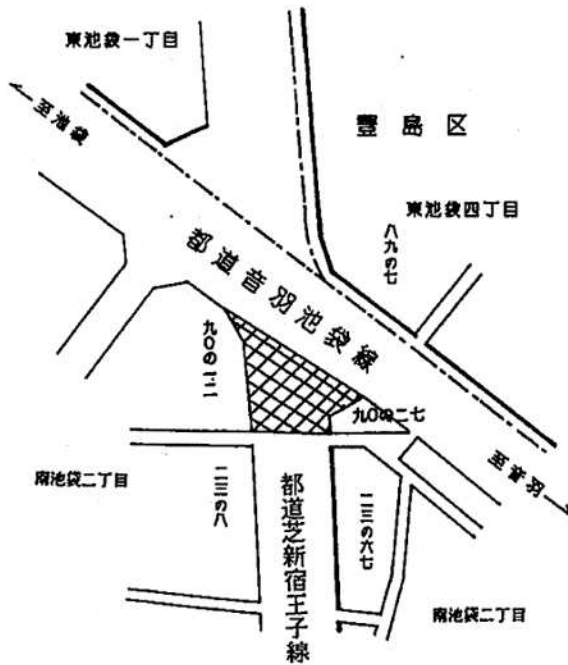
都道音羽池袋線区域変更略図

豊島区南池袋二丁目地内



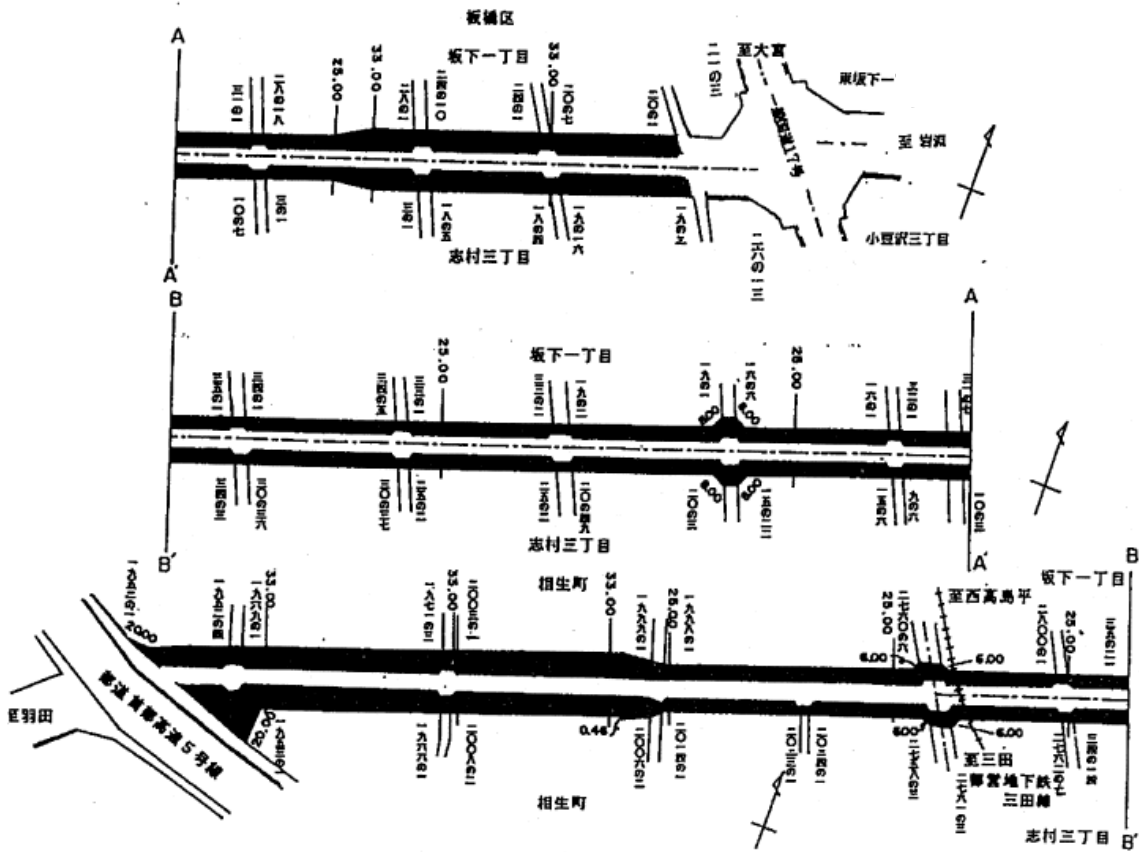
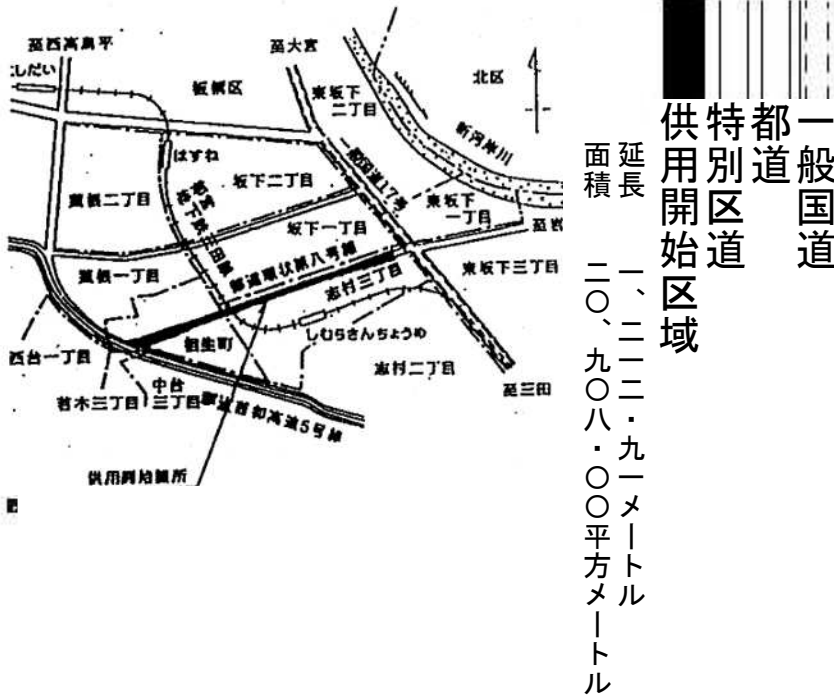
計画線
重用廃止区域（都道芝新宿王子線との重用廃止）
延長 六四・〇〇メートル
面積 一、一六五・一六平方メートル

都道
特別区道



別図

都道環状八号線供用開始略図
板橋区相生町、志村三丁目



別 図

都道新宿青梅線

区域変更略図

都道奥多摩青梅線

青梅市千ヶ瀬町二丁目地内

一般国道

市都道

編入区域

① 都道新宿青梅線

延長 二六・九六メートル

面積 一五〇・三七平方メートル

重用編入区域

① 都道新宿青梅線 (都道奥多摩青梅線との重用編入)

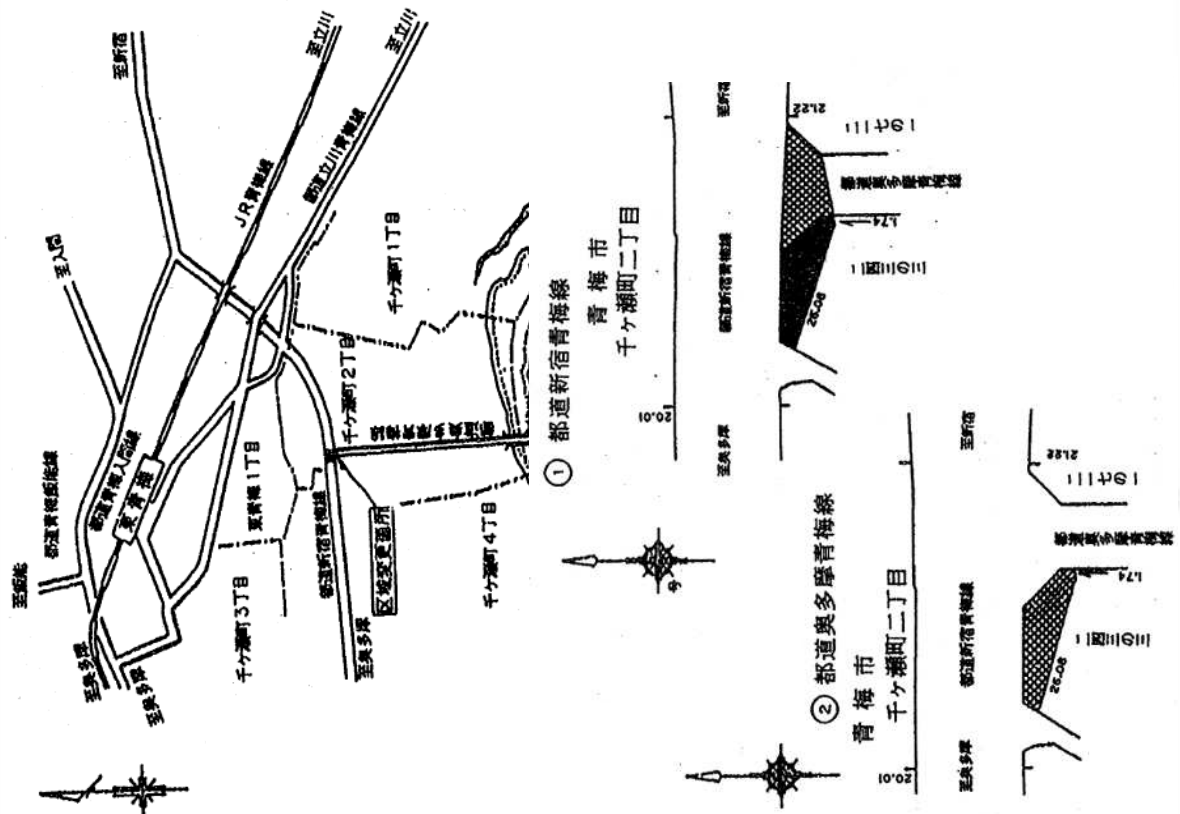
延長 二五・三二メートル

面積 一四〇・三五平方メートル

② 都道奥多摩青梅線 (都道新宿青梅線との重用編入)

延長 一九・九九メートル

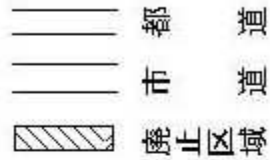
面積 一五〇・三七平方メートル



別 図

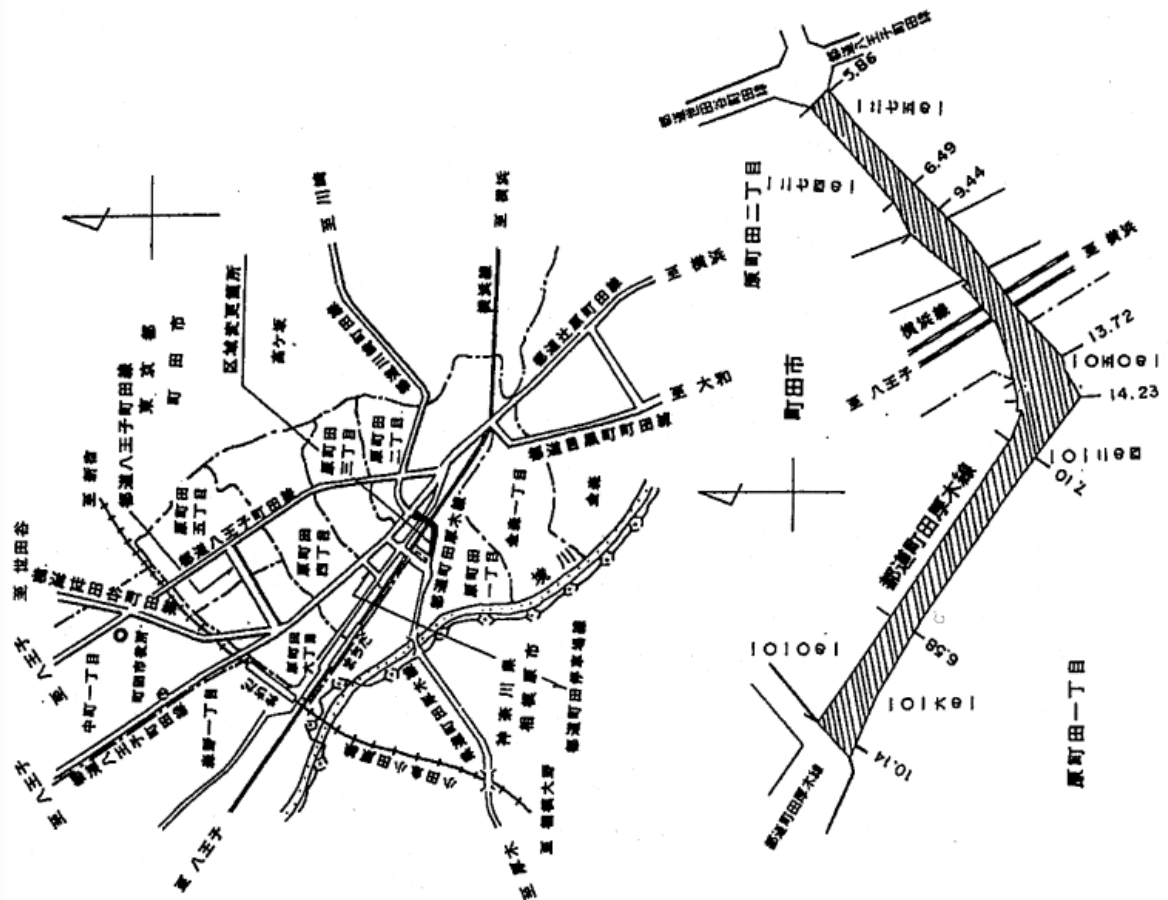
都道町田厚木線区域変更略図

町田市原田二丁目～原町田一丁目



延長 一九八・七五メートル

面積 一、五四二・三五平方メートル



別 図

都道上麻生連光寺線変更後略図

多摩市聖ヶ丘五丁目～連光寺六丁目

 都 道
 市 道
 変更後区域

延長 八四三・二三メートル

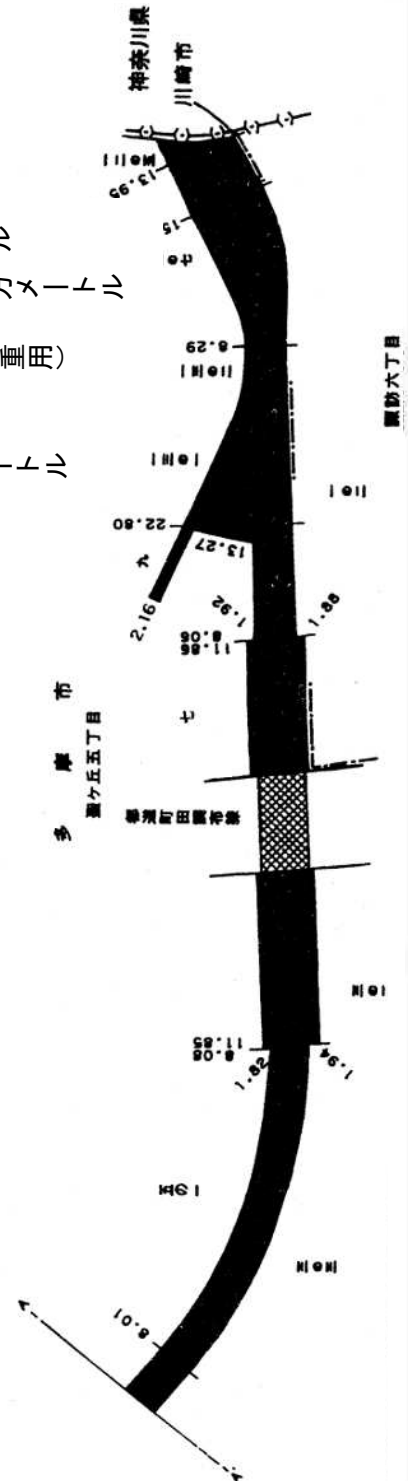
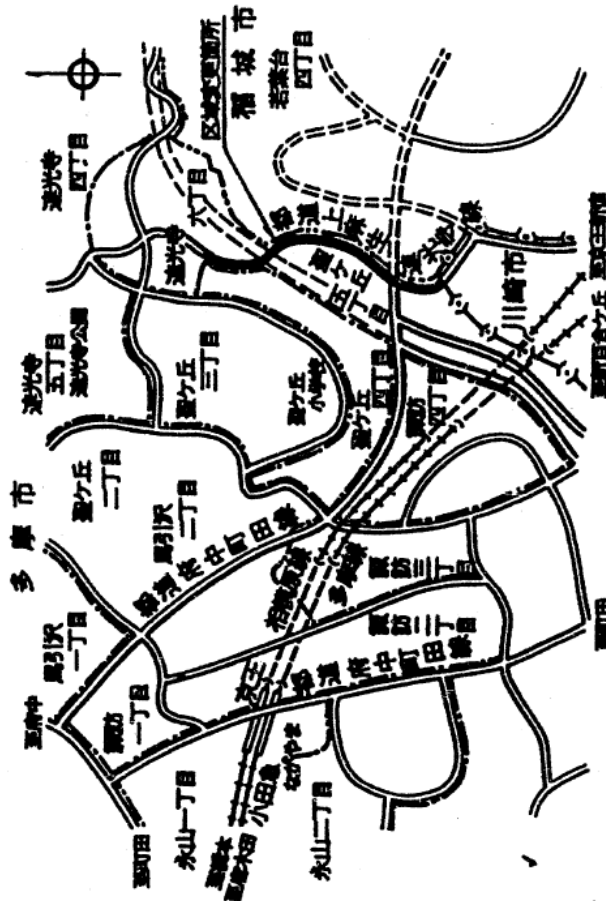
面積 九、七二六・一七平方メートル

 変更後重用区域（都道町田調布線との重用）

延長 二〇・〇八メートル

面積 一九六・七三平方メートル

 計 画 線



別 図

都道槽原あきる野線供用開始略図
あきる野市雨間地内

一般国道

都 道

市 道

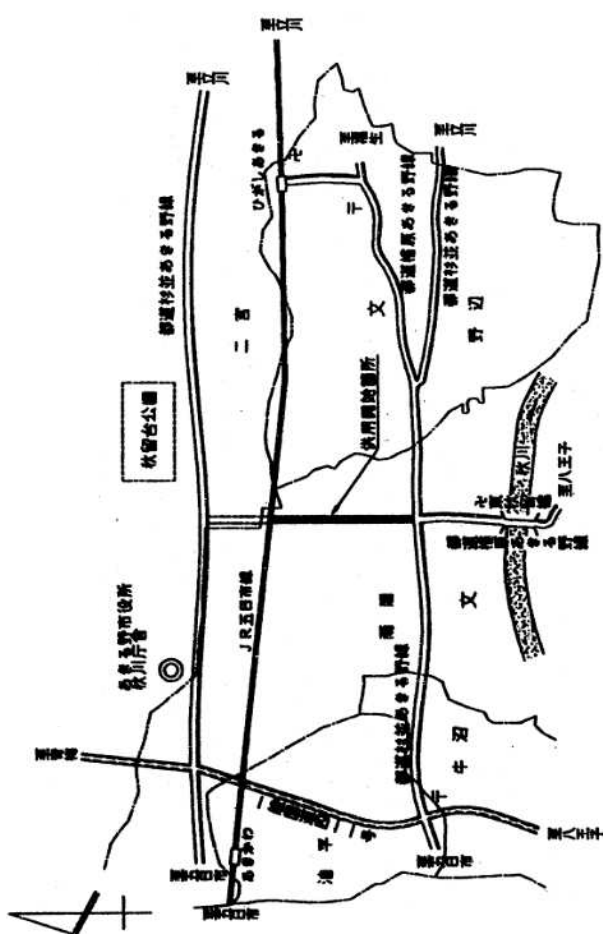
供用開始区域

延長 三九九・三メートル

面積 七、一六二・三八平方メートル

供用除外区域

計画線



あきる野市

雨間

字北郷

字秋留野

字上野原

至武蔵五日市

略図作成に係る留意事項

1 用紙の使い方について

用紙の使い方については、要領のなかでA4判縦使いを原則としている。

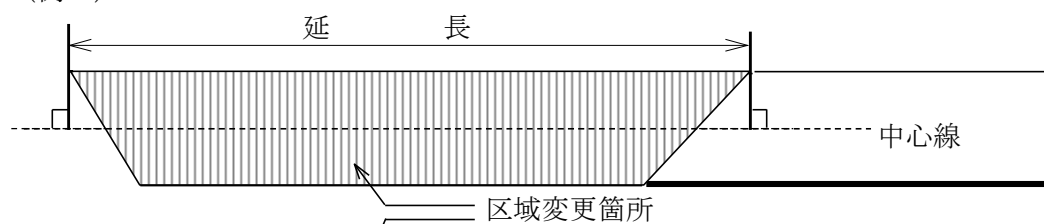
ただし、既に略図がA4判横使いで作成されている場合には、それを使用してもよい。

2 略図の省略について

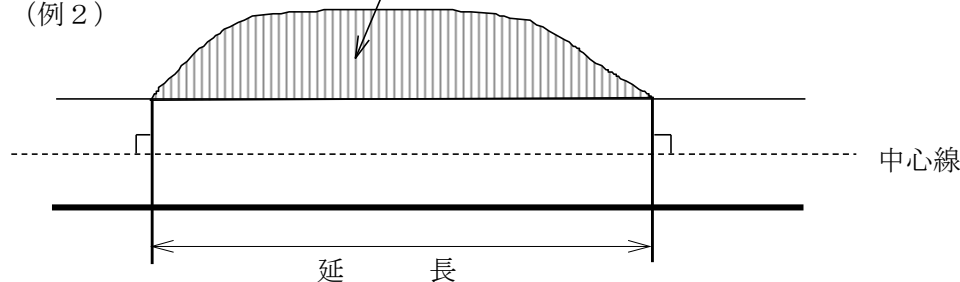
区域変更等と供用開始を同日付で行う場合、編入区域及び変更後区域（重用を含む。）と供用開始区域とが同一の場合に限り、供用開始略図を省略することができる。

3 区域変更等の延長の求め方について

(例1)



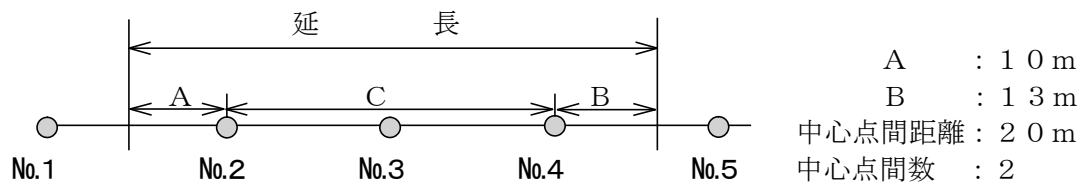
(例2)



延長の求め方（手順）

- 1 処分凡例ごとに延長を求める。
- 2 処分範囲の一番端の点から中心線に垂線をおとす。
- 3 中心線上の両端の距離を測る。（図上でメジャーによる算出も可）
- 4 小数点第3位以下を切り捨て、第2位までを表示する。

(参考) 中心線測量をやっている場合



$$A + B + C = \text{延長}$$

$$10\text{ m} + 13\text{ m} + (20\text{ m} \times 2) = 63.00\text{ m}$$

※ 延長は、A及びBの距離にC（中心点間距離×中心点間数）を加えて求める。

4 区域決定及び区域変更の使用区分について

今後は、路線認定後の初回の区域編入を区域決定、2回目以降の区域編入を区域変更として取り扱う。

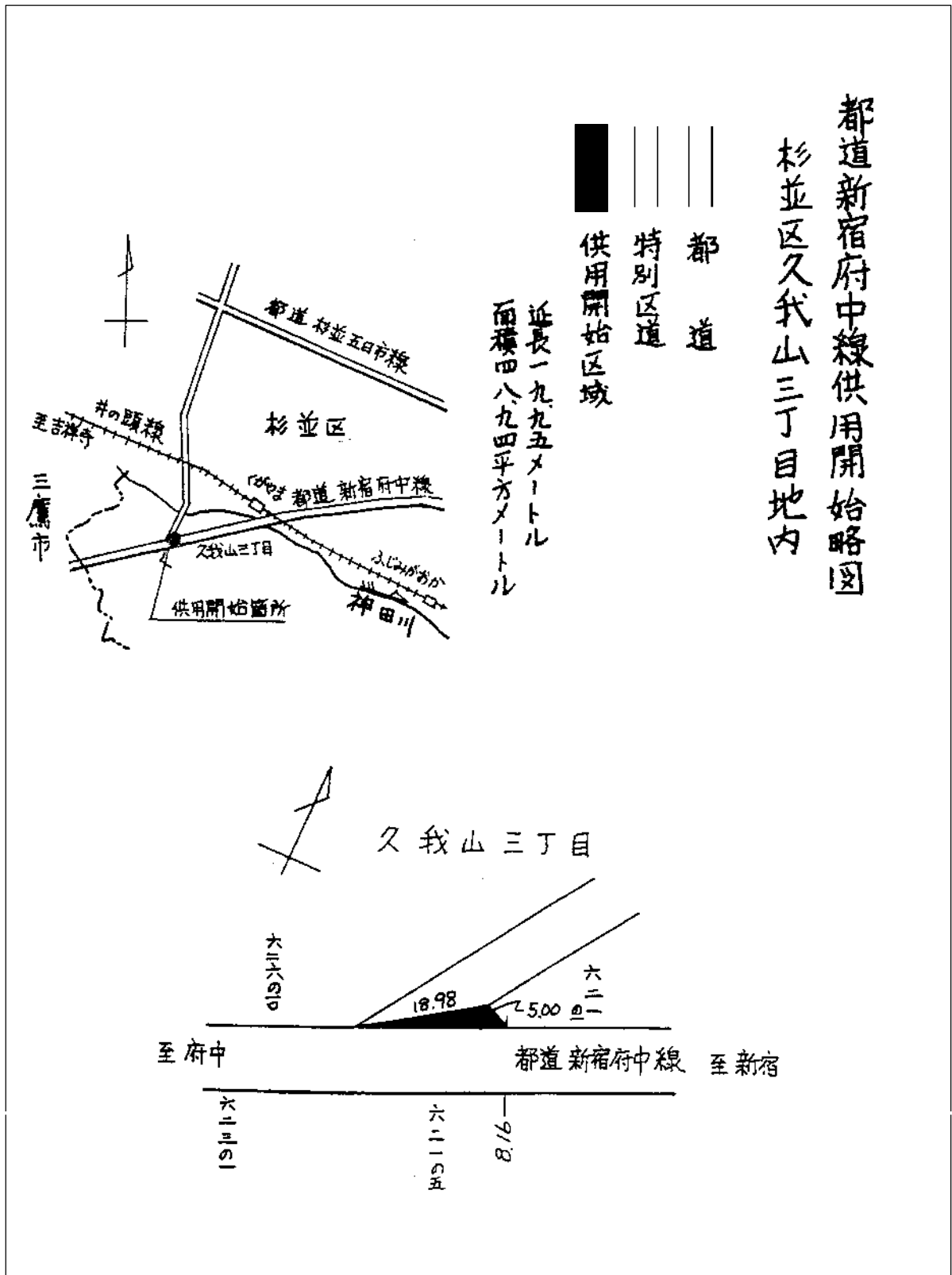
5 略図は、処分の概要を簡潔に示すためのものなので、手書きであっても支障ない。

〔手書例〕

(第6900号)

東京都公報

昭和55年9月9日(火曜日) 4



別紙第3号様式(第11条関係)

土地建物調査要領第3条第2項 不動産調査報告書(嘱託登記用)							土地
以下のとおり調査をしたので、その結果を報告します。							
令和 年 月 日							
嘱託官署 代表者		電子署名又は職印		担当者 部署 氏名 電話		印	
01 登記の目的							
申請番号	事件名						
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他()	☐ 地積 ☐ 地積測量図訂正	☐ 地図訂正 ☐ 変更 ☐ 更正
	☐ 表題 ☐ 地積測量図訂正	☐ 分筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 合筆 ☐ 土地所在図訂正	☐ 所在 ☐ 土地所在図訂正	☐ 地目 ☐ その他()	☐ 地積 ☐ 地積測量図訂正	☐ 地図訂正 ☐ 変更 ☐ 更正
02 調査した土地 (表題登記以外は、申請前の状況を記載すること。)							
申請番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	第三者の権利の有無	利用状況	地積測量図の有無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無
03 所有権登記名義人等							
地 番	所有権登記名義人 (□立会人)						
	住所 (登記記録と異なる場合)						
	氏名						
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他 ()					
	持分	☐ 単有 ☐ 共有 (持分) ☐ 共有者多数 (別紙のとおり)					
	連絡先 (電話番号等)						
	立会人						
	住所						
	氏名						
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他 ()					
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族 () ☐ 管理者 () ☐ 代表者 ☐ その他 ()					
	連絡先 (電話番号等)						
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認					

地 番	所有権登記名義人（□立会人）				
	住所 (登記記録と異なる場合)				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	持分	□単有 □共有（持分 ） □共有者多数（別紙のとおり）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会人				
	住所				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認			
	地 番	所有権登記名義人（□立会人）			
		住所 (登記記録と異なる場合)			
氏名					
本人確認方法		□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
持分		□単有 □共有（持分 ） □共有者多数（別紙のとおり）			
連絡先（電話番号等）					
立会人					
住所					
氏名					
本人確認方法		□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
所有権登記名義人との関係		□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
連絡先（電話番号等）					
立会・確認状況等		令和 年 月 日 立会・確認			
地 番		所有権登記名義人（□立会人）			
		住所 (登記記録と異なる場合)			
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	持分	□単有 □共有（持分 ） □共有者多数（別紙のとおり）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会人				
	住所				
	氏名				
	本人確認方法	□運転免許証 □個人番号カード □面識有り □その他（ ）			
	所有権登記名義人との関係	□親族（ ） □管理者（ ） □代表者 □その他（ ）			
	連絡先（電話番号等）				
	立会・確認状況等	令和 年 月 日 立会・確認			
	04 登記原因及びその日付				
	申請番号	地 番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由

05 調査資料・証言・事実等			
資料等区分	資料等番号	資料等名	
登記所資料		☐ 土地登記記録	
		☐ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 建物登記記録	
		☐ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 地図（ ）	
		☐ 地図に準ずる図面（ ）	
		☐ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	
		☐ 地積測量図・土地所在図	
		☐ 筆界特定関係資料等	
		☐ 旧土地台帳	
		☐ 旧土地台帳附属地図（和紙公図）	
		☐ 基準点成果	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
	官公署等資料		☐ 台帳申告書写し
		☐ 地籍図等	
		☐ 国土調査等関係資料	
		☐ 道路台帳	
		☐ 道路台帳附属地図	
		☐ 道路境界確定図等	
		☐ 法定外公共物確定協議書等	
		☐ 公共用地払下げ図面等	
		☐ 河川法の適用河川境界承認図等	
		☐ 換地確定図	
		☐ 戦災復興区画整理図	
		☐ 空中写真	
		☐ 農業委員会の許可書等	
		☐ 基準点成果	
その他の事実等			☐ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他
		☐ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他	
		☐ 筆界確認書，立会証明書等	
		☐ 売渡図面	
		☐ 承諾書	
		☐ 証言（証言者 ）	
		☐ その他（ ）	
	☐ その他（ ）		
結 確 原 果 認 本			
06 資料・証言・事実等の分析			
資料等番号	地 番	分析手法，分析結果その他必要な事項	
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		証言者	

07 現地の状況				□別紙のとおり	
点名	境界標		確認の状況		
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠景	撮影年月日 備考			近景	撮影年月日 備考
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
その他必要な事項					

08 地域区分・精度区分						
地域区分	☐ 市街地地域 (甲2まで) ☐ 村落・農耕地域 (乙1まで) ☐ 山林・原野地域 (乙3まで)					
地図等の精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ なし					
09 筆界位置の計測						
基準点測量等						
測地系	☐ 世界測地系 ☐ 変換パラメータ () ☐ 任意座標 ()					
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測方法	☐ 放射 ☐ 結合 ☐ 閉合 ☐ 交会 ☐ 単回 ☐ 対回 ☐ 平均 ☐ その他 () ☐ スタティック ☐ 短縮スタティック ☐ RTK ☐ ネットワーク型RTK ☐ その他 ()					
観測日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
使用した基本三角点等	点 名	等級・種別			標 識	
補助基準点	点 名	名称・種別			標 識	
恒久的地物	点 名	名称・種別			地物の名称	
遠景	撮影年月日 備 考			近景	撮影年月日 備 考	
基本三角点等に基づく測量ができない理由						
一筆地測量						
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
求積・誤差の許容限度の検証	地 番	登記地積 m ²	実測面積 m ²	較 差 m ²	公 差	地積更正の要否
						☐ 要 ☐ 否
						☐ 要 ☐ 否

10 補足・特記事項

(※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。)

11 画像情報

□別紙のとおり

撮影年月日

備 考

撮影年月日

備 考

12 調査図（現地案内図等）

□別紙のとおり

調査図番号（ ）

タイトル

土地

不動産調査報告書(嘱託登記用)

平成 年 月 日作成

以下のとおり調査の結果を報告します。

調査 測量者職氏名

東京都〇〇建設事務所

〇〇 〇〇

職印

電話番号 03-5320-〇〇〇〇

() 章以降 ☒ 無

報告書No

I 基礎情報 (登記記録又は申請情報)	01	登記(業務)の目的	☐ 表題 ☐ 分筆 ☐ 合筆 ☐ 地目 ☐ 地積 ☐ 地図 ☐ その他 () ☐ 変更 ☐ 更正 ☐ 訂正						
	02	申請対象地	所在						
			登記記録、申請情報の別	☐ 登記記録	☐ 登記記録	☐ 登記記録	☐ 登記記録	☐ 登記記録	
				☐ 申請情報	☐ 申請情報	☐ 申請情報	☐ 申請情報	☐ 申請情報	
			不動産番号						
			地番						
			地目						
			地積 m ²						
	特記事項								
	03	申請人及び利害関係人	権利の種類別						
			住所,所在地						
			氏名,名称						
			備考						
			本人(申請意思)確認の方法						
	04	隣接関係等	地番						
住所,所在地									
氏名,名称									
その他									
特記事項									
II 資料に関する調査又は確認	05	登記所備付料	資料の名称	☐ 地図	☐ 地図に準ずる図面	☐ 地積測量図	☐ 基準点成果 ()	☐ その他 ()	
			備考						
	06	登記所以外の資料	☐ 有 ☐ 無	資料の名称	資料の説明(内容,活用方法等)		確認年月日	平成 年 月 日	
	07	所有に係る資料	☐ 有 ☐ 無	資料の名称	資料の説明(内容,活用方法等)		確認年月日	平成 年 月 日	
	08	官公署の許可等	☐ 有 ☐ 無	資料の名称	資料の説明(内容,活用方法等)		確認年月日	平成 年 月 日	
特記事項									

別紙第3号準用様式(第10条関係)

Ⅲ 対象土地の 特定による 現地調査	申請地地番											
	09	土地の区画・形状調査・確認										
	10	占有状況・ 利用状況の調査		周辺地域の状況 ☐ 市街地 ☐ 村落地 農地 ☐ 山林原野			確認年月日		平成 年 月 日			
							原因及び日付の調査 ☐ (☐ 申請人 ☐ 立会人) の説明 ☐ 官公署の証明 ☐ その他() により 年 月 日 ☐ 変更 ☐ 錯誤 ☐ その他() と認定					
	11	所有権調査	(所有権証 明情報との 対査等)	☐ 07章 所有に係る資料		☐ 登記記録	☐ その他()					
							確認年月日		平成 年 月 日			
	12	合筆の特記事項					確認年月日		平成 年 月 日			
							確認年月日		平成 年 月 日			
	13	分筆の特記事項					確認年月日		平成 年 月 日			
							確認年月日		平成 年 月 日			
隣接地地番												
09	土地の区画・ 形状調査・確認											
10	占有状況・ 利用状況の調査											
11	所有権調査											
申請地から見て東西南北側			側	側	側	側	側	側	側			
特記事項												
Ⅳ 対象土地に 関する筆界の 確認	14	登記所備付 地図の種類	縮尺	☐ 1/250 ☐ 1/500 ☐ 1/600 ☐ 1/1000 ☐ 1/1200 ☐ その他() ☐ 縮尺なし								
			作成事業	☐ 法14条1項 ☐ 国土調査 ☐ 区画整理 ☐ 土地改良								
				☐ 法14条4項 ☐ 区画整理 ☐ ()								
			精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ 精度区分なし								
			現地との整合性	☐ 一致 ☐ 概ね一致 ☐ 不一致 ☐ その他()								
			特記事項				確認年月日		平成 年 月 日			
報告事項												

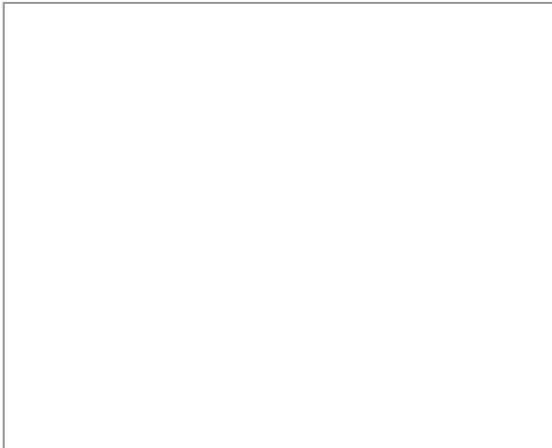
別紙第3号準用様式(第10条関係)

	15		16			
	申請地・隣接地の別及び地番	既提出の地積測量図との関係	境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法	
IV 対象土地に関する筆界の確認	☐ 申請地	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	立会者		
	☐ 隣接地	作成年月日	☐ 既存境界標()点	同住所		
	地番	年 月 日				
		現地と既提出地積測量図との整合性	☐ 新設境界標()点	同資格		
				本人確認方法		
	特記事項			☐ 確認 ☐ 立会	平成 年 月 日	
	☐ 申請地	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	立会者		
	☐ 隣接地	作成年月日	☐ 既存境界標()点	同住所		
	地番	年 月 日				
		現地と既提出地積測量図との整合性	☐ 新設境界標()点	同資格		
				本人確認方法		
	特記事項			☐ 確認 ☐ 立会	平成 年 月 日	
	☐ 申請地	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	立会者		
	☐ 隣接地	作成年月日	☐ 既存境界標()点	同住所		
	地番	年 月 日				
		現地と既提出地積測量図との整合性	☐ 新設境界標()点	同資格		
				本人確認方法		
特記事項			☐ 確認 ☐ 立会	平成 年 月 日		
☐ 申請地	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	立会者			
☐ 隣接地	作成年月日	☐ 既存境界標()点	同住所			
地番	平成 年 月 日					
	現地と既提出地積測量図との整合性	☐ 新設境界標()点	同資格			
			本人確認方法			
特記事項			☐ 確認 ☐ 立会	平成 年 月 日		
☐ 申請地	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	立会者			
☐ 隣接地	作成年月日	☐ 既存境界標()点	同住所			
地番	年 月 日					
	現地と既提出地積測量図との整合性	☐ 新設境界標()点	同資格			
			本人確認方法			
特記事項			☐ 確認 ☐ 立会	平成 年 月 日		
報告事項						

別紙第3号準用様式(第10条関係)

V 地積の測量方法に関する情報	17	基本三角点等・恒久的地物(登記基準点・参照点)からの測量	符号及び名称, 既知点・新点の別, 標識, 恒久的地物の種類, データ種別, 座標系, 変換方法, 使用機器, 観測の方法, 精度管理, 測量年月日等						
	18	筆界点測量	画地調整	種類, 条件, 計算資料等					
			細部測量	筆界点名又は符号, 既設・新設の別, 使用機器、測量者, 観測の方法, 測量年月日等					
	19	求積方法	地番						
			計算方法						
			登記記録との差						
			特記事項						
20	誤差の限度	地域区分	☐ 市街地(甲2まで) ☐ 村落・農耕地(乙1まで) ☐ 山林・原野(乙3まで)						
		精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3						
		判断の概要	地積更正の必要性 ☐ 有 ☐ 無 地図訂正の必要性 ☐ 有 ☐ 無 その他						
		特記事項							
報告事項									
総合報告									

画像情報



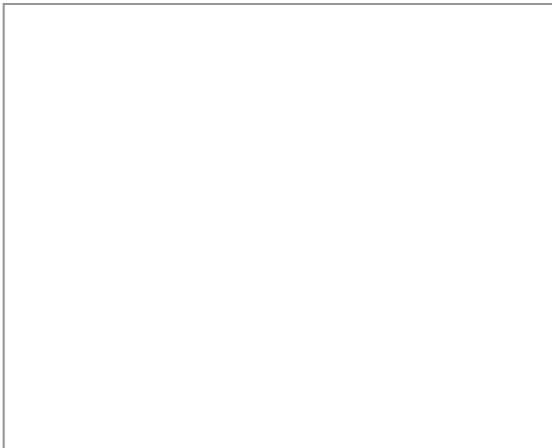
画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成 平成 年 月 日



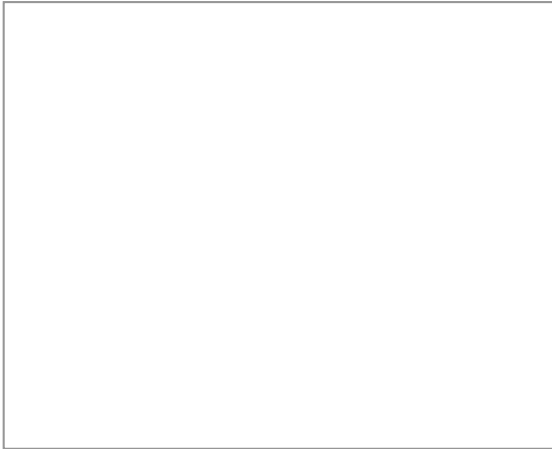
画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成 平成 年 月 日



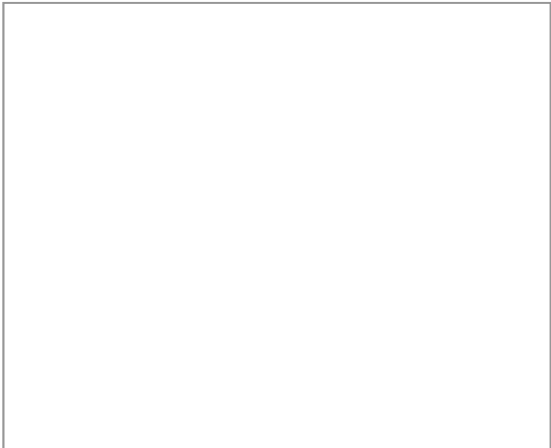
画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成 平成 年 月 日



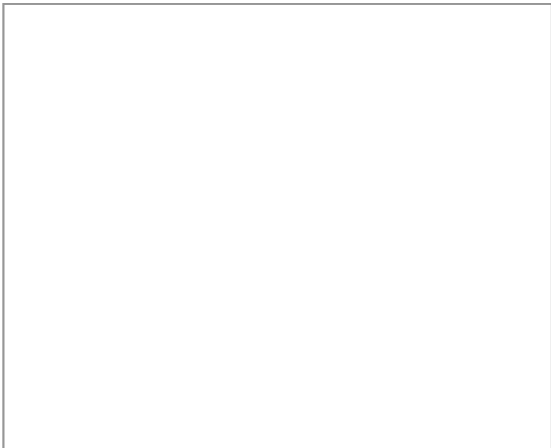
画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成平成 年 月 日



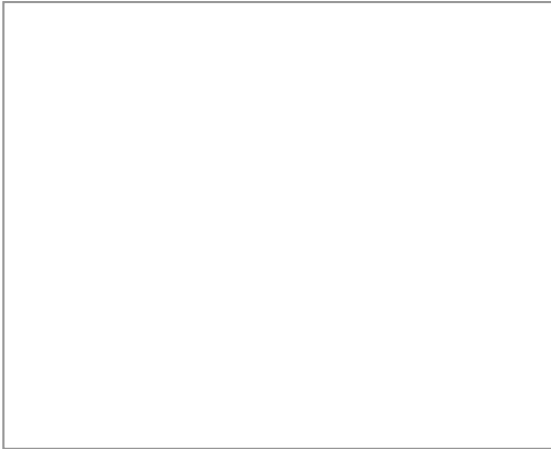
画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成平成 年 月 日



画像資料No. _____

摘 要

.....

.....

☐撮影☐作成平成 年 月 日

調査素図

立 会 証 明 書

土地の表示 東京都〇〇区 〇〇 〇丁目 〇〇番〇

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

記

地 番	所有権者	立会人 住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 〇〇	本人	令和〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 〇〇	妻	令和〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 〇〇	夫	令和〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 〇〇	長男	令和〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 〇〇	代理人	令和〇〇年 〇月〇〇日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

調査 測量者職氏名

東京都〇〇〇〇建設事務所

所 長 〇 〇 〇 〇

印

東京都〇〇〇〇建設事務所工事課測量係 〇 〇 〇 〇

注 1 管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。

2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。

記

地 番	所有権者	立会人住所(上)氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押 印

地形・筆界点見取図

